

2015年4月

発行登録追補目論見書
(無登録格付に関する説明書を含む)



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年4月30日満期
ブラジル・リアル建社債（円貨決済型）

－ 売 出 人 －

エイチ・エス証券株式会社

1. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. 本社債はブラジル・リアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・リアルで表示されますが、その支払いは、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
3. この特記事項の直後に挿入される無登録格付に関する説明書は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されています。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客さまに告げなければならないこととされており、

～登録の意義について～

登録を受けた信用格付業者は、誠実義務、利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

以下、主な無登録信用格付業者についての内容をご説明いたします。

○スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S&P)

<格付会社グループの呼称等について>

- ・ 格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」と称します。）
- ・ グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

<信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について>

- ・ スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載。

<信用格付の前提、意義及び限界について>

- ・ S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。
- ・ 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。
- ・ S&P は、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

<格付会社グループの呼称等について>

- ・ 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）
- ・ グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

<信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について>

- ・ ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ (<http://www.moody's.co.jp>) の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載。

<信用格付の前提、意義及び限界について>

- ・ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。
- ・ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。
- ・信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。
- ・ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

○フィッチ・レーティングス (Fitch)

<格付会社の呼称等について>

- ・格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）
- ・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

<信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について>

- ・フィッチのホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載。

<信用格付の前提、意義及び限界について>

- ・フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。
- ・フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、平成 22 年 12 月 17 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記各会社のホームページをご覧ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25-外 21-184

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 27 年 3 月 27 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
(Deputy Group Finance Director)
マーク・マーソン
(Mark Merson)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 長谷川 敬 洋
同 田 中 貴 大

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 15,000,000 ブラジル・リアル (円貨換算額 559,500,000 円)

(上記円換算額は 1 ブラジル・リアル=37.30 円の換算率(2015 年 3 月 26 日現在の PTAX レートとしてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・リアル/円の売買相場の仲値の逆数とし、小数点以下第 3 位を四捨五入したレート)による。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 25 年 7 月 30 日
効力発生日	平成 25 年 8 月 7 日
有効期限	平成 27 年 8 月 6 日
発行登録番号	25-外 21
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
25-外 21-1	平成 25 年 8 月 8 日	700,000,000 円	該当なし。	
25-外 21-2	平成 25 年 8 月 8 日	656,200,000 円		
25-外 21-3	平成 25 年 8 月 9 日	700,000,000 円		
25-外 21-4	平成 25 年 8 月 13 日	600,000,000 円		
25-外 21-5	平成 25 年 8 月 20 日	106,210,000 円		
25-外 21-6	平成 25 年 8 月 22 日	700,000,000 円		
25-外 21-7	平成 25 年 8 月 26 日	929,500,000 円		
25-外 21-8	平成 25 年 8 月 26 日	115,800,000 円		
25-外 21-9	平成 25 年 9 月 6 日	300,000,000 円		
25-外 21-10	平成 25 年 9 月 6 日	402,135,000 円		
25-外 21-11	平成 25 年 9 月 6 日	620,000,000 円		
25-外 21-12	平成 25 年 9 月 11 日	600,000,000 円		
25-外 21-13	平成 25 年 9 月 12 日	500,000,000 円		
25-外 21-14	平成 25 年 9 月 13 日	980,000,000 円		
25-外 21-15	平成 25 年 9 月 13 日	1,450,000,000 円		
25-外 21-16	平成 25 年 9 月 18 日	957,000,000 円		
25-外 21-17	平成 25 年 10 月 1 日	800,000,000 円		
25-外 21-18	平成 25 年 10 月 1 日	600,000,000 円		
25-外 21-19	平成 25 年 10 月 1 日	118,800,000 円		
25-外 21-20	平成 25 年 10 月 2 日	1,400,000,000 円		
25-外 21-21	平成 25 年 10 月 2 日	2,110,000,000 円		
25-外 21-22	平成 25 年 10 月 2 日	2,220,000,000 円		
25-外 21-23	平成 25 年 10 月 3 日	203,040,000 円		
25-外 21-24	平成 25 年 10 月 4 日	300,000,000 円		
25-外 21-25	平成 25 年 10 月 4 日	396,810,000 円		
25-外 21-26	平成 25 年 10 月 7 日	7,788,000,000 円		
25-外 21-27	平成 25 年 10 月 7 日	2,838,000,000 円		
25-外 21-28	平成 25 年 10 月 7 日	11,481,000,000 円		
25-外 21-29	平成 25 年 10 月 8 日	700,000,000 円		

25-外 21-30	平成 25 年 10 月 9 日	1,143,740,000 円	
25-外 21-31	平成 25 年 10 月 9 日	700,000,000 円	
25-外 21-32	平成 25 年 10 月 16 日	1,062,000,000 円	
25-外 21-33	平成 25 年 10 月 18 日	500,000,000 円	
25-外 21-34	平成 25 年 10 月 18 日	420,000,000 円	
25-外 21-35	平成 25 年 10 月 18 日	930,000,000 円	
25-外 21-36	平成 25 年 10 月 18 日	1,220,000,000 円	
25-外 21-37	平成 25 年 10 月 18 日	4,000,000,000 円	
25-外 21-38	平成 25 年 10 月 18 日	676,000,000 円	
25-外 21-39	平成 25 年 10 月 23 日	500,000,000 円	
25-外 21-40	平成 25 年 10 月 23 日	1,300,000,000 円	
25-外 21-41	平成 25 年 10 月 25 日	400,000,000 円	
25-外 21-42	平成 25 年 10 月 29 日	111,375,000 円	
25-外 21-43	平成 25 年 11 月 1 日	600,000,000 円	
25-外 21-44	平成 25 年 11 月 1 日	1,190,000,000 円	
25-外 21-45	平成 25 年 11 月 6 日	400,000,000 円	
25-外 21-46	平成 25 年 11 月 7 日	999,712,000 円	
25-外 21-47	平成 25 年 11 月 8 日	300,000,000 円	
25-外 21-48	平成 25 年 11 月 8 日	300,000,000 円	
25-外 21-49	平成 25 年 11 月 14 日	500,000,000 円	
25-外 21-50	平成 25 年 11 月 15 日	780,000,000 円	
25-外 21-51	平成 25 年 11 月 15 日	810,000,000 円	
25-外 21-52	平成 25 年 11 月 15 日	1,320,000,000 円	
25-外 21-53	平成 25 年 11 月 18 日	1,660,000,000 円	
25-外 21-54	平成 25 年 11 月 21 日	400,000,000 円	
25-外 21-55	平成 25 年 11 月 22 日	500,000,000 円	
25-外 21-56	平成 25 年 11 月 22 日	300,000,000 円	
25-外 21-57	平成 25 年 11 月 22 日	662,400,000 円	
25-外 21-58	平成 25 年 11 月 29 日	120,185,000 円	
25-外 21-59	平成 25 年 12 月 4 日	176,000,000 円	
25-外 21-60	平成 25 年 12 月 5 日	1,000,000,000 円	
25-外 21-61	平成 25 年 12 月 9 日	1,000,000,000 円	

25-外 21-62	平成 25 年 12 月 10 日	2,260,000,000 円	
25-外 21-63	平成 25 年 12 月 13 日	400,000,000 円	
25-外 21-64	平成 25 年 12 月 13 日	425,000,000 円	
25-外 21-65	平成 25 年 12 月 16 日	1,000,000,000 円	
25-外 21-66	平成 25 年 12 月 16 日	1,000,000,000 円	
25-外 21-67	平成 25 年 12 月 17 日	300,000,000 円	
25-外 21-68	平成 25 年 12 月 17 日	300,000,000 円	
25-外 21-69	平成 25 年 12 月 24 日	400,000,000 円	
25-外 21-70	平成 25 年 12 月 24 日	520,000,000 円	
25-外 21-71	平成 25 年 12 月 25 日	460,000,000 円	
25-外 21-72	平成 25 年 12 月 25 日	300,000,000 円	
25-外 21-73	平成 25 年 12 月 27 日	500,000,000 円	
25-外 21-74	平成 25 年 12 月 27 日	300,000,000 円	
25-外 21-75	平成 25 年 12 月 27 日	119,742,000 円	
25-外 21-76	平成 26 年 1 月 6 日	558,000,000 円	
25-外 21-77	平成 26 年 1 月 8 日	1,335,000,000 円	
25-外 21-78	平成 26 年 1 月 8 日	4,475,000,000 円	
25-外 21-79	平成 26 年 1 月 9 日	710,000,000 円	
25-外 21-80	平成 26 年 1 月 9 日	600,000,000 円	
25-外 21-81	平成 26 年 1 月 10 日	400,000,000 円	
25-外 21-82	平成 26 年 1 月 17 日	200,000,000 円	
25-外 21-83	平成 26 年 1 月 23 日	500,000,000 円	
25-外 21-84	平成 26 年 2 月 21 日	7,155,000,000 円	
25-外 21-85	平成 26 年 2 月 25 日	400,000,000 円	
25-外 21-86	平成 26 年 2 月 25 日	930,000,000 円	
25-外 21-87	平成 26 年 2 月 25 日	2,407,000,000 円	
25-外 21-88	平成 26 年 2 月 27 日	255,330,000 円	
25-外 21-89	平成 26 年 2 月 28 日	835,000,000 円	
25-外 21-90	平成 26 年 3 月 12 日	300,000,000 円	
25-外 21-91	平成 26 年 3 月 12 日	870,000,000 円	
25-外 21-92	平成 26 年 3 月 14 日	300,000,000 円	
25-外 21-93	平成 26 年 3 月 14 日	500,000,000 円	

25-外 21-94	平成 26 年 3 月 14 日	500,000,000 円
25-外 21-95	平成 26 年 3 月 17 日	368,240,000 円
25-外 21-96	平成 26 年 3 月 25 日	540,000,000 円
25-外 21-97	平成 26 年 3 月 28 日	3,037,000,000 円
25-外 21-98	平成 26 年 3 月 28 日	3,716,000,000 円
25-外 21-99	平成 26 年 3 月 28 日	402,000,000 円
25-外 21-100	平成 26 年 3 月 31 日	131,370,000 円
25-外 21-101	平成 26 年 4 月 1 日	500,000,000 円
25-外 21-102	平成 26 年 4 月 2 日	1,016,917,815 円
25-外 21-103	平成 26 年 4 月 8 日	990,000,000 円
25-外 21-104	平成 26 年 4 月 9 日	600,000,000 円
25-外 21-105	平成 26 年 4 月 9 日	323,120,000 円
25-外 21-106	平成 26 年 4 月 10 日	300,000,000 円
25-外 21-107	平成 26 年 4 月 11 日	1,820,000,000 円
25-外 21-108	平成 26 年 4 月 16 日	190,680,000 円
25-外 21-109	平成 26 年 4 月 16 日	193,600,000 円
25-外 21-110	平成 26 年 4 月 18 日	421,000,000 円
25-外 21-111	平成 26 年 4 月 23 日	300,000,000 円
25-外 21-112	平成 26 年 4 月 23 日	520,000,000 円
25-外 21-113	平成 26 年 4 月 24 日	4,785,000,000 円
25-外 21-114	平成 26 年 4 月 28 日	300,000,000 円
25-外 21-115	平成 26 年 5 月 1 日	225,300,801 円
25-外 21-116	平成 26 年 5 月 1 日	1,805,000,000 円
25-外 21-117	平成 26 年 5 月 2 日	1,056,980,878 円
25-外 21-118	平成 26 年 5 月 14 日	150,000,000 円
25-外 21-119	平成 26 年 5 月 15 日	500,000,000 円
25-外 21-120	平成 26 年 5 月 15 日	215,000,000 円
25-外 21-121	平成 26 年 5 月 16 日	1,280,000,000 円
25-外 21-122	平成 26 年 5 月 19 日	800,000,000 円
25-外 21-123	平成 26 年 6 月 2 日	406,000,000 円
25-外 21-124	平成 26 年 6 月 3 日	2,615,000,000 円
25-外 21-125	平成 26 年 6 月 5 日	208,545,516 円

25-外 21-126	平成 26 年 6 月 6 日	600,000,000 円	
25-外 21-127	平成 26 年 6 月 6 日	200,000,000 円	
25-外 21-128	平成 26 年 6 月 6 日	1,021,375,939 円	
25-外 21-129	平成 26 年 6 月 6 日	952,000,000 円	
25-外 21-130	平成 26 年 6 月 6 日	1,941,000,000 円	
25-外 21-131	平成 26 年 6 月 6 日	500,000,000 円	
25-外 21-132	平成 26 年 6 月 13 日	300,000,000 円	
25-外 21-133	平成 26 年 6 月 17 日	700,000,000 円	
25-外 21-134	平成 26 年 6 月 19 日	1,400,000,000 円	
25-外 21-135	平成 26 年 6 月 19 日	300,000,000 円	
25-外 21-136	平成 26 年 6 月 20 日	350,000,000 円	
25-外 21-137	平成 26 年 6 月 27 日	998,929,718 円	
25-外 21-138	平成 26 年 6 月 30 日	1,680,000,000 円	
25-外 21-139	平成 26 年 7 月 2 日	200,424,710 円	
25-外 21-140	平成 26 年 7 月 2 日	800,000,000 円	
25-外 21-141	平成 26 年 7 月 7 日	215,002,389 円	
25-外 21-142	平成 26 年 7 月 7 日	1,273,000,000 円	
25-外 21-143	平成 26 年 7 月 7 日	781,000,000 円	
25-外 21-144	平成 26 年 7 月 17 日	1,000,000,000 円	
25-外 21-145	平成 26 年 7 月 22 日	400,000,000 円	
25-外 21-146	平成 26 年 8 月 18 日	200,000,000 円	
25-外 21-147	平成 26 年 9 月 1 日	599,820,000 円	
25-外 21-148	平成 26 年 9 月 3 日	300,000,000 円	
25-外 21-149	平成 26 年 9 月 10 日	734,000,000 円	
25-外 21-150	平成 26 年 9 月 11 日	400,000,000 円	
25-外 21-151	平成 26 年 9 月 18 日	1,020,000,000 円	
25-外 21-152	平成 26 年 10 月 1 日	1,019,714,480 円	
25-外 21-153	平成 26 年 10 月 1 日	3,005,000,000 円	
25-外 21-154	平成 26 年 10 月 8 日	300,000,000 円	
25-外 21-155	平成 26 年 10 月 9 日	800,000,000 円	
25-外 21-156	平成 26 年 10 月 21 日	3,140,000,000 円	

25-外 21-157	平成 26 年 11 月 7 日	1, 070, 554, 649 円		
25-外 21-158	平成 26 年 11 月 7 日	400, 000, 000 円		
25-外 21-159	平成 26 年 11 月 7 日	122, 349, 103 円		
25-外 21-160	平成 26 年 11 月 13 日	400, 000, 000 円		
25-外 21-161	平成 26 年 11 月 14 日	1, 190, 000, 000 円		
25-外 21-162	平成 26 年 11 月 17 日	441, 000, 000 円		
25-外 21-163	平成 26 年 12 月 3 日	211, 088, 844 円		
25-外 21-164	平成 26 年 12 月 5 日	376, 329, 395 円		
25-外 21-165	平成 26 年 12 月 17 日	500, 000, 000 円		
25-外 21-166	平成 26 年 12 月 22 日	720, 000, 000 円		
25-外 21-167	平成 26 年 12 月 22 日	1, 246, 500, 000 円		
25-外 21-168	平成 26 年 12 月 25 日	600, 000, 000 円		
25-外 21-169	平成 27 年 1 月 6 日	3, 080, 000, 000 円		
25-外 21-170	平成 27 年 1 月 7 日	1, 000, 000, 000 円		
25-外 21-171	平成 27 年 1 月 13 日	300, 000, 000 円		
25-外 21-172	平成 27 年 1 月 15 日	500, 000, 000 円		
25-外 21-173	平成 27 年 1 月 16 日	250, 000, 000 円		
25-外 21-174	平成 27 年 1 月 23 日	6, 800, 000, 000 円		
25-外 21-175	平成 27 年 1 月 27 日	200, 000, 000 円		
25-外 21-176	平成 27 年 1 月 30 日	1, 001, 660, 000 円		
25-外 21-177	平成 27 年 2 月 3 日	250, 000, 000 円		
25-外 21-178	平成 27 年 2 月 6 日	7, 550, 000, 000 円		
25-外 21-179	平成 27 年 2 月 13 日	389, 000, 000 円		
25-外 21-180	平成 27 年 2 月 18 日	1, 500, 000, 000 円		
25-外 21-181	平成 27 年 3 月 13 日	155, 600, 000 円		
25-外 21-182	平成 27 年 3 月 13 日	600, 000, 000 円		
25-外 21-183	平成 27 年 3 月 20 日	500, 000, 000 円		
実績合計額		186, 971, 083, 237 円	減額総額	0 円

【残額】
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

813,028,916,763円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

該当なし。

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	23
第二部 公開買付けに関する情報	24
第三部 参照情報	24
第1 参照書類	24
1 有価証券報告書及びその添付書類	24
2 四半期報告書又は半期報告書	24
3 臨時報告書	24
4 外国会社報告書及びその補足書類	24
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	24
6 外国会社臨時報告書	24
7 訂正報告書	24
第2 参照書類の補完情報	24
第3 参照書類を縦覧に供している場所	25
第四部 保証会社等の情報	25
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	26
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	27
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	81

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は
「計算代理人」
「バークレイズ・グループ」
「英国」又は「連合王国」
「円」又は「円貨」
「ブラジル・レアル」
「米ドル」

バークレイズ・バンク・ピーエルシー
バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
日本の法定通貨
ブラジル連邦共和国の法定通貨
アメリカ合衆国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年4月30日満期 ブラジル・リアル建社債（円貨決済型） （以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	15,000,000 ブラジル・リアル	売出価額の総額	15,000,000 ブラジル・リアル
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	1万ブラジル・リアル
償還期限（満期日）	2020年4月30日（ロンドン時間）（以下「満期予定日」という。）（注3）		
利率	年率 9.85%		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階	
摘要	<p>(1) 利払日 利息は2015年4月30日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期予定日（その日を含まない。）までの期間について、上記利率を付し、2015年10月30日を初回として、満期予定日（その日を含む。）までの期間、毎年4月30日及び10月30日（ロンドン時間）（以下「利払予定日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払予定日（その日を含む。）から翌利払予定日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、円貨で後払いする。利払予定日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、調整が行われなければ利払予定日の直前の「観察日」（以下に定義される。）であったはずの観察日が「翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整された場合には、利払日は（i）当該利払予定日と（ii）当該観察日の後可能な限り早い日（但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日）のうちいずれか遅い方の日とする。なお、発行会社はかかる利払日の調整につき利息その他の追加額を支払う義務を負わない。</p> <p>(2) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>(3) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>		

（注1）本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2014年6月24日付グローバル・ストラクチャー・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注2）に記載のマスター代理人契約に基づき、2015年4月28日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。なお、パークレイズ・ピーエルシーは、2015年4月29日（ロンドン時間）頃、2015年度第1四半期経営報告書を公表する予定である。本社債への投資を予定する投資家は、公表される経営報告書にはパークレイズ・グループに関する重要な情報が含まれる可能性がある点に留意するべきである（パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・

ピーエルシーはパークレイズ・バンク・グループ（パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその子会社をいう。）の最終的な親会社かつ持株会社である。パークレイズ・バンク・グループとパークレイズ・グループの事業内容は基本的に同一であり、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類は、ほぼ同じである。）、。

(注2) 本社は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下において定義する。）、フランクフルト代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク（ルクセンブルク）エスエー、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スウェーデンIPAとしてのスベンスカ・ハンデルスバンケン A B (publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インバスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2014年5月9日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2014年5月9日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

(注3) 満期日は、修正翌営業日調整により調整される場合がある。但し、「償還金額決定為替観察日」（以下に定義される。）が翌営業日調整により調整された場合には、満期日は(i)当該満期予定日と(ii)当該償還金額決定為替観察日の後可能な限り早い日（但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日）のうちいずれか遅い方の日とする。

なお、発行会社はかかる満期日の調整につき利息その他の追加額を支払う義務を負わない。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100% (注1)	申込期間	2015年3月30日から 2015年4月24日まで
申込単位	額面1万 ブラジル・レアル以上 額面1万 ブラジル・レアル単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び所定の営業所 (注2)	受渡期日	2015年4月30日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を相当する円貨額にて支払う。

(注2) 本社債の申込及び払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づきレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

(1) 本社債には、上記「1. 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）—利率」に記載の利率で、2015年4月30日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期予定日（その日を含まない。）までの期間について、額面に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が（以下に規定されるとおり）発行会社の選択により期限前に償還されない限り、2015年10月30日（その日を含む。）から満期予定日（その日を含む。）までの各年4月30日及び10月30日（ロンドン時間）（以下「利払予定日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払予定日（その日を含む。）から翌利払予定日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について円貨で後払いされる。額面金額1万ブラジル・レアルの各本社債につき支払われる利息額は、下記「利息額の決定」の規定に従って定められる円貨額で支払われる。

利払予定日が営業日でない場合には、利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、調整が行われなければ利払予定日の直前の観察日であったはずの観察日が翌営業日調整により調整された場合には、利払日は(i)当該利払予定日と(ii)当該観察日の後可能な限り早い日（但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日）のうちいずれか遅い方の日とする。なお、発行会社はかかる利払日の調整につき利息その他の追加額を支払う義務を負わない。

利払日及び満期日の決定に関する「営業日」とは、(i)サンパウロ、(ii)東京、(iii)ロンドン及び(iv)ニューヨーク（但し、約定日（2015年3月19日）後の「予定外休日」（以下に定義される。）の場合には、上記のうち東京、ロンドン及びニューヨークのみ）において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる調整方法をいう。

利息額の決定

各利息計算期間につき、額面金額1万ブラジル・レアルの各本社債における利息額は、計算代理人が以下の算式により決定する。

$$492.50 \text{ ブラジル・レアル} \times \text{外国為替レート1 (1円未満四捨五入)}$$

「外国為替レート1」とは、利息決定為替観察日について、当該利息決定為替観察日時点の円/レアル参照レートの逆数として計算されるレートをいう。外国為替レート1の計算結果は、1ブラジル・レアル当たりの円の数値で表示され、小数点以下第3位を四捨五入する。

「利息決定為替観察日」とは、各利払日について、当該利払日の5営業予定日前にあたる日（必要に応じて上記のとおり調整された日）をいう。

「円/レアル参照レート」とは、観察日の午後1時15分頃（サンパウロ時間）にブラジル中央銀行によりそのウェブサイト（www.bcb.gov.br）上で通貨コード470（日本円）に関するPTAXの値（PTAXクロージング・クォーターション）（又は計算代理人によって随時決定されるその他のソース）として表示される円/レアルのオファード・レート（1円当たりのブラジル・レアルの数値で表示される。）をいう。

当該観察日（又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日）において、何らかの理由により円/リアル参照レートが入手できない場合には、当該観察日の円/リアル参照レートは、以下の算式に従って計算代理人により決定される。

リアル直物レート/円直物レート

「円直物レート」とは、観察日について、当該観察日の午後4時頃（ロンドン時間）にブルームバーグの「WMC0」のページ上に「Bid」の見出しのもと、また「JPY」の右欄に表示される、米ドル/円のビッド側の為替レート（1米ドル当たりの円の数値で表示される。）をいう。

「リアル直物レート」とは、観察日について、ブラジル中央銀行が当該観察日の午後1時15分頃（サンパウロ時間）までにそのウェブサイト（www.bcb.gov.br）上で通貨コード220（米ドル）に関するPTAXの値（PTAXクロージング・クォーターション）（又は計算代理人によって随時決定されるその他のソース）として表示する2営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・リアル/米ドルのクロージング・オファード・レート（1米ドル当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。）（「リアルPTAXレート」又は「BRL09」）をいう。

「観察日」とは、各利息決定為替観察日及び償還金額決定為替観察日（以下「観察予定日」という。）（但し、当該日が予定外休日である場合には、翌営業日調整により調整が行われる。）をいう。前記にかかわらず、当事者が、約定日時点においてニューヨークにおける営業予定日でない観察予定日を指定した場合でも、当該日がニューヨークにおける営業日でないことを理由に調整が行われることはない。

観察日の決定に関する「営業日」とは、(i)サンパウロ、(ii)東京、(iii)ロンドン、及び(iv)ニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「営業予定日」とは、予定外休日が発生又は継続しなければ観察日の決定に適用される営業日となる各日をいう。

「予定外休日」とは、非営業日であり、市場が当該観察予定日の2営業日前の午前9時（ブラジル・リアルの主な金融センター（サンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジリア）の現地時間で）までに（公的発表又はその他の公的に入手できる情報を参照することにより）当該日が非営業日であるという事実を覚知できなかった日をいう。

予定外休日の発生に伴い観察予定日に翌営業日調整が適用されることとなり、当該観察日が観察予定日から連続して30日間以内に到来しない場合（以下「延期期間」という。）には、延期期間後の、予定外休日が発生していなければ営業日であったと思われる次の日が当該観察日であるとみなされる。

- (2) 利息は、毎月30日の12か月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1か月に満たない期間は、実際に経過した日数による。
- (3) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に期限前償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に計算代理人が以下の算式に従って決定した金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。

$100\% \times \text{額面金額} \times \text{外国為替レート2 (1円未満四捨五入)}$

満期償還額は円貨で支払われ、満期日に本社債につき支払われる利息も円貨で支払われる。

「外国為替レート2」とは、償還金額決定為替観察日について、当該償還金額決定為替観察日時点の円/レアル参照レートの逆数として計算されるレートをいう。外国為替レート2の計算結果は、1ブラジル・レアル当たりの円の数値で表示され、小数点以下第3位を四捨五入する。

「償還金額決定為替観察日」とは、満期日の5営業予定日前にあたる日（必要に応じて上記のとおり調整された日）をいう。

(2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更及び異常な市場障害の発生後の期限前償還及び/又は調整発行会社は、「発行会社課税事由」（本要項第5項に定義される。）及び/又は「通貨障害事由」（以下に定義される。）及び/又は「法の変更」（以下に定義される。）及び/又は「異常な市場障害」（以下に定義される。）（以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

(a) 発行会社は、計算代理人に、かかる事由が本社債に及ぼす経済的効果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従いかかる調整について社債権者に通知する。

(b) 計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、上記アに従ったいかなる調整も行われず、かかる調整に代えて、発行会社は、本要項第10項に従い本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日において期限前償還額（本要項第16項に定義される。）により当該シリーズの本社債のすべてを償還することができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズの本社債に関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの本社債の支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社はその裁量により判断するものをいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び/又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、(i)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び/若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(ii)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上

の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。) 、若しくは(y) 本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として計算代理人が決定する、決済通貨建ての額面金額をいう。計算代理人は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照してかかる金額を決定する。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数(金利、また適用ある場合には外国為替レート等)、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び/又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び/又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ適用されたと思われる、当該時点における元本保護の価額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び/又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「ヘッジ・ポジション」とは、発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「異常な市場障害」とは、約定日以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況((国内外の) 法律の制定、(国内外の) 公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。) をいう。

(3) 外国為替障害事由が発生した場合の手続

いずれかの時点で一つ又は複数の強制的な外国為替障害事由又は選択的外国為替障害事由(以下に定義する。)が発生し、継続している場合、発行会社はその裁量において、下記ア乃至エに掲げる行為のうち一つ又は複数を行うことができる。

ア 関連する償還金額及び/若しくは本社債に関して支払われる金額から、かかる外国為替障害事由に関連して発生した費用、経費、料金及び/若しくは控除額に相当する金額として計算代理人が計算した金額を控除すること、又はかかる金額につきその他の調整を行うこと。

イ 観察日、利払日、満期日、期限前償還日、並びに/又は関連する償還金額及び/若しくはその他の本社債に関して支払われる金額の支払又は計算に関するその他の日を調整すること。

ウ (価格ソース障害(以下に定義する。))の場合は) 下記①又は②を特定し、採用すること。

① 計算代理人が選択した、適切かつ代替的な価格又はレートソース或いは決定方法(ディーラー調査、又は関連する外国為替レートに相当する為替レートを表示する上で当該ページ若しくはサービスの代替となるその他の公表ページ若しくはサービスを参照することもできるが、参照しなくともよい。)

② 一つ又は複数の関連する通貨(適宜)の代替。

エ 本要項に基づいて行使することができる権利を行使する(上記(2)に規定されている消却又は調整に関する権利の行使を含むが、これに限らない。)にあたり、関連する外国為替障害事由を、本社債につき発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更又は異常な市場障害が発生したものとして取り扱うこと。

「強制的外国為替障害事由」とは、(計算代理人の判断において)以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

- ① 通貨の切替え：関連する法域において、関連する通貨が存在しなくなり、新通貨に切り替えられた場合。
- ② 二重の為替レート：関連する外国為替レートが二つ又はそれ以上の為替レートに分かれた場合。
- ③ 非流動性：発行会社が通貨を取得すること若しくは適当な金額の関連する外国為替レートを取得若しくは使用することが不可能又は実行不能となり、又はその可能性がある場合。
- ④ 転換不能性：発行会社が慣例的かつ合法的なルートを通じてある関連通貨を別の通貨に転換することが不可能及び/又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由(遅延、費用の増加若しくは差別的な為替レート、又はある通貨の別の通貨への還流に関する現在若しくは将来の制限により転換性を阻害又は制限するという直接的又は間接的影響を持つ事由を含むが、これに限らない。)が発生した場合。
- ⑤ 送金不能性：発行会社があらゆる関連する通貨を当該口座に送金することが不可能及び/又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由が関連法域において発生した場合、或いは関連法域に影響を及ぼすそのような事由が生じた場合。
- ⑥ 価格ソース障害：観察日(又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日)において、又観察日に関して、関連する外国為替レートを取得することが不可能又は実行不能となった場合。

「選択的外国為替障害事由」とは、本社債に関して、「価格に関する重大事由」及び「政府機関事由」をいう。

「価格に関する重大事由」とは、プライマリー・レート(リアルPTAXレート(BRL09))と、セカンダリー・レート(以下に定義する「EMTAブラジル・リアル産業調査レート(BRL12)」又は「EMTAブラジル・リアル・インディカティブ調査レート(BRL13)」(適宜))との差異が、「価格に関する重大パーセンテージ」(3%)以上であるという事態が発生した場合(但し、観察日においてEMTAブラジル・リアル産業調査又はEMTAブラジル・リアル・インディカティブ調査に対する回答が不十分な場合も「価格に関する重大パーセンテージ」の要件が満たされたものとみなされる。)をいう。

「EMTAブラジル・リアル産業調査レート」又は「BRL12」は、レート計算日に関する直物レートとして、当該レート計算日の午後3時45分頃(サンパウロ時間)又はその後可及的速やかにEMTAのウェブサイト(www.emta.org)において公表される、2営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・リアル/米ドルの指定レート(1米ドル当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。)が使用されることを意味する。直物レートは、EMTAブラジル・リアル産業調査方法論(EMTAブラジル・リアル産業調査レートを決定するためにブラジル・リアル/米ドル直物為替市場の活発な参加者であるブラジルの金融機関の集中化された産業界全般の調査のための2004年3月1日付の方法論(その後の修正を含む。))を意味する。)に従ってEMTA(又はEMTAがその単独の裁量で選定するサービス・プロバイダー)により計算される。

「EMTAブラジル・リアル・インディカティブ調査レート」又は「BRL13」は、レート計算日に関する直物レートとして、当該レート計算日の12時(正午)頃(サンパウロ時間)又はその後可及的速やかにEMTAのウェブサイト(www.emta.org)において公表される、2営業日以内に決済される米ドルのため

のブラジル・レアル/米ドルの指定レート（1米ドル当たりのブラジル・レアルの数値で表示される。）が使用されることを意味する。直物レートは、EMTAブラジル・レアル・インディカティブ調査方法論（EMTAブラジル・レアル・インディカティブ調査レートを決定するためにブラジル・レアル/米ドル直物為替市場の活発な参加者である金融機関の集中化された産業界全般の調査のための2004年3月1日付の方法論（その後の修正を含む。）を意味する。）に従ってEMTA（又はEMTAがその単独の裁量で選定するサービス・プロバイダー）により計算される。

本社債に関して、（i）レアル直物レート、（ii）レアルPTAXレート又はBRL09、（iii）EMTAブラジル・レアル産業調査レート又はBRL12、及び（iv）EMTAブラジル・レアル・インディカティブ調査レート又はBRL13において言及されている「営業日」とは、「（I）サンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジリアのいずれか及び（II）ニューヨーク」における営業日を意味するものとみなされる。

「外国為替レート」とは、円/レアル参照レート、円直物レート及びレアル直物レートをいう。

「政府機関事由」とは、関連する法域の政府機関が、発行会社が本社債に関するその債務をヘッジする能力又はかかるヘッジを解除する能力に重大な影響を及ぼす可能性のある規制を課す予定につき公告を行った場合。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 違法性及び実行不能性

発行会社が、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、本要項第10項に従って社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、本要項第10項により社債権者に通知される方法で行われる。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うこと

を条件として)口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は(所持人の選択により)口座開設銀行における当該通貨建ての口座(日本の非居住者に対する円貨での支払の場合、非居住者口座とする。)への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び(該当する場合には)関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)(確定社債券の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)(確定社債の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務(強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。)と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び/若しくは本社債に関するその他の支払(適宜)に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国（若しくは税務当局）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除が法律上要求される場合でも、本社債に関する支払から源泉徴収又は控除することが要求される租税、賦課課税又は公課を填補するために発行会社が社債権者に対して追加額を支払うことはない。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において（Ⅰ）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅱ）「利息」は一切の利息額及び本要項第1項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅲ）「元本」及び/又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、期限前償還額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する（なお、計算代理人は、債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。）。

- (a) 本社債の利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額（以下「留保金額」という。）が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも10分の1を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び/又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会

社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

前記にかかわらず、発行会社又は計算代理人が本社債に関連する事由の発生に伴う調整又は償還について公告せず、又は通知を行わなかった場合でも、かかる調整又は償還の有効性又は効力に影響を及ぼすものではない。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び/又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び/又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でないとは判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第10項に従ってその後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記（i）乃至（viii）の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。（i）本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、（ii）本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、（iii）本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、（iv）適用ある条件決定補足書に、利率の上限及び/若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び/若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び/若しくは下限を引き上げること、（v）決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）（vi）本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は（vii）社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a) 発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e) 欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f) 本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g)（(e) 又は (f) に従って条件が既に満たされている場合を除き）無記名式確定社債券に関して、EC理事会指令（2003/48/EC）若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第10項に従って社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第10項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

計算代理人は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面1万ブラジル・レアルの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第10項に従って迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下において定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び/又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、見込み投資家に税務上の影響を

与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び/又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の見込み投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び/又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(i) 発行会社のみよる利息の支払

発行会社は、発行会社が 2007 年所得税法（以下「本件法」という。）の第 991 条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第 878 条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(b) 支払が本件法第 936 条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国歳入税関庁は、特定の状況においては、本社債に関する情報を取得する権限を有する。かかる情報には、本社債の実質所有者（又は本社債がその者のために保有されている者）の詳細、本社債から生じた支払を受ける者又はその可能性がある者の詳細、並びに本社債に関する取引に関連する情報及び書類が含まれる。特に、本社債の所持人、本社債から生じた支払を行う者（又はかかる支払の仲介を行う者）、又はかかる支払を受領する者（又はかかる支払を受領する権利を有する者）、その他の者を代理して本社債に関する取引を実行する者、又はかかる取引の当事者となっている者、及び一定の登録機関又は管理機関による情報の提供が必要とされる場合がある。特定の状況においては、英国歳入税関庁が取得した情報が他国の税務当局に提供される場合がある。

本社債の見込み所持人においては、貯蓄所得に対する課税に関する EU 指令に関する下記の開示も参照されたい。

貯蓄所得に対する課税に関する EU 指令（以下「本件貯蓄指令」という。）

本件貯蓄指令では、EU 加盟国は、その法域で設立された者から他の EU 加盟国に居住する個人又は他の EU 加盟国で設立された特定のその他の種類の法人に対して（又はそれらの者のために）行われた利息及びこれに類する所得の支払について、その支払の詳細をかか他の EU 加盟国の税務当局に提供することを要求されている。但し、移行期間中は、オーストリア及びルクセンブルクは、当該期間中に異なる選択をしない限り、この要件に代えて、源泉徴収制度を適用する（但し、一定の条件を満たした場合には、利息又はその他の所得の実質所有者は、税金の源泉徴収が行われないよう請求する手続をとることができる。）。ルクセンブルク政府は、2015 年 1 月 1 日より、源泉徴収税制度ではなく自動的な情報交換を選択する旨を公表している。

欧州連合理事会は、施行された場合に上記の本件貯蓄指令を改正し、その要件の範囲を拡大することとなる指令（以下「改正指令」という。）を採択している。改正指令は、（特に、有価証券に関して支払われるべき所得について、追加の種別が含まれるようにするために）本件貯蓄指令が対象としている支払の範囲、及び支払について報告を行わなければならない状況又は源泉徴収により支払われなければならない状況の範囲を拡大することとなる。例えば、(i) EU 加盟国において実質的に管理されているが実効性のある課税の対象となっていない法人若しくは法的な組織、又は(ii) EU 外で（また、本件貯蓄指令と同様の法令を採択している第三国又は領域の外で）設立され若しくは実質的に管理されている個人、法人若しくは法的な組織に対して（又はそれらの者のために）行われた支払であって、EU 加盟国に居住する個人に間接的な利益をもたらすものが、改正後の本件貯蓄指令の適用範囲に該当する。改正指令では、EU 加盟国は、2016 年 1 月 1 日までに改正指令を遵守するために必要な自国の法律（かかる法律は 2017 年 1 月 1 日以降適用されなければならない。）を採択することを要求されている。

自身の税務ポジションについて疑義のある投資家は、専門的アドバイザーに相談するべきである。

2. 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決め、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上源泉税を課される。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本国の税法上申告分離課税の対象となる。

本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額（償還差益）は、明確ではないが、所得が日本国の居住者である個人に帰属する場合は、雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となると考えられる。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっている。また、本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額に満たない場合のその差額（償還差損）は、課税しないものとみなされることとなると思われる。償還差益が内国法人に帰属する場合は、原則として、当該償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また、償還差損は、原則として、損金の額として日本国の所得に関する租税の課税所得の計算に算入される。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、申告分離課税の対象となる。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

内国法人投資家が本社債を譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額又は損金の額として課税所得に算入され法人税及び地方税が課されるものと考えられる。日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合、原則として、その譲渡益に対する租税は課されないものと考えられ、その譲渡損はなかったものとみなされるものと考えられる。しかし、社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）については、その譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性もあるといえる。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡により生ずる所得は、課税対象となる。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

為替レート変動リスク

本社債はブラジル・リアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・リアルで表示されるが、その支払は、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受ける。ブラジル・リアルは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、

より大きく変動する。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがある。

金利

本社債の利息額は、ブラジル・リアルで表示される。したがって、償還前の各本社債の価値はブラジル・リアルの変動の影響を受ける。通常の場合のもとでは、本社債のブラジル・リアル建ての価値は、ブラジル・リアルの変動が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

ブラジル連邦共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やブラジル・リアルと日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

税金

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

（発行会社のような）パークレイズ・グループの銀行が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

銀行再建・破綻処理指令（「BRRD」）は、金融機関及び投資会社並びにその子会社及び一定の持株会社の再建並びに破綻処理に関するEU規模の体制について定めている。BRRDは、金融機関の破綻が広範囲の経済システム及び金融システムに及ぼす影響を最小化する一方で、金融機関の重要な金融機能及び経済機能の継続性を確保するため、EEAの全ての加盟諸国に対し、その破綻処理当局が健全性に問題のある又は破綻している金融機関に早期かつ迅速に十分な介入を行うためのツールを提供するよう義務付けている。英国では、BRRDが定める大多数の要求は、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）（「英国銀行法」）によって国内法となっている。英国でのBRRDの施行は、2015年1月1日時点におけるペイルイン・ツールの導入を含むものである。ペイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、下記の「英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してペイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照

のこと。英国はMREL制度の導入を保留しており、TLACに関する主要指針を国際的に調整するためのFSBによる今後の展開についても保留中である。下記の「自己資本及び適格債務の最低基準（「MREL」）」の項目を参照のこと。

英国銀行法に基づき、多数の英国当局には、英国の銀行及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行が破綻する又は破綻の可能性があると判断される場合において広範な措置を実行できるよう大きな権限が付与されている。発行会社に関連してこれらの措置が実行されることにより、本社債の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英国銀行法に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、（発行会社のような）英国の銀行及びその一定の関連会社（例えばパークレイズ・ピーエルシーを含む。）（それぞれが該当する事業体である。）に関して、破綻処理の条件が満たされると英国の破綻処理当局が確信する状況において、英国の破綻処理当局は、破綻処理措置を実行することができる。SRRに基づき英国の破綻処理当局が採用することができる安定化に関するオプションには、以下に掲げるものが備わっている。

- (i) 該当する事業体の事業の全部又は一部の民間部門への譲渡、
- (ii) 該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、
- (iii) 資産管理機関への譲渡、
- (iv) ベイルイン・ツール、及び
- (v) 該当する事業体の一時的な国有化

これらの安定化に関するオプションは、1つ又は複数の「安定化に関する権限」の行使を通じて実現される。かかる権限には、(i)株式の譲渡を命じる権限（この命令に従い、英国の銀行が発行した有価証券の全部又は一部がその購入を業とする者、承継銀行又は英国政府に譲渡される可能性がある。）(ii) ベイルイン・ツールの行使を含む破綻処理権限、(iii)英国の銀行の財産、権利及び債務の全部又は一部をその購入を業とする者又はイングランド銀行に譲渡させる権限、並びに(iv)EEA国外の国（第三国）の法律に基づく類似の特別破綻処理措置の効力を承認する第三国の権限が含まれる。株式譲渡の命令は、英国の銀行又はその持株会社が発行する株式及び債券並びにそれらの株式及び債券を対象とするワラントを含む広範な有価証券に及ぶ可能性があり、そのため本社債に適用される可能性がある。また、英国銀行法に基づき、英国の破綻処理当局には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英国銀行法に基づく権限を有効に行使することができるように（場合によっては遡及的効力をもって）英国の法律を適用しない若しくは修正する権限を付与されている。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、本社債の価値に重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

SRRは発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、本社債の保有者は、英国の破綻処理当局による破綻処理権限の行使を予測することができない可能性がある。

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は

一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。したがって、英国の破綻処理当局が (i) (発行会社のような) 英国の銀行が破綻する又はその可能性が高いと確信し、(ii) 英国の銀行による対策又は英国の銀行に関してなされる対策によって上記(i)の条件を満たさなくなることは合理的に可能性が低いと判断し (但し、安定化に関する権限は考慮しないものとする。)、(iii) 一定の公共の利益 (特別破綻処理の目的の一部である、英国の金融システムの安定化、英国銀行制度に対する国民の信頼及び預金者の保護等) を考慮して、安定化に関する権限の行使が必要であると判断し、また、(iv) 英国の銀行の清算によっては特別破綻処理の目的を同程度に達成することはできないと判断した場合、安定化に関するオプションが行使される可能性がある。英国の破綻処理当局は、(発行会社のような) 英国の銀行グループ会社に関してその権限を行使しようとする場合には、(A) 同じ銀行グループに属する英国の銀行に関して、上記(i)乃至(iv)の条件が満たされること (又は、同じ銀行グループに属するEEA国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社に関して、かかるEEA国若しくは第三国の破綻処理当局が、その法域において適用ある破綻処理の条件が満たされると確信すること)、及び(B) かかる英国の銀行グループ会社に関する権限の行使が公共の利益を考慮して必要であること等の一定の基準が満たされることを確信しなければならない。安定化に関する他の権限を採用する場合には、さらに、採用される安定化に関する権限によって異なる「特別条件」に従う。

英国銀行法は上記の破綻処理権限を行使するための上記の条件について規定しているが、英国の破綻処理当局が、発行会社及び/又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の様々な状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

英国の破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国の破綻処理当局による破綻処理権限の行使に対し、不服を申し立てる本社債の保有者の権利は、非常に制限される可能性がある。

本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が破綻処理権限を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

英国の破綻処理当局は、(i) 通常の破産手続における債権の優先順位を尊重し、かつ、(ii) 該当する事業体の株主及び債権者が通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けない方法 (いわゆる「清算価値保障」) で株主及び無担保債権者 (本社債の保有者を含む。) に損失を分配することによって破綻処理の対象となっている金融機関の資本再構成を実行できるようにするため、ベイルイン・ツールを行使することができる。保証の対象となっている範囲の債務等の一定の債務は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。また、英国銀行法に基づき、英国の破綻処理当局には、規定された一定の理由 (財政の安定に関する理由を含む。) により、かつ、特定の条件に従い、任意の債務又は債務の種類を除外する権限が付与されている。

ベイルイン・ツールには、破綻処理中の銀行の債務の削減又は繰延べを目的として、債務免除又は契約条件の変更を行う権限と、債務を別の形式又は種類に転換する権限が含まれる。当該権限の行使によ

って、本社債について支払うべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは発行会社又はその他の者の株式又はその他の証券若しくはその他の債務に転換される場合がある（本社債の要項の変更によって行われる場合も含まれる。）が、いずれの場合においても、英国の破綻処理当局による当該権限の行使を実行するために行われるものである。

SRRに基づく介入及びペイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本社債の保有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。

破綻処理権限の行使（発行会社及び本社債に関するペイルイン・ツールの行使及び当該行使の提案を含む。）は、本社債の保有者の権利、本社債に対する投資の価格又は価値、及び／又は発行会社の本社債に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、本社債の保有者が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、本社債の保有者が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はペイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、発行会社が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、発行会社の（その他優先預金のよ）うな）その他の一定の非劣後債務よりもペイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の一つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986年英国倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。（i）第一に、金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（保証された預金）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、（ii）第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金（その他優先預金）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、EU預金保険指令（2015年7月までに国内法として施行予定）は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、保証される預金の種類及び額を拡大するものである。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む発行会社のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ペイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、英国のペイルイン権限が英国の破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、発行会社のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ペイルインの対象となる可能性が高くなる。

自己資本及び適格債務の最低基準（「MREL」）

ペイルイン・ツール及びその他の破綻処理ツールの実効性を補助するため、BRRDは、全ての金融機関が個別のMREL要件を満たすことを要求している。これは、全ての債務及び自己資本の割合として計算され、破綻処理当局によって定められる。MRELに含むことが認められる項目には、金融機関の自己資本及び「適格債務」が含まれる。英国はMREL制度の導入を2016年1月1日まで延期することを選択した。

EBA及び欧州委員会は、MRELを決定するための基準、計算方法及び関連する法案を策定しなければならない。EBAは一定の提案について協議を行ったが、これらは草稿段階のもので今後修正される可能性があるため、MREL要件が各金融機関に及ぼす詳細な影響は、最終的な法案が可決されるまで不明確なままとなる。また、FSBがグローバルなシステム上重要な銀行（「G-SIBs」）（2014年11月にFSBが公表したG-SIBsの最新一覧表によれば、パークレイズも含まれる。）に関するTLACの国際的な新基準について2014年11月に公表した提案が、当局によるMREL体制の導入方法に影響を与えるかも不明である。

法案は引き続き検討段階にあるため、発行会社又はパークレイズ・グループが負うこととなる義務の最終的な範囲とその内容を予想することはできず、これらが導入された場合に、発行会社又はパークレイズ・グループに与える影響を予想することもできない。仮にFSB及びEBAの提案が現在の形で実施されることとなった場合には、発行会社及び／又はパークレイズ・グループのその他のメンバーは、所定の期間内に新たな要件を満たすためにMREL適格債務を発行し、かつ／又はパークレイズ・グループ内における自己資本及び資金調達の種類及び種類を変更しなければならなくなる可能性がある。市場障害が生じている期間、又はパークレイズ・グループが必要とする資金調達の種類について激しい競争がある場合には、MREL目標達成のためにパークレイズ・グループがMREL適格債務を増加させるための条件がより困難かつ／又は高コストになる可能性がある。さらに、一般的には、これらの提案はパークレイズ・グループのコストを増加させる可能性があり、また資産の売却及び／又はその他の総資産圧縮につながる可能性がある。これらの提案は全て、パークレイズ・グループの業績、財務状態及び将来の見通しに悪影響を与える可能性があり、その結果、本社債の価値に悪影響を与える可能性がある。

信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。欧州の銀行及び銀行グループに対する暗黙の政府支援の水準に関して信用格付機関の見解に変更があった場合、格付の引き下げにつながる可能性がある。

発行会社に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化する数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。

2015年上半期中、ムーディーズ及びスタンダード&プアーズは、英国銀行法並びに関連規則及び指針に規定された枠組み等、銀行に適用される破綻処理の枠組みの継続的な導入に対応するため、銀行格付に適用する修正格付方法を実施する見込みである。とりわけ、修正格付方法は、債権者の各分類に関して、債務不履行の確率及び銀行破綻時における債権者の想定損失額の双方に対する信用格付機関の評価に影響を及ぼすと予想されている。さらに、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ及びフィッチ（「信用格付機関」と総称する。）は、それぞれ、強化された銀行破綻処理の枠組みの導入に伴い、欧州の銀行に対する政府の特別な支援は縮小する可能性が高いという見解を示した。これは、数ある要因の中でも、2014年にパークレイズを含む複数のシステム上重要な欧州の銀行グループに「ネガティブ」格付のアウトルックが付与される一因となった。かかる見解に沿って、2015年2月3日、スタンダード&プアーズは発行会社の長期債務格付及び短期債務格付を「クレジット・ウォッチ・ネガティブ」に指定した。スタンダード&プアーズは、「クレジット・ウォッチ」の指定は現在発行会社の格付を裏付けている全てのシステム上の政府支援によるノッチを同社が取り除く可能性があることを反映したものであること、また、同社が2015年5月上旬までに「クレジット・ウォッチ」指定を解除する予定であると述べた。ムーディーズ及びフィッチも2015年上半期中に金融機関の格付における「政府支援」の水準を見直す意

向であることを発表した。予定されている銀行格付方法について提案されている変更の時期及びその結果並びに「政府支援」の廃止に関連する格付の見直しは、依然として不明確である。発行会社は、かかる修正格付方法が実施された際及び／又はかかる見直しが完了した際に、信用格付機関の全部又は一部が発行会社及び／又は発行会社の発行済証券の全部若しくは一部に付与した格付が引き下げられる可能性があると予想している。

発行会社が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（あるいは格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2013年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）
平成26年5月30日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2014年度中（自平成26年1月1日 至平成26年6月30日）
平成26年9月26日 半期報告書をEDINETにより関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役 クリストファー・ルーカス

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において本発行登録書の提出日（平成25年7月30日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

(平成21年7月14日(発行日)の募集)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)

券面総額又は振替社債の総額

192億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

年次決算

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2015年3月3日に年次決算を発表しました。以下はその抄訳です。

注

本書中の「バークレイズ」、「グループ」は、バークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表し、「バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」はバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。「当グループ」はバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2014年12月31日に終了した事業年度の数値と2013年12月31日に終了した12ヵ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2014年12月31日現在の数値と2013年12月31日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドルを表します。

比較数値は、当グループの組織変更や、変更後の組織構造に基づく本社の業績の構成要素の再配分を反映して修正再表示されています。これらの修正再表示の詳細は2014年7月10日の英文プレスリリースに記載されており、<http://www.barclays.com/barclays-investor-relations/results-and-reports> からご確認いただけます。また、貸借対照表の比較数値は、IAS第32号「金融商品：表示」の相殺に関する修正を適用して修正再表示されています。

本書における「外国為替相場に関する進行中の調査と訴訟に係る引当金」は、外国為替相場に関して一部の規制当局が実施している進行中の調査と訴訟のために2014年12月31日現在保有されている12億5,000万ポンドの引当金を意味しています。

調整後税引前利益、調整後株主帰属利益および調整後の業績指標は、各期間の業績比較のベースの整合性を高める目的で表示しています。重要性は高いが基礎となる業績を代表するものではないと考えられる項目が調整の対象となっています。調整後の指標から除外されている項目は、当グループ自身の信用度の影響、のれんの減損、支払保障保険および請求取扱費用(PPI)ならびに金利ヘッジに関する補償費用に対する引当金、米国リーマン買収資産に係る利益、外国為替相場に関する進行中の調査と訴訟に係る引当金、先に発表したスペイン事業の売却に係る損失、ならびに教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)の評価修正です。経営者はグループレベルで調整対象項目の見直しを実施し、事業部門別業績では、これらの項目を除外して表示しています。法定の業績に対する調整は、グループレベルでのみ行っています。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、www.Barclays.com/results からご確認いただけます。

本書は金融行為規制機構の開示透明性規則に準拠して作成されており、欧州連合が採択したIFRSに準拠して作成された英語版年次報告書に含まれる2014年12月31日に終了した事業年度の年次財務書類と併せて読まれるべきです。2015年3月2日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2014年12月31日に終了した事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)の規則に準拠したバークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fに係る合同年次報告書(2014年度20-F)に関して要求される特定の情報ならびに2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されます。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り早急にSECに様式6-Kとして提出されます。SECへの提出後、様式6-Kのコピーはバークレイズの本国ウェブサイトのInvestor Relations、www.barclays.com/investorrelations およびSECのウェブサイト<http://www.sec.gov> から入手可能となります。

バークレイズは債券発行市場において頻りに債券を発行しており、正式な販売説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、バークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

作成の基礎

パークレイズ・ピーエルシーの 2014 年 12 月 31 日終了事業年度の決算報告書にはより詳細な開示が含まれています。同決算報告書には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと実質的に同一である、リスク・エクスポージャーおよび事業部門別業績も含まれています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとパークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一ですが、唯一の違いはパークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの報告の相違は持株会社によって生じ、これによって資金調達構造が異なります。重要な相違点は以下の記載の通りです。

商品の種類	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)	相違の主な原因
優先株式	-	5,846	パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式およびキャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本に含まれ、また、パークレイズ・ピーエルシー・グループの財務書類に非支配持分として表示されます。
その他の株主 資本	-	485	
非支配持分	6,391	2,251	
自己株式	(84)	-	従業員株式制度のため、およびトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資およびトレーディング・ポートフォリオ資産として認識されます。パークレイズ・ピーエルシーにおいては、株主資本からこれらの自己株式を控除します。
資本償還準備金	394	24	パークレイズ・ピーエルシー株式またはパークレイズ・バンク・ピーエルシー株式の償還または交換によって生じます。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー優先株式の交換および買戻し

2014 年度第 2 四半期において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの優先株式(帳簿価額合計 15 億ポンド)は、当該優先株式(および想定元本6億ポンドの劣後債務証券)の全体をパークレイズ・ピーエルシーの固定金利リセティング永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券の 3 回の発行(元本金額 12 億米ドル、11 億ユーロおよび 7 億ポンド)に交換する一環として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより買い戻されました。この交換の完了時に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、利益剰余金から充当された公正価値 17 億ポンドの現金による資金で優先株式を買戻しました。資金維持に係る 2006 年会社法の規則に従い、現在の為替レートで換算した優先株式資本の想定元本に相当する 1,600 万ポンドの資本償還準備金が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて計上されました。優先株式はパークレイズ・ピーエルシーの財務書類に非支配持分として表示されるため、この交換によってパークレイズ・ピーエルシーでは非支配持分が減少しました。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー優先株式の償還

2014 年度第 2 四半期において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの優先株式(帳簿価額合計 7 億ポンド)は、第 1 回目のコール償還日に償還されました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる公正価値 8 億ポンドの現金による優先株式の償還の資金は、利益剰余金から充当されました。資金維持に係る 2006 年会社法の規則に従い、現在の為替レートで換算した優先株式資本の想定元本に相当する 800 万ポンドの資本償還準備金が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて計上されました。優先株式はパークレイズ・ピーエルシーの財務書類に非支配持分として表示されるため、この交換によりパークレイズ・ピーエルシーでは非支配持分が減少しました。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーのコンティンジェント・キャピタル・ノート

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2 シリーズのコンティンジェント・キャピタル・ノート(以下「CCN」といいます。)を発行しました。これらはいずれも保有者に利息と元本を支払います。ただし、パークレイズ・ピーエルシーの連結上の CRD IV の CET1 比率(FSA による 2012 年 10 月の移行に関する発表文)が 7%を下回った場合には、いずれの債券も連結上、消却されます。CCN の支払クーポンは、このようなリスクのない類似債券に対する市場金利を上回る金利です。

これらの金融商品の会計処理は、パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類とパークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結財務書類では、以下の点で異なります。

- 7.675%の CCN の発行の場合、消却は、保有者からパークレイズ・ピーエルシーへの自動的な法的移転によって行われます。この状況において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーには、引き続きパークレイズ・ピーエルシーに対する債務が存在します。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この消却の仕組みによって利益を得ることはありませんが、類似債券に対する市場金利を上回る金利を支払うため、認識されるこの債券の当初公正価値は額面を上回ります。公正価値と額面の差額は、徐々に損益計算書上で償却されます。
- 7.75%の CCN の発行の場合、消却は直接パークレイズ・バンク・ピーエルシーに影響を及ぼします。パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは、消却の仕組みは、組込デリバティブとして、負債本体から分離して評価され、公正価値の変動は損益計算書に計上されます。負債本体の当初公正価値は、デリバティブの当初公正価値の金額分、額面を上回りましたが、差額は、徐々に損益計算書上で償却されます。

取締役の責任に関する声明

各取締役(氏名は以下に記載)は、以下について確認しています。

- ・ 取締役の知る限りにおいて、欧州連合によって採用された IFRS に準拠して作成された要約連結財務書類(英語原文 3 ページから 8 ページに記載)は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび連結対象会社の全体としての資産、負債、財政状態および損益について、真実かつ公正な概観を与えるものです。要約連結財務書類は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの英語版年次報告書に含まれている 2014 年 12 月 31 日終了事業年度の年次財務書類と併せて読まれるべきです。
- ・ 取締役の知る限りにおいて、経営情報(英語原文 3 ページから 8 ページに記載)には、当社および連結対象会社の全体としての事業展開および業績ならびにポジション、また直面している主要なリスクおよび不確実性についての適正なレビューが含まれています。

以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

アントニー・ジェンキンズ
グループ最高責任者

日付

トウシャー・モーザリア
グループ財務担当取締役

日付

パークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会:

会長

サー・デビッド・ウォーカー

業務執行取締役

アントニー・ジェンキンズ

(グループ最高責任者)

トウシャー・モーザリア

(グループ財務担当取締役)

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー

ティム・ブリードンCBE

クロフォード・ギリス

ルーベン・ジェフリー3世

ウエンディ・ルーカス=ブル

ジョン・マクファーレン

ダンピサ・モヨ

フリッツ・ヴァン・パーシャン

サー・マイケル・レイク

ダイアン・ド・サン・ビクトル

サー・ジョン・サンダーランド

ステイブ・ティーク

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(監査済)

継続事業	注記 ¹	2014年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
利息収入純額		12,138	11,653
手数料収入純額		8,188	8,752
トレーディング収益純額		3,310	6,548
投資収益純額 ²		1,328	680
保険契約に基づく保険料収入純額		669	732
その他の収益		182	98
収益合計		25,815	28,463
保険契約に基づく保険金および給付金純額		(480)	(509)
保険金控除後の収益合計		25,335	27,954
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(2,168)	(3,071)
営業収益純額		23,167	24,883
人件費		(11,005)	(12,155)
一般管理費		(9,418)	(9,819)
営業費用		(20,423)	(21,974)
事業売却(損)、並びに関連会社および合併企業の損益に対する持分		(435)	(24)
税引前利益		2,309	2,885
税金		(1,455)	(1,577)
税引後利益		854	1,308
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		528	963
非支配持分	1	326	345
税引後利益		854	1,308

1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 8 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 39 ページから 46 ページをご参照ください。

2 投資収益純額には米国リーマンから取得した資産に係る利益 4 億 6,100 万ポンドが含まれています。

要約連結財務書類

要約連結包括利益計算書(監査済)

継続事業		2014年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
税引後利益	注記 ¹	854	1,308
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益/(損失):			
為替換算再評価差額		486	(1,767)
売却可能投資再評価差額		426	(378)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額		1,540	(1,890)
その他		(19)	(37)
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益/(損失)合計		2,433	(4,072)
損益に振替えられないその他の包括利益/(損失):			
退職給付の再測定		205	(515)
当期その他の包括利益/(損失)		2,638	(4,587)
当期包括利益/(損失)合計		3,492	(3,279)
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		3,245	(2,979)
非支配持分	1	247	(300)
当期包括利益/(損失)合計		3,492	(3,279)

1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 8 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 39 ページから 46 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(監査済)

資産	注記 ¹	2014年	2013年
		12月31日現在 (百万ポンド)	12月31日現在 (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		39,695	45,687
他銀行から取立中の項目		1,210	1,282
トレーディング・ポートフォリオ資産		114,755	133,089
公正価値で測定すると指定された金融資産		38,300	38,968
デリバティブ		440,076	350,460
売却可能金融投資		86,105	91,788
銀行に対する貸付金		42,657	39,822
顧客に対する貸付金		427,767	434,237
リバース・レボ取引およびその他類いの担保付貸付		131,753	186,779
未収還付税		334	181
繰延税金資産		4,130	4,807
前払金、未収収益およびその他の資産		19,178	4,414
関連会社および合併企業に対する投資		711	653
のれん		4,887	4,878
無形資産		3,293	2,807
有形固定資産		3,786	4,216
退職給付資産		56	133
資産合計		1,358,693	1,344,201
負債			
銀行預り金		58,390	55,615
他銀行への未決済項目		1,177	1,359
顧客預り金		427,868	432,032
レボ取引およびその他類いの担保付借入		124,479	196,748
トレーディング・ポートフォリオ負債		45,124	53,464
公正価値で測定すると指定された金融負債		56,972	64,796
デリバティブ		439,320	347,118
発行債券		86,099	86,693
未払金、繰延収益およびその他の負債		24,547	13,673
未払税金		1,023	1,042
繰延税金負債		255	348
劣後負債		21,685	22,249
引当金		4,135	3,886
退職給付債務		1,574	1,958
負債合計		1,292,648	1,280,981
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	3	14,472	14,494
その他の剰余金		2,322	(233)
利益剰余金		42,650	44,670
親会社の普通株主に帰属する株主持分		59,444	58,931
その他の持分商品	4	4,350	2,078
非支配持分を除く株主資本合計		63,794	61,009
非支配持分	1	2,251	2,211
株主資本合計		66,045	63,220
負債および株主資本合計		1,358,693	1,344,201

¹ バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 8 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 39 ページから 46 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(監査済)

	払込済株式 資本および 株式払込剰 余金 ¹	その他の 持分商品 ¹	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配持分 ²	株主資本 合計
2014年12月31日終了事業 年度	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2014年1月1日現在残高	14,494	2,078	(233)	44,670	61,009	2,211	63,220
税引後利益	-	250	-	278	528	326	854
当期税引後その他の包括 利益	-	-	2,531	186	2,717	(79)	2,638
持分商品の買戻しおよび発 行	(15)	2,272	16	(1,683)	590	-	590
優先株式の償還	(7)	-	8	(792)	(791)	-	(791)
その他の持分商品に係るク ーボン支払額	-	(250)	-	54	(196)	-	(196)
持分決済型株式制度	-	-	-	693	693	-	693
株式報酬制度に基づくパー クレイズ・ピーエルシー株 式の権利確定	-	-	-	(866)	(866)	-	(866)
配当金支払額	-	-	-	(821)	(821)	(190)	(1,011)
優先株式およびその他の 株主資本に係る配当金	-	-	-	(441)	(441)	-	(441)
パークレイズ・ピーエルシー からの資本拠出	-	-	-	1,412	1,412	-	1,412
その他の剰余金の変動	-	-	-	(40)	(40)	(17)	(57)
2014年12月31日現在残高	14,472	4,350	2,322	42,650	63,794	2,251	66,045
2013年12月31日終了事業 年度							
2013年1月1日現在残高	14,494	-	3,329	39,244	57,067	2,856	59,923
税引後利益	-	-	-	963	963	345	1,308
当期税引後その他の包括 利益	-	-	(3,402)	(540)	(3,942)	(645)	(4,587)
その他の持分商品の発行	-	2,078	-	-	2,078	-	2,078
持分決済型株式制度	-	-	-	689	689	-	689
株式報酬制度に基づくパー クレイズ・ピーエルシー株 式の権利確定	-	-	-	(1,047)	(1,047)	-	(1,047)
配当金支払額	-	-	-	(734)	(734)	(342)	(1,076)
優先株式およびその他の 株主資本に係る配当金	-	-	-	(471)	(471)	-	(471)
資本準備商品の償還	-	-	(100)	-	(100)	-	(100)
パークレイズ・ピーエルシー からの資本拠出	-	-	-	6,553	6,553	-	6,553
その他の剰余金の変動	-	-	(60)	13	(47)	(3)	(50)
2013年12月31日現在残高	14,494	2,078	(233)	44,670	61,009	2,211	63,220

1 株式資本およびその他の持分商品の詳細は、英語原文8ページに記載されています。

2 非支配持分の詳細は、英語原文8ページに記載されています。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書(監査済)

継続事業	2014年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
税引前利益	2,309	2,885
非現金項目の調整	4,728	5,713
営業資産および負債の変動	(17,538)	(32,322)
法人税等支払額	(1,590)	(1,558)
営業活動からのキャッシュ純額	(12,091)	(25,282)
投資活動からのキャッシュ純額	10,661	(22,655)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,414)	6,260
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	(431)	198
現金および現金同等物の純減少額	(3,275)	(41,479)
現金および現金同等物 期首現在	81,754	123,233
現金および現金同等物 期末現在	78,479	81,754

財務書類注記

1 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2014年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2014年12月31日 現在 (百万ポンド)	2013年12月31日 現在 (百万ポンド)
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	320	343	2,247	2,204
その他の非支配持分	6	2	4	7
合計	326	345	2,251	2,211

2 普通株式配当金

	2014年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
期中に支払われた配当金		
期中に支払われた最終配当金	512	373
期中に支払われた中間配当金	309	361
合計	821	734

普通株式配当金は、パークレイズ・ピーエルシーがその株主に支払う配当金の資金源として支払われました。

3 払込済株式資本

普通株式

2014年12月31日および2013年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式 23 億 4,200 万株で構成されていました。

優先株式

2014年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株1ポンドのポンド建優先株式 1,000 株(2013年:1,000 株)、1株 100 ユーロのユーロ建優先株式 31,856 株(2013年:240,000 株)、1株 100 ポンドのポンド建優先株式 20,930 株(2013年:75,000 株)、1株 100 米ドルの米ドル建優先株式 58,133 株(2013年:100,000 株)、および 1 株 0.25 米ドルの米ドル建優先株式 2 億 3,700 万株(2013年:2 億 3,700 万株)で構成されていました。

4 その他の持分商品

その他の持分商品 43 億 5,000 万ポンド(2013年度:20 億 7,800 万ポンド)には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが 2013 年度および 2014 年度に発行した追加的 Tier 1(AT1)証券が含まれています。2013 年度には、固定金利リセティング永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券が 2 回に分けて発行されました(元本金額は 20 億米ドルおよび 10 億ユーロ)。

2014 年度には、固定金利リセティング永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券が 3 回発行されました(元本金額は 12.1 億米ドル、10.8 億ユーロおよび 7 億ポンド)(以下「当行の AT1 証券」といいます。)。当行の AT1 証券は、15 億 2,700 万ポンドのパークレイズ・バンク・ピーエルシー優先株式および 6 億 700 万ポンドの劣後債務証券(Tier 1 ノートおよび資本準備商品)の全体をパークレイズ・ピーエルシーが発行した新規 AT1 証券(当グループ AT1 証券)に交換する一環として、パークレイズ・ピーエルシーに対して発行されました。この交換の完了時に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは当該優先株式および劣後債務証券を消却しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる公正価値 16 億 8,300 万ポンドの現金による優先株式買戻しの資金は、利益剰余金から充当されました。資金維持に係る 2006 年会社法の規則に従い、現在の為替レートで換算した優先株式資本の想定元本に相当する 1,600 万ポンドの資本償還準備金が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて繰入されました。

AT1 証券は、満期日が設定されていない永久債であり、CRD IVに基づく AT1 商品として適格となるよう組成されています。

【補足情報】

パークレイズ・ピーエルシー年次決算（2015年3月3日発表）（抄訳）

注

本書中の「パークレイズ」、「当グループ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2014年12月31日に終了した事業年度の数値と2013年12月31日に終了した12ヵ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2014年12月31日現在の数値と2013年12月31日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドルを表します。

比較数値は、当グループの組織変更や、変更後の組織構造に基づく本社の業績の構成要素の再配分を反映して修正再表示されています。これらの修正再表示の詳細は2014年7月10日の英文プレスリリースに記載されており、<http://www.barclays.com/barclays-investor-relations/results-and-reports> からご確認いただけます。また、貸借対照表の比較数値は、IAS第32号「金融商品：表示」の相殺に関する修正を適用して修正再表示されています。

本書における「外国為替相場に関する進行中の調査と訴訟に係る引当金」は、外国為替相場に関して一部の規制当局が実施している進行中の調査と訴訟のために2014年12月31日現在保有されている12億5,000万ポンドの引当金を意味しています。

調整後税引前利益、調整後株主帰属利益および調整後の業績指標は、各期間の業績比較のベースの整合性を高める目的で表示しています。重要性は高いが基礎となる業績を代表するものではないと考えられる項目が調整の対象となっています。調整後の指標から除外されている項目は、当グループ自身の信用度の影響、のれんの減損、支払保障保険および請求取扱費用(PPI)ならびに金利ヘッジに関する補償費用に対する引当金、米国リーマン買収資産に係る利益、外国為替相場に関する進行中の調査と訴訟に係る引当金、先に発表したスペイン事業の売却に係る損失、ならびに教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)の評価修正です。経営者はグループレベルで調整対象項目の見直しを実施し、事業部門別業績では、これらの項目を除外して表示しています。法定の業績に対する調整は、グループレベルでのみ行っています。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、www.Barclays.com/results からご確認いただけます。

本書は金融行為規制機構の開示透明性規則に準拠して作成されており、欧州連合が採択したIFRSに準拠して作成された英語版年次報告書に含まれる2014年12月31日に終了した事業年度の年次財務書類と併せて読まれるべきです。2015年3月2日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2014年12月31日に終了した事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)の規則に準拠したパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fに係る合同年次報告書(2014年度20-F)に関して要求される特定の情報ならびに2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されます。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り早急にSECに様式6-Kとして提出されます。SECへの提出後、様式6-Kのコピーはパークレイズの本国ウェブサイトのInvestor Relations、www.barclays.com/investorrelations およびSECのウェブサイト<http://www.sec.gov> から入手可能となります。

パークレイズは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な販売説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家に対面しています。この通常の慣行に則り、パークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設けたいと考えています。

業績ハイライト

Transform 目標に向かって着実に前進: 重点的なコスト削減の取り組みがグループおよびコア部門の税引前利益の増加を牽引。ノンコア部門の資産圧縮が年度を通して大きく進展し、グループの資本およびレバレッジ比率の改善に寄与。

- **グループの調整後税引前利益**は 12%増加し、55 億 200 万ポンドとなりました。コア部門の税引前利益は 66 億 8,200 万ポンドと 3%増加し、ノンコア部門の税引前損失は 11 億 8,000 万ポンドと 24%減少しました。
- **調整後営業費用合計**は正味で 5%の人員削減を含む Transform プログラムのコスト削減策の効果により、9%減少し、180 億 6,900 万ポンドとなりました。Transform 達成費用を除く営業費用は 169 億 400 万ポンドと 17 億 8,000 万ポンド減少しました。
- **信用に関する減損費用**は 29%減少し、21 億 6,800 万ポンドとなりました。ノンコア部門は 1 億 6,800 万ポンドと 7 億 3,200 万ポンド減少、コア部門は 20 億ポンドと 8%減少しました。
- コア部門では、**パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)**、**パークレイカード各部門**が、増収と Transform 達成費用を除く営業費用の減少を受けて利益を伸ばし続けました。**アフリカ・バンキング部門**は為替変動の影響を除いたベースでは改善しましたが、公表決算は為替変動の悪影響を受けました。**インベストメント・バンク部門**は厳しい市場環境が収益に影響したものの、コスト削減とリスク調整後資産の効率化を図る一方で、戦略的な事業の再配置をさらに推し進めました。コア部門の平均株主資本利益率は Transform 達成費用を除き 10.9%でした(2013 年:12.7%)。
- **ノンコア部門の資産圧縮**は大きく進展し、リスク調整後資産は 350 億ポンド減少し、750 億ポンドとなりました。2014 年度末の割当株主資本は 110 億ポンドと、40 億ポンド減少しました。
- **CRD IV 完全施行ベースの普通株式 Tier1(CET1)資本比率**は 10.3%に上昇し(2013 年:9.1%)、2016 年に 11%以上を目指すとした Transform の達成に向けて一段と前進しました。ノンコア部門の資産圧縮の順調な進展を受けてリスク調整後資産が 406 億ポンド減少し 4,020 億ポンドになったことと、資本が 415 億ポンドに増加した(2013 年:404 億ポンド)ことが改善の主な要因です。2015 年 1 月 2 日付で完了したスペイン事業の売却を含めると、2014 年 12 月 31 日現在の CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本比率は 10.5%に上昇します。
- **バーゼル銀行監督委員会(BCBS)270 レバレッジ比率**は 3.7%に上昇し、2016 年に 4%以上とする Transform の目標に近い水準となりました(2014 年 9 月:3.5%)。この上昇は、決済残高の季節的な減少とノンコア部門のレバレッジ・エクスポージャーの持続的な減少を受け、2014 年度第 4 四半期にレバレッジ・エクスポージャーが大幅に減少して、1 兆 2,330 億ポンドになったことによるものです(2014 年 9 月:1 兆 3,240 億ポンド)。
- **1 株当たりの正味有形資産価額**は 285 ペンスに増加しました(2013 年:283 ペンス)。

重要な調整項目:

- **パークレイズ・ノンコア部門**が公正価値ベースで保有する教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)ローン・ポートフォリオに関連し、9 億 3,500 万ポンドの公正価値を見直し、2014 年度第 4 四半期に認識されました。これは評価方法で採用している割引率を変更したためです。この修正は CET1 資本比率、レバレッジ比率のいずれにも影響を与えません。
- 現在進行中の外国為替に関連する調査と訴訟に関連して 2014 年度下半期に 12 億 5,000 万ポンドを引当金として繰り入れました。これは 2014 年度第 4 四半期に追加した 7 億 5,000 万ポンドを含んでいます。
- 将来の補償および関連費用に関する最新かつ最良の見積もりに基づき、支払保障保険(PPI)に係る補償引当金の 2 億ポンドの追加繰入れを 2014 年度第 4 四半期に行いました。この結果、当年度の PPI および金利ヘッジ商品に係る補償引当金繰入額は正味 11 億 1,000 万ポンドとなりました。
- 米国リーマン買収に伴い取得した資産に関連する 4 億 6,100 万ポンドの利益を 2014 年度第 3 四半期に認識しました(2013 年度第 2 四半期:2 億 5,900 万ポンド)。
- 2015 年 1 月 2 日付で完了したスペイン事業の売却に関連する 4 億 4,600 万ポンドの損失を 2014 年度第 3 四半期および第 4 四半期に計上しました。更に、売却が完了した 2015 年度第 1 四半期に約 1 億ポンドの累積為替換算差額累計額を損失として認識します。

業績ハイライト

当グループの決算報告	調整後			法定		
	2014年 12月31日 (百万ポンド)	2013年 12月31日 ¹ (百万ポンド)	増減率(%)	2014年 12月31日 (百万ポンド)	2013年 12月31日 (百万ポンド)	増減率(%)
保険金控除後の収益合計	25,728	27,896	(8)	25,288	27,935	(9)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(2,168)	(3,071)	29	(2,168)	(3,071)	29
営業収益純額	23,560	24,825	(5)	23,120	24,864	(7)
営業費用	(15,993)	(17,739)	10	(15,993)	(17,818)	10
訴訟および特定行為	(449)	(441)	(2)	(2,809)	(2,441)	(15)
英国銀行税	(462)	(504)	8	(462)	(504)	8
営業費用(Transform 達成費用を除く)	(16,904)	(18,684)	10	(19,264)	(20,763)	7
Transform 達成費用	(1,165)	(1,209)	4	(1,165)	(1,209)	4
営業費用合計	(18,069)	(19,893)	9	(20,429)	(21,972)	7
発表したスペイン事業の売却に係る損失	-	-		(446)	-	
その他の収益/(費用)純額	11	(24)		11	(24)	
税引前利益	5,502	4,908	12	2,256	2,868	(21)
税金	(1,704)	(1,963)	13	(1,411)	(1,571)	10
税引後利益	3,798	2,945	29	845	1,297	(35)
非支配持分	(769)	(757)	(2)	(769)	(757)	(2)
その他の株主持分 ²	(250)	-		(250)	-	
株主帰属利益	2,779	2,188	27	(174)	540	

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率 ²	5.9%	4.8%	(0.3%)	1.2%
平均株主資本利益率 ²	5.1%	4.1%	(0.2%)	1.0%
収益に対する費用の比率	70%	71%	81%	79%
貸倒率(ベース・ポイント)	46	64	46	64
基本的1株当たり利益 ²	17.3 ペンス	15.3 ペンス	(0.7 ペンス)	3.8 ペンス
1株当たり配当金	6.5 ペンス	6.5 ペンス	6.5 ペンス	6.5 ペンス

貸借対照表およびレバレッジ

1株当たりの正味有形資産価額	285 ペンス	283 ペンス
1株当たりの純資産価額	335 ペンス	331 ペンス
BCBS 270 レバレッジ・エクスポージャー	12,330 億ポンド	n/a

資本管理

CRD IV 完全施行ベース	2014年	2013年
普通株式 Tier 1 比率	10.3%	9.1%
普通株式 Tier 1 資本	415 億ポンド	404 億ポンド
Tier 1 資本	460 億ポンド	427 億ポンド
リスク調整後資産	4,020 億ポンド	4,420 億ポンド
BCBS 270 レバレッジ比率	3.7%	n/a

資金調達および流動性

グループ余剰流動性	1,490 億ポンド	1,270 億ポンド
推計 CRD IV 流動性カパレレッジ比率	124%	96%
預貸率 ³	89%	91%

調整後利益の分析

調整後税引前利益	2014年	2013年
当グループ自身の信用度に関連する利益/(損失)	5,502	4,908
のれんの減損	34	(220)
支払保障保険(PPI)および金利ヘッジ商品に係る補償引当金繰入額	-	(79)
米国リーマン買収資産に係る利益 ¹	(1,110)	(2,000)
米国リーマン買収資産に係る利益 ¹	461	259
当局による為替業務に関する進行中の調査に係る引当金繰入額	461	259
発表したスペイン事業の売却に係る損失	(1,250)	-
ESH LA ポートフォリオに係る評価の見直し	(446)	-
	(935)	-
法定税引前利益	2,256	2,868

1 当期決算における重要性を勘案し、前期との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの利益を除くよう修正再表示したものです。

2 その他の株主持分に帰属する税引後利益2億5,000万ポンド(2013年:ゼロポンド)は剰余金に計上する税額控除5,400万ポンド(2013年:ゼロポンド)により相殺されています。被支配持分にかかる1億9600万ポンドは、1株当たり利益、平均有形株主資本利益率、平均株主資本利益率を計算するため税引後利益から差し引いて計算したものです。

3 貸付金:預貸率はパーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカード、アフリカ・バンキング、ノンコア・リテールに係るものです。

業績ハイライト

パークレイズ・コアおよびノンコアの 決算報告

	パークレイズ・コア			パークレイズ・ノンコア		
	2014年 12月31日 (百万ポンド)	2013年 12月31日 ¹ (百万ポンド)	増減率(%)	2014年 12月31日 (百万ポンド)	2013年 12月31日 (百万ポンド)	増減率(%)
保険金控除後の収益合計	24,678	25,603	(4)	1,050	2,293	(54)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(2,000)	(2,171)	8	(168)	(900)	81
営業収益純額	22,678	23,432	(3)	882	1,393	(37)
営業費用	(14,483)	(15,809)	8	(1,510)	(1,930)	22
訴訟および特定行為	(251)	(173)	(45)	(198)	(268)	26
英国銀行税	(371)	(395)	6	(91)	(109)	17
Transform 達成費用	(953)	(671)	(42)	(212)	(538)	61
営業費用合計	(16,058)	(17,048)	6	(2,011)	(2,845)	29
その他の収益／(費用)純額	62	86	(28)	(51)	(110)	54
税引前利益／(損失)	6,682	6,470	3	(1,180)	(1,562)	24
税金(費用)／還付	(1,976)	(1,754)	(13)	272	(209)	
税引後利益／(損失)	4,706	4,716	-	(908)	(1,771)	49
非支配持分	(648)	(638)	(2)	(121)	(119)	(2)
その他の株主持分	(194)	-		(56)	-	
株主帰属利益／(損失)	3,864	4,078	(5)	(1,085)	(1,890)	43

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率 ²	11.3%	14.4%	(5.4%)	(9.6%)
平均割当有形株主資本	350 億ポンド	280 億ポンド	130 億ポンド	70 億ポンド
平均株主資本利益率 ²	9.2%	11.3%	(4.1%)	(7.2%)
平均割当株主資本	420 億ポンド	360 億ポンド	130 億ポンド	170 億ポンド
期末割当株主資本	450 億ポンド	390 億ポンド	110 億ポンド	150 億ポンド
収益に対する費用の比率	65%	67%	n/a	n/a
基本的1株当たり利益への寄与	24.0 ペンス	28.5 ペンス	(6.7 ペンス)	(13.2 ペンス)

資本管理

リスク調整後資産	3,270 億ポンド	3,330 億ポンド	750 億ポンド	1,100 億ポンド
BCBS 270 レバレッジ・エクスポージャー	9,560 億ポンド	n/a	2,770 億ポンド	n/a

事業部門別損益

	2014年 12月31日 (百万ポンド)	2013年 12月31日 (百万ポンド)	増減率(%)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)	8,828	8,723	1
パークレイカード	4,356	4,103	6
アフリカ・バンキング	3,664	4,039	(9)
インベストメント・バンク ¹	7,588	8,596	(12)
本社	242	142	70
パークレイズ・コア	24,678	25,603	(4)
パークレイズ・ノンコア	1,050	2,293	(54)
パークレイズ・グループ調整後損益合計	25,728	27,896	(8)

事業部門別税引前利益／(損失)

	2014年 12月31日 (百万ポンド)	2013年 12月31日 (百万ポンド)	増減率(%)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)	2,885	2,233	29
パークレイカード	1,339	1,183	13
アフリカ・バンキング	984	1,049	(6)
インベストメント・バンク ¹	1,377	2,020	(32)
本社	97	(15)	
パークレイズ・コア	6,682	6,470	3
パークレイズ・ノンコア	(1,180)	(1,562)	24
パークレイズ・グループ調整後税引前利益合計	5,502	4,908	12

1 当期決算における重要性を勘案し、前期との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未回収されて
いない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの収益を除くよう修正再表示したものです。

2 パークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率はパークレイズ・グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利益率とパーク
レイズ・コアの利益率の差を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率を示すものではありません。

グループ最高責任者によるご挨拶

「現在のパークレイズは金融危機以降のどの時点よりも強さを増し、見通しも改善しています。

パークレイズを変革する取り組みはまだ完了していませんが、2014 年度決算は当グループが正しい軌道を進んでいることを確信できるものとなりました。

グループの調整後税引前利益は前年度比 12%増加しました。パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカード各部門は順調に拡大を続けています。アフリカ・バンキング部門は為替変動の悪影響を受けたにもかかわらず、好調に推移しました。また、インベストメント・バンク部門のいくつかの分野は将来に向けて期待が持てる業績を残しました。

当年度の Transform の取り組みは 2016 年の目標達成に向けて特にコスト、資本、レバレッジの面で成果を上げ、当グループの戦略が機能していることを改めて裏付けました。

コスト面では、大幅な削減策を進めた結果、営業費用は 2014 年度に 18 億ポンド近く減少しました。これは Transform 達成費用を除くグループの調整後のコストベースの 10%に相当します。この直近 12 カ月間の成果は 2015 年度の更なるコスト削減効果とともに当グループがすべての事業においてリターンを増加させ、持続可能な競争上の優位を高めるための基盤強化をもたらすでしょう。パークレイズの将来を担うコア部門では、Transform 達成費用を除く調整後株主資本利益率がほぼ 11%に達し、2016 年に 12%以上という目標の達成に向けて順調に進展しています。パークレイズ・ノンコア部門の資産圧縮は前倒しで進展しており、リスク調整後資産は 750 億ポンドとほぼ 350 億ポンド減少し、株主資本利益率の低下への影響度は 7.2%から 4.1%に縮小しました。

2014 年度には資本状況の強化について大きな進展がみられました。CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本比率は 2015 年 1 月 2 日付で完了したスペイン事業売却と現在進行中の外国為替に関連する調査と訴訟のために第 4 四半期に積み増した引当金の影響を考慮しても、前年度の 9.1%から 10.5%に改善しました。また、同じく重要な点として、レバレッジ比率が 3.7%に上昇しました。これは、これらの指標がそれぞれ 11%以上、4%以上とする Transform の 2016 年目標の達成に向けて順調に進展していることを意味します。

配当については、特定行為に係る引当金の影響にもかかわらず、2014 年度は合計 6.5 ペンスの配当金をお支払いすることを発表しました。グループの資本状況に関しては自信を深めつつ、引き続き 40%から 50%の配当率を目指していきます。

また、今年度から初めて全組織に導入したバランスト・スコアカードで定めた目標面でも順調に成果を上げています。顧客、従業員、営業行為、企業市民活動、会社に関する個々の指標は経営陣および従業員の人事評価と報酬に直接結び付いており、それぞれが当グループの目的と価値観に沿って、正しい方法によって業績を上げているようにしています。

外国為替取引に関連を含む未解決の特定行為の問題には引き続き注力していくつもりです。こうした調査の中心にある行為はパークレイズの価値と全く相容ないものであり、従業員や株主の皆様がこうした問題が業務に悪影響を及ぼすのではないかと懸念されることと思います。しかしこうした問題を解決することはパークレイズの計画の重要な一角をなすものであり、困難を伴うかと思われませんが 2015 年も本領域において大きな進展がみられると期待しています。

したがって、2014 年度に着実に前進しましたが、まだやるべきことは残されています。今後もグループ全体の歩調を確固たるものとし、各事業部門のリターンの改善に取り組み、計画の実行を加速させていく所存です。

2015 年度はパークレイズにとって引き続き実行の年になるでしょう。」

グループ最高責任者 アントニー・ジェンキンス

グループ財務担当取締役のレビュー

損益計算書

グループの業績

- 調整後税引前利益は 12%増加し、55 億 200 万ポンドとなりました。インベストメント・バンク部門の減益とアフリカ・バンキング部門の決算に悪影響を与えた為替変動により一部相殺されたものの、PCB、パークレイカード、ノンコア各部門が改善したためです。
- 調整後収益は 8%減少し、257 億 2,800 万ポンドとなりましたが、減損費用が 29%減少し、21 億 6,800 万ポンドとなったことで、営業収益純額は 5%減の 235 億 6,000 万ポンドとなりました。
- 調整後営業費用合計は、正味で 5%の人員削減を含む Transform プログラムによる費用削減および為替変動の影響を反映し、9%減少し、180 億 6,900 万ポンドとなりました。
 - 人件費合計は 8%減少し、88 億 9,100 万ポンドとなりました。人員の減少ならびに繰延および当期賞与費用の減少を反映し、インベストメント・バンク部門の人件費は 36 億 2,000 万ポンドと 9%減少しました。
 - 営業費用は Transform 達成費用を除き、169 億 400 万ポンドでした(2013 年:186 億 8,400 万ポンド)。Transform 達成費用は 11 億 6,500 万ポンドでした(2013 年:12 億 900 万ポンド)。
- 法定税引前利益は 22 億 560 万ポンドとなりました(2013 年:28 億 6,800 万ポンド)。支払保障保険(PPI)および金利ヘッジ商品に係る補償引当金の正味 11 億 1,000 万ポンド(2013 年:20 億ポンド)の追加繰入額、米国リーマン買収資産に関連する 4 億 6,100 万ポンドの利益(2013 年:2 億 5,900 万ポンド)、外国為替に関連する進行中の調査と訴訟に関連した引当金繰入額 12 億 5,000 万ポンド、先に発表したスペイン事業の売却に関連する 4 億 4,600 万ポンドの損失、ESHLA の 9 億 3,500 万ポンドの価値の再評価を主に反映しています。
- 調整後税引前利益の実効税率は 31.0%(2013 年:40.0%)に低下し、法定税引前利益の実効税率は 62.5%に上昇しました(2013 年:54.8%)。外国為替に関する進行中の調査と訴訟のための引当金を含む控除できない費用が主たる原因です。なお 2013 年の実効税率はスペインにおける繰延税金資産、4 億 4,000 万ポンドの減額が含まれていました。
- グループの調整後株主帰属利益は 27 億 7,900 万ポンドとなり(2013 年:21 億 8,800 万ポンド)、グループの調整後平均株主資本利益率は 5.1%に上昇しました(2013 年:4.1%)。

コア部門の業績

- 税引前利益は 66 億 8,200 万ポンドと、3%増加しました。インベストメント・バンク部門の減益と、アフリカ・バンキング部門の公表決算に影響を与えた為替変動により一部相殺されたものの、PCB、パークレイカード各部門が改善したためです。
- 収益は 4%減少し、246 億 7,800 万ポンドとなりました。パークレイカード、PCB 各部門の増収により一部相殺されたものの、75 億 8,800 万ポンドとなったインベストメント・バンク部門の 12%の減収と為替変動を受けたアフリカ・バンキング部門の減収を反映しています。インベストメント・バンク部門の 2014 年度第 4 四半期の収益は 16 億 6,600 万ポンドと、2013 年度第 4 四半期比で 7%減少しました。顧客取引量の減少とボラティリティの低下を受け、クレジットおよびマクロ業務がそれぞれ 25%、14%の減収となったためです。
 - PCB、パークレイカード、アフリカ・バンキング各部門の利息収入純額は為替変動によるアフリカ・バンキング部門の減少により一部相殺されたものの、PCB の大幅な増加とパークレイカードの取扱高の伸びを反映して、4%増加し、114 億 3,500 万ポンドとなりました。この結果、純利ざやは 4.08%となりました(2013 年:4.02%)。
- 信用に関する減損費用は 8%改善し、20 億ポンドとなりました。これは英国の経済環境の改善を受け、PCB 部門、特に一時的な引当金戻入れと英国の大企業顧客の債務不履行の減少に伴うコーポレート・バンキングの改善と、アフリカ・バンキング部門における南アフリカ・モーゲージ・ポートフォリオの減損費用の減少を反映しています。2014 年度第 4 四半期の信用に関する減損費用はパークレイカードの減免へのカバレッジ強化を受けて 5 億 7,300 万ポンドに増加しました(2014 年度第 3 四半期:5 億 900 万ポンド)。
- 営業費用合計は 6%減少し、160 億 5,800 万ポンドとなりました。Transform 達成費用が 9 億 5,300 万ポンド(2013 年:6 億 7,100 万ポンド)に増加したことで一部相殺されたものの、Transform プログラムにより大幅に費用が削減されたことを反映しています。2014 年度第 4 四半期の Transform 達成費用は支店網の再編と自動化促進のための技術投資により PCB 部門を中心に 2 億 9,800 万ポンドに増加しました(2014 年度第 3 四半期:2 億 200 万ポンド)。
- 株主帰属利益は 38 億 6,400 万ポンドに減少しました(2013 年:40 億 7,800 万ポンド)。2013 年度の税率を低下させた税控除が当期は発生しなかったことを主因に実効税率が上昇したことと、2014 年度の追加的 Tier 1 証券に関連する他の株主への配分を反映しています。平均割当株主資本は 420 億ポンドに増加し(2013 年:360 億ポンド)、結果、コア部門の株主資本利益率は 9.2%に下がりました(2013 年:11.3%)。

ノンコア部門の業績

- 税引前損失は以下を反映して 24%減少し、11 億 8,000 万ポンドとなりました。
 - アラブ首長国連邦(UAE)のリテール・バンキング・ポートフォリオの売却益 1 億 1,900 万ポンドにより一部相殺されたものの、資産および証券の圧縮ならびに事業の売却に伴い、収益は 10 億 5,000 万ポンドに減少しました(2013 年:22 億 9,300 万ポンド)。
 - 信用に関する減損費用はシングルネームのエクスポージャーの減損費用が当年度は発生しなかったこと、ホールセール・ポートフォリオに係る引当金戻入れ、欧州の業況の改善を受けて 7 億 3,200 万ポンド減少し、1 億 6,800 万ポンドとなりました。
 - 人員減少および以前に発表された欧州リテール事業の再構築を含む Transform プログラムによる費用削減効果と Transform 達成費用が 2 億 1,200 万ポンドに減少したこと(2013 年:5 億 3,800 万ポンド)を反映し、営業費用合計は 29%減少し、20 億 1,100 万ポンドとなりました。
- リスク調整後資産の 350 億ポンドの減少を反映し、ノンコア部門の株主資本利益率の低下への影響度は 4.1%に改善しました(2013 年:7.2%)。

貸借対照表およびレバレッジ

貸借対照表

グループ財務担当取締役のレビュー

- 資産合計は 1 兆 3,580 億ポンドと概ね横ばいとなりました(2013 年: 1 兆 3,440 億ポンド)。
 - デリバティブ資産は、デリバティブ負債が 920 億ポンド増加し 4,390 億ポンドとなったことから 900 億ポンド増加し、4,400 億ポンドとなりました。これは主要先渡金利の低下を受けた金利デリバティブの増加が主因です。
 - 貸借対照表のレバレッジの解消によりマッチド・ブック取引が減少した結果、リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付は 550 億ポンド減少し、1,320 億ポンドとなりました。
 - 貸付金合計は 40 億ポンド減少し、4,700 億ポンドとなりました。パークレイカードと PCB の貸出が伸びましたが、売却目的保有であるスペイン事業に関連する 130 億ポンドの貸付金がある他の資産に再分類されたにより一部相殺されました。
- 顧客預かり金は、PCB とパークレイカードにおける 50 億ポンドの増加により一部相殺されたものの、スペイン事業に関連する 80 億ポンドをその他負債に再分類した結果、40 億ポンド減少し、4,280 億ポンドとなりました。
- 株主資本合計(非支配持分を含む)は 660 億ポンドでした(2013 年: 640 億ポンド)。非支配持分を除いた株主資本は 600 億ポンドに増加しました(2013 年: 550 億ポンド)。優先株および劣後債を消却する代わりとして投資家に持分法適用追加的 Tier 1(AT1)証券を発行したことにより、その他の持分商品が 20 億ポンド増加したことと、先渡金利の低下に伴う収益を受けてキャッシュフロー・ヘッジ再評価差額が 20 億ポンド増加したことを主に反映しています。
- 1 株当たりの純資産価額は 335 ペンスに増加し(2013 年: 331 ペンス)、1 株当たりの正味有形資産価額は 285 ペンスに増加しました(2013 年: 283 ペンス)。

レバレッジ・エクスポージャー

- バーゼル銀行監督委員会(BCBS)270 レバレッジ・エクスポージャーは主に以下を受け、2014 年度第 4 四半期に 910 億ポンド減少し、1 兆 2,330 億ポンドとなりました。
 - 貸付金およびその他資産は 520 億ポンド減少し、7,130 億ポンドになりました。季節要因による決済残高の 280 億ポンドの減少に伴う現金残高の 130 億ポンドの減少が主因です。
 - 証券金融取引(SFT)はリバース・レポ取引の減少、ならびにノンコア部門の取引量の減少と取引量の季節的な減少を反映した SFT 調整の減少を受け、350 億ポンド減少し、1,570 億ポンドとなりました。
 - デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)は、取引の圧縮および解消を含む事業活動の減少と最適化を進めたことを主に受け、160 億ポンド減少し、1,790 億ポンドとなりました。

資本管理

- CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本比率は、リスク調整後資産が 406 億ポンド減少し 4,020 億ポンドになったことと、CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本が 11 億ポンド増加し 415 億ポンドになったことを受けて 10.3%に上昇しました(2013 年: 9.1%)。
 - 330 億ポンドの調整項目を吸収したことによる CET1 資本の増加は、その他の適格資本再評価差額の 16 億ポンドの増加と、規制上の調整および控除の減少による 6 億ポンドの増加を受けたものですが、12 億ポンドを配当原資として認識したこと一部相殺されました。2015 年 1 月 2 日付で完了したスペイン事業の売却を含めると、2014 年 12 月 31 日現在の CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本比率は 10.5%に上昇します。
 - リスク調整後資産の減少は、事業の売却、証券および融資の圧縮と清算、デリバティブ・リスクの削減を反映し、ノンコア部門が 350 億ポンド減少し 750 億ポンドになったことが主因です。
- BCBS270 レバレッジ比率は 3.7%に上昇しました(2014 年 9 月: 3.5%)。決済残高の季節的な減少とノンコア部門のエクスポージャーの持続的な減少を受け、BCBS270 レバレッジ・エクスポージャーが 1 兆 2,330 億ポンドに減少したこと(2014 年 9 月: 1 兆 3,240 億ポンド)を反映しています。2015 年 1 月 2 日付で完了したスペイン事業の売却を含めると、2014 年 12 月 31 日現在の BCBS270 レバレッジ比率は 3.8%に上昇します。

グループ財務担当取締役のレビュー

資金調達および流動性

- 当グループは 2014 年度に流動性ポジションを強化し、グループの流動性リスク選好度を上回る流動性を確保しました。これにより、当グループは、信用格付機関がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの信用格付に織り込んでいるソブリン・サポートを見直し、信用格付が変更された場合にも十分備えることが可能になります。結果的にグループ余剰流動性は 1,490 億ポンドに増加しました(2013 年:1,270 億ポンド)。CRD IV 基準に基づく推定流動性カバレッジ比率(LCR)は 124%に上昇しました(2013 年:96%)。これは 300 億ポンドの余剰に相当します(2013 年:60 億ポンドの不足)。
- 当グループは多様で安定した資金調達基盤を維持しました。ホールセールの資金調達残高合計(レポ取引を除く)は 1,710 億ポンドでした(2013 年:1,860 億ポンド)。当グループはホールセール無担保、有担保、債務資本市場において期限前償還控除後の純額で 150 億ポンドの起債を実施しました(2013 年:10 億ポンド)。

法令、競争、規制事項

- 当グループが直面している法令、競争および規制上の課題の詳細は英語版年次報告書の 306-314 ページにある注記 29 に記載されています。これらの事項が当グループに与える影響の規模は必ずしも予測可能ではなく、当グループのオペレーション、業績、業況、見通しに重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 法令、競争、規制事項に関連する引当金残高は 16 億 9,000 万ポンドです(2013 年:4 億 8,500 万ポンド)。2014 年度におけるこれら引当金およびかかる事項の影響を受ける資産価値の変更には以下が含まれます。
 - 外国為替に関していくつかの当局が関与する進行中の調査と訴訟の一部について 12 億 5,000 万ポンドの引当金を認識しました。これは 2014 年度第 4 四半期に積み増した 7 億 5,000 万ポンドの引当金を含みます。
 - 2008 年の米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産の回収可能性の改善に伴い、2014 年度第 3 四半期に 4 億 6,100 万ポンドの利益を計上しました。この資産価値の変更は米国第 2 巡回区連邦控訴裁が 2014 年度第 3 四半期に当グループに有利な決定を下したことを受けたものです。

その他の事項

- パークレイズ・ノンコア部門が保有する公正価値 174 億ポンドの ESHLA ポートフォリオに関連して 9 億 3,500 万ポンドの公正価値を見直しを 2014 年度第 4 四半期に認識しました。このポートフォリオは主に信用力の高い長期固定金利ローンで構成されています。価値の不確実性は長期資産であることと、流通市場がなく預貸利ざやが把握できないことに起因します。この修正は外部機関による情報と、外部機関がこれら資産の評価を行う際に考慮する要因を組み入れて 2014 年度第 4 四半期に評価方法を変更したことを受けたものです。また、これは LIBOR を基準とするディスカウントに基づく資産評価からのシフトを図る最近の業界のトレンドとも整合的です。対応する同ポートフォリオに関連するブルーデンス評価調整(PVA)額を年末時に削減したため、この修正が CET1 比率に影響することはありません。
- PPI に係る補償引当金は、11 億 8,200 万ポンドを取り崩し、12 億 7,000 万ポンドの追加繰入れを行ったことにより、残高は 10 億 5,900 万ポンドとなりました(2013 年:9 億 7,100 万ポンド)。これは将来の補償および関連費用に関する最新の見積もりに基づき 2014 年度第 4 四半期に計上した 2 億ポンドの追加繰入れを含みます。引当金残高は将来の費用に関するパークレイズの現時点の最良の見積もりを反映しています¹。
- 金利ヘッジ商品に係る補償引当金は、7 億 9,800 万ポンドを取り崩し、2014 年度第 3 四半期に 1 億 6,000 万ポンドの戻入れを行ったことにより、2 億 1,100 万ポンドとなりました(2013 年:11 億 6,900 万ポンド)。審査の大部分が終了し、2014 年中に補償実行の対象であるほぼ全ての顧客に結果を通知しました¹。
- 先に発表したスペイン事業の売却に関連する 4 億 4,600 万ポンドの損失は、当年度末に売却で合意したスペイン事業資産の 7 億 6,100 万ポンドの減損処理によるものですが、関連するヘッジ商品の 3 億 1,500 万ポンドの収益により一部相殺されました。2015 年 1 月 2 日付の売却の完了を受け、約 1 億ポンドの累積為替換算差額損失を認識します。売却完了後、資産は 134 億ポンド、負債は 128 億ポンド、リスク調整後資産は 50 億ポンドそれぞれ減少します。スペイン事業の売却により失われる約 2 億 8,000 万ポンドの年間収益は営業費用の 2 億 4,000 万ポンドの減少により概ね相殺されます。

配当

- 2014 年度の最終配当として 1 株当たり 3.5 ペンスを 2015 年 4 月 2 日付でお支払いします。年間の配当金は合計で 1 株当たり 6.5 ペンスになります。普通株主への配当金支払総額は 23%増加し、10 億 5,700 万ポンドとなりました。

¹ 顧客向け補償引当金の詳細については英語版年次報告書の 303-305 ページにある注記 27 をご参照ください。

グループ財務担当取締役のレビュー

見通し

- 世界のマクロ経済状況は、今年一年を通して引き続き不透明な状況にあることが予想されますが、規制要請やいくつかの特定行為に係る問題については、より先行きが見通せる状況になったと考えています。われわれの優先事項は、特定行為に係る問題が解決されたことを確認した後、CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本比率を 2016 年中に 11%超とする目標を目指し、グループの資本状況を引き続き強化することです。
- 2016 年にリスク調整後資産を 450 億ポンドとする目標(1 月にスペインの事業の売却の完了を受けて変更)に向け、2015 年にはノンコア部門の縮小を更に進展させる予定です。ノンコアの収入は、第 4 四半期にみられた事業の売却や縮小の進展に伴い 2014 年の水準から大幅に低下する見込みです。2015 年もノンコアがグループの株主資本利益率に与えるマイナス影響はガイドラインが従来発表している、3%から 6%の範囲に収まると考えられます。
- グループが事業を展開する市場のさまざまな経済要因を背景に、グループ全体の信用力の質は昨今の基本的な趨勢にとどまると考えられます。2015 年の営業費用に関しては、Transform 達成費用 (CTA)を除き、グループ全体で 2014 年の成果を更に上回る 163 億ポンドの削減を見込んでいます。CTA は 2015 年はおよそ 7 億ポンド、2016 年は 2 億ポンドになる見通しです。また純利ざやも 2015 年を通して概ね安定すると考えています。現在の傾向や強力な銀行パイプラインに基き、インベストメント・バンク部門の 2015 年度第 1 四半期の収益は第 4 四半期の結果を大幅に上回り、2014 年度第 1 四半期の収益に近いものとなると思われます。
- 私どもはグループ全体として、2016 年の Transform の目標の達成に向け、前向きな事業基盤の構築を目指してまいります。また、可能な限り、こうした目標の達成の前倒しを図っていく所存です。

グループ財務担当取締役、トウシャー・モーザリア

事業部門別業績

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング (PCB)

	2014年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2013年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率(%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	6,298	5,893	7
手数料収入純額	2,443	2,723	(10)
その他の収益	87	107	(19)
収益合計	8,828	8,723	1
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(482)	(621)	22
営業収益純額	8,346	8,102	3
営業費用	(5,005)	(5,460)	8
英国銀行税	(70)	(66)	(6)
Transform 達成費用	(400)	(384)	(4)
営業費用合計	(5,475)	(5,910)	7
その他の収益純額	14	41	(66)
税引前利益	2,885	2,233	29
株主帰属利益	2,058	1,681	22

	2014年12月31日現在 (億ポンド)	2013年12月31日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報		
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	2,170	2,122
資産合計	2,850	2,785
顧客預り金	2,992	2,959
リスク調整後資産	1,202	1,183

	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
パフォーマンス指標		
平均有形株主資本利益率	15.8%	12.7%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	131	132
平均株主資本利益率	11.9%	9.7%
平均割当株主資本(億ポンド)	175	173
収益に対する費用の比率	62%	68%
貸倒率(ベース・ポイント)	21	28

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率(%)
収益合計内訳			
パーソナル	4,159	4,040	3
コーポレート	3,592	3,620	(1)
ウェルス	1,077	1,063	1
収益合計	8,828	8,723	1

	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)内訳		
パーソナル	1,368	1,338
コーポレート	651	625
ウェルス	151	159
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	2,170	2,122

	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客預り金内訳		
パーソナル	1,458	1,405
コーポレート	1,222	1,185
ウェルス	312	369
顧客預り金合計	2,992	2,959

2014年度と2013年度の比較

- 税引前利益は28億8,500万ポンドと29%増加しました。パーソナル・バンキングの3%の増加、英国の経済環境の改善を受けた減損費用の減少、Transform 戦略の進展に伴う営業費用の持続的な減少を反映しています。この結果、平均株主資本利益率は2.2%上昇し、11.9%となりました。パーソナル・バンキングでは、現在進めている支店網の最適化の一環として正味で72支店を閉鎖するとともに各種販路で顧客満足度の向上に向けた投資を進めたことで、コストが大幅に減少すると同時に収益が1億1,900万ポンド増加しました。コーポレート・バンキングは貸付金と預金がともに増加しました。ウェルスでは業務の簡素化を図る一方で対象とする市場を絞り込むための大規模な組織再編に着手しました。
- 収益合計は1%増加し、88億2,800万ポンドとなりました。
 - パーソナル・バンキングの収益は手数料収入の減少により一部相殺されたものの、残高の増加と預金利ざやの改善を受けて3%増加し41億5,900万ポンドとなりました。

事業部門別業績

- コーポレート・バンキングの収益は 35 億 9,200 万ポンドと概ね横ばいでした(2013 年:36 億 2,000 万ポンド)。貸付金と預金の残高がともに増加しましたが、利ざやの縮小により相殺されました。
- ウェルスの収益は 10 億 7,700 万ポンドと概ね横ばいでした(2013 年:10 億 6,300 万ポンド)。英国事業が伸びましたが、米国および欧州事業の再編に伴う顧客との取引終了および市場からの撤退、ならびに手数料収入の減少により相殺されました。
- 利息収入純額は貸付金および預金の増加と利ざやの改善を受けて 7%増加し、62 億 9,800 万ポンドとなりました。純利ざやは 9 ベーシス・ポイント上昇し、3.00%となりました。当座預金収入の大半を手数料収入ではなく利息収入純額として認識する処理方法への変更とパーソナル・バンキングおよびウェルスの預金利ざやの上昇を主に受けたものですが、これらの要因はコーポレート・バンキングの預金利ざやの低下により一部相殺されました。
- 手数料収入純額は当座預金に関する処理方法の変更とウェルスの取引収益の減少を受けて 10%減少し、24 億 4,300 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は 22%改善し、4 億 8,200 万ポンドとなり、貸倒率は 7 ベーシス・ポイント低下し、21 ベーシス・ポイントとなりました。英国の経済環境の改善を背景に、特にコーポレート・バンキングで一時的な引当金戻入れと英国の大企業顧客の債務不履行の減少によって、改善がみられたことを反映しています。
- 営業費用合計は 7%減少し、54 億 7,500 万ポンドとなりました。支店網の再編と自動化促進のための技術改善に関連する Transform プログラムによるコスト削減効果を反映しています。
- 顧客に対する貸付金はモーゲージの伸びとコーポレート・バンキングの貸付金の伸びを受けて 2%増加し、2,170 億ポンドとなりました。
- 資産合計は顧客に対する貸付金の伸びを受けて 2%増加し、2,850 億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は 2,992 億ポンドに増加しました(2013 年:2,959 億ポンド)。
- リスク調整後資産は主にモーゲージおよびコーポレート・バンキングの貸付の増加を受けて 2%増加し、1,202 億ポンドとなりました。

2014 年度第 4 四半期と 2014 年度第 3 四半期の比較

- 税引前利益は 20%減少し、6 億 2,800 万ポンドとなりました。支店網の再編および技術改善に向けた投資の増加を受けた Transform 達成費用の 1 億 9,500 万ポンドへの増加(2014 年度第 3 四半期:9,000 万ポンド)と 7,000 万ポンドの英国銀行税(2014 年度第 3 四半期:ゼロポンド)を反映しています。

事業部門別業績

パークレイカード

損益計算書関連の情報	2014年12月31日に 終了した年度	2013年12月31日に 終了した年度	増減率(%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
利息収入純額	3,044	2,829	8
手数料収入純額	1,286	1,256	2
その他の収益	26	18	44
収益合計	4,356	4,103	6
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,183)	(1,096)	(8)
営業収益純額	3,173	3,007	6
営業費用	(1,727)	(1,786)	3
英国銀行税	(29)	(22)	(32)
Transform 達成費用	(118)	(49)	
営業費用合計	(1,874)	(1,857)	(1)
その他の収益純額	40	33	21
税引前利益	1,339	1,183	13
株主帰属利益	938	822	14

貸借対照表関連の情報	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	366	315
資産合計	413	344
顧客預り金	73	51
リスク調整後資産	399	357

パフォーマンス指標	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
	平均有形株主資本利益率	19.9%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	47	41
平均株主資本利益率	16.0%	15.5%
平均割当株主資本(億ポンド)	59	53
収益に対する費用の比率	43%	45%
貸倒率(ベース・ポイント)	308	332

2014年度と2013年度の比較

- 税引前利益は13%増加し、13億3,900万ポンドとなりました。2014年度における大幅な増加は、個人および商業向けの多様なビジネス・モデルを通じて、顧客数が3,000万口座に増加したこと(2013年:2,600万口座)、また世界規模での資産の増加が6%の収益増加をもたらしたことに起因しています。利益の増加は費用管理の成功にも起因しており、サービスの内部委託、事業拠点の統合およびデジタル化を通じてスケールに注目したことにより、収益に対する費用の比率が43%に改善しました(2013年:45%)。リスク管理にも重点的に取り組んだため、30日間の不履行率は横ばいとなり、貸倒率は下がっています。多様性とスケールに基づくビジネス・モデルにより、当該事業部門の平均株主資本利益率は16.0%と好調でした(2013年:15.5%)。
- 収益合計は6%増加し、43億5,600万ポンドとなりました。英ポンドに対する米ドル(平均)の下落により一部相殺されたものの、英国の個人および商業向け業務における増加と、ドイツおよび米国における増加を反映しています。
 - 利息収入純額は取扱高の増加により8%増加し、30億4,400万ポンドとなりました。純利ざや8.75%に縮小しました(2013年:8.99%)。これは、資金調達コストの減少により一部相殺されたものの、特に米国において商品構成の変化とプロモーション活動による影響があったためです。
 - 手数料収入純額は、取扱高の増加により2%増加し、12億8,600万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は資産の増加と減免へのカバレッジ強化を受けて8%増加し、11億8,300万ポンドとなりました。不履行率は概ね横ばいとなり、貸倒率は24ベース・ポイント低下して308ベース・ポイントとなりました。
- 営業費用合計は1%増加し、18億7,400万ポンドとなりました。Transform 達成費用が1億1,800万ポンドに増加した(2013年:4,900万ポンド)ことに起因していますが、英ポンドに対する米ドル(平均)の下落、VAT 還付額、ならびにサービスの内部委託、事業拠点の統合およびデジタル化を含む Transform プログラムによる費用削減効果により一部相殺されています。
- 顧客に対する貸付金はプロモーション活動による影響や米国におけるポートフォリオ取得等により世界規模で資産が増加したことを受けて16%増加し、366億ポンドとなりました。
- 資産合計は顧客に対する貸付金の伸びを受けて20%増加し、413億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は米国における預金による調達戦略により43%増加し、73億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は顧客に対する貸付金の伸びを受けて12%増加し、399億ポンドとなりました。

2014年度第4四半期と2014年度第3四半期の比較

- 税引前利益は41%減少し、2億1,300万ポンドとなりました。実効金利の仮定の変更による第4四半期の収益の減少、減免へのカバレッジ強化による減損の増加、英国銀行税2,900万ポンド(2014年度第3四半期:ゼロポンド)、Transform 達成費用の5,000万ポンドへの増加(2014年度第3四半期:3,200万ポンド)を反映しています。

事業部門別業績

アフリカ・バンキング

	2014年		2013年		増減率	
	12月31日 に終了した 年度	12月31日 に終了した 年度	12月31日 に終了した 年度	12月31日 に終了した 年度	(%)	(%)
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)		(百万ポンド)		(百万ポンド)	
利息収入純額	2,093	2,245	(7)	2,093	1,912	9
手数料収入純額	1,086	1,254	(13)	1,086	1,067	2
トレーディング収益純額	250	260	(4)	250	219	14
保険契約に基づく保険料収入純額	337	374	(10)	337	316	7
その他の収益	68	91	(25)	68	78	(13)
収益合計	3,834	4,224	(9)	3,834	3,592	7
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(170)	(185)	8	(170)	(157)	(8)
保険金控除後の収益合計	3,664	4,039	(9)	3,664	3,435	7
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(349)	(479)	27	(349)	(406)	14
営業収益純額	3,315	3,560	(7)	3,315	3,029	9
営業費用	(2,246)	(2,451)	8	(2,246)	(2,098)	(7)
英国銀行税	(45)	(42)	(7)	(45)	(42)	(7)
Transform 達成費用	(51)	(26)	(96)	(51)	(23)	
営業費用合計	(2,342)	(2,519)	7	(2,342)	(2,163)	(8)
その他の収益純額	11	8	38	11	7	57
税引前利益	984	1,049	(6)	984	873	13
株主帰属利益	360	356	1	360	289	25

恒常通貨ベース¹

	2014年		2013年	
	12月31日 現在	12月31日 現在	12月31日 現在	12月31日 現在
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)		(億ポンド)	
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	352	349	352	336
資産合計	555	549	555	528
顧客預り金	350	346	350	333
リスク調整後資産	385	380		

	2014年		2013年	
	12月31日 現在	12月31日 現在	12月31日 現在	12月31日 現在
パフォーマンス指標				
平均有形株主資本利益率	12.9%	11.3%		
平均有形株主資本(億ポンド)	28	32		
平均株主資本利益率	9.3%	8.1%		
平均株主資本(億ポンド)	39	44		
収益に対する費用の比率	64%	62%		
貸倒率(ベース・ポイント)	93	128		

2014年度と2013年度の比較

- 公表ベース²の保険金控除後の収益合計は9%減少して36億6,400万ポンドとなり、税引前利益は6%減少して9億8,400万ポンドとなりました。英ポンドに対する南アフリカランドは2014年度において平均で18%下落しました。この下落はアフリカ・バンキング部門の公表決算に重要な影響を及ぼしました。特段の記述がない限り、以下の業績に関する記載は恒常通貨ベース¹の業績に基づいています。
- 税引前利益はコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング(CIB)およびリテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)における業績の拡大を反映して、13%増加し、9億8,400万ポンドとなりました。CIBの大幅な収益の増加は南アフリカ以外の国におけるコーポレート・バンキング業務によるもので、アフリカ全体のインベストメント・バンキング・トレーディングのパフォーマンスが改善したことにも起因しています。RBB南アフリカの業務改善戦略は引き続き進展しており、下半期において手数料収入純額が増加し、またウェルス・インベストメント・マネジメント・アンド・インシュアランス(WIMI)が、拡大戦略をすすめたことにより南アフリカ以外の国において大幅な収益の増加をもたらしました。
- 保険金控除後の収益合計は7%増加し、36億6,400万ポンドとなりました。
 - 利息収入純額は、主としてCIBの顧客に対する貸付金の平均的な増加と、南アフリカのRBBの顧客預り金の増加により9%増加し、20億9,300万ポンドとなりました。公表ベース²の純利ざや²は14ベース・ポイント上昇し、5.95%となりました。これは、南アフリカ以外の国における低い金利により一部相殺されたものの、南アフリカの基準金利引き上げと預金利ざやの上昇による好影響によるものです。
 - 手数料収入純額は主に南アフリカにおけるRBBの取引増加を反映して2%増加し、10億8,600万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は14%減少し、3億4,900万ポンドとなり、公表ベース²の貸倒率は35ベース・ポイント改善し、93ベース・ポイントとなりました。これは、カード・ポートフォリオの減損増加により一部相殺されたものの、南アフリカのモーゲージ・ポートフォリオおよびビジネス・バンキングにおける減損が減少したことにも起因しています。

¹ 恒常通貨ベースの業績は、2つの期間の為替レートの変動による影響を排除するため、損益計算書については2014年12月31日に終了した年度の平均為替レートを、貸借対照表については2014年12月31日現在の為替レート(終値)を用いて、南アフリカランド建の業績を英ポンド建に換算することにより算出されます。

² 公表ベースは実際の為替レートを用いた英ポンド建の業績です。

事業部門別業績

- 営業費用合計は 8%増加し、23 億 4,200 万ポンドとなりました。Transform プログラムによる費用削減効果により一部相殺されたものの、主にインフレによる人件費の増加と主要な戦略的先行投資の増加を反映しており、これには Transform 達成費用の 5,100 万ポンドへの増加(2013 年:2,300 万ポンド)を含みます。
- 顧客に対する貸付金は 5%増加し、352 億ポンドとなりました。CIB においてアフリカ全体のコーポレート・バンキングが大幅に増加したことを反映していますが、RBB の増加は限定的で、これは南アフリカのモーゲージ・ポートフォリオに穏やかな減少があったためです。
- 資産合計は顧客に対する貸付金の伸びを受けて 5%増加し、555 億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は南アフリカの RBB 業務の大幅な伸びを受けて 5%増加し、350 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は公表ベース¹で 1%増加し、385 億ポンドとなりました。これは、英ポンドに対する南アフリカランドの下落により一部相殺されたものの、顧客に対する貸付金の増加に起因するものです。

2014 年度第 4 四半期と 2014 年度第 3 四半期の比較

- 税引前利益は公表ベース¹で 16%減少し、2 億 2,800 万ポンドとなりました。英国銀行税 4,500 万ポンド(2014 年度第 3 四半期:ゼロポンド)と Transform 達成費用の 2,300 万ポンドへの増加(2014 年度第 3 四半期:1,100 万ポンド)に起因していますが、南アフリカの RBB における季節的要因による収益の増加と当四半期中の英ポンドに対する南アフリカランドの上昇により一部相殺されています。

¹ 公表ベースは実際の為替レートをを用いた英ポンド建の業績です。

事業部門別業績

インベストメント・バンク

損益計算書関連の情報	2014年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2013年12月31日に 終了した年度 ¹ (百万ポンド)	増減率(%)
利息収入純額	647	393	65
手数料収入純額	3,087	3,232	(4)
トレーディング収益純額	3,735	4,969	(25)
投資収益純額	119	2	
収益合計	7,588	8,596	(12)
信用に関する減損戻入／(費用)およびその他の引当金繰入額	14	22	(36)
営業収益純額	7,602	8,618	(12)
営業費用	(5,633)	(6,172)	9
英国銀行税	(218)	(236)	8
Transform 達成費用	(374)	(190)	(97)
営業費用合計	(6,225)	(6,598)	6
税引前利益	1,377	2,020	(32)
株主帰属利益	397	1,308	(70)

貸借対照表関連の情報	2014年12月31日現在 (億ポンド)	2013年12月31日現在 (億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ²	1,063	1,045
トレーディング・ポートフォリオ資産	948	966
デリバティブ金融資産	1,526	1,087
デリバティブ金融負債	1,606	1,166
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	643	782
資産合計 ¹	4,557	4,380
リスク調整後資産 ¹	1,224	1,244

パフォーマンス指標	2014年12月31日	2013年12月31日
平均有形株主資本利益率	2.8%	8.5%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	146億ポンド	153億ポンド
平均株主資本利益率	2.7%	8.2%
平均割当株主資本(億ポンド)	154億ポンド	159億ポンド
収益に対する費用の比率	82%	77%

収益合計内訳	2014年12月31日	2013年12月31日	増減率(%)
インベストメント・バンキング手数料	2,111	2,160	(2)
貸付	417	325	28
バンキング	2,528	2,485	2
クレジット	1,044	1,257	(17)
株式	2,046	2,297	(11)
マクロ	1,950	2,580	(24)
市場	5,040	6,134	(18)
バンキングおよび市場	7,568	8,619	(12)
その他 ¹	20	(23)	
収益合計	7,588	8,596	(12)

2014年度と2013年度の比較

- 税引前利益は32%減少し、13億7,700万ポンドとなりました。インベストメント・バンク部門では、コスト削減とリスク調整後資産の効率化を進める一方で、自国市場である英国と米国における主導的地位を生かし、オリジネーションを牽引役とする戦略を引き続き進展させています。市場業務ではより簡素な商品に注力しています。これにより、既存の強みを生かし、規制の変化に対応することを可能にします。マーケット・メイキングが困難な環境や取引活動の持続的な低迷にもかかわらず、インベストメント・バンク部門はこの戦略を実行し続けました。市場の逆風は特にクレジットおよび金利商品に影響を及ぼし、市場業務全般で収益の減少を招きましたが、バンキング業務のパフォーマンスの改善と Transform プログラムの効果による大幅なコスト削減により一部相殺されました。

¹ 当期決算における重要性を勘案し、前期との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未回収されていらない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの利益を除くよう修正再表示したものです。また、2013年12月の米国リーマン買収に伴う資産およびリスク調整後資産16億ポンドは、この件の解決に係る責任をより正確に反映することを目的としてインベストメント・バンクから本社への再分類のために修正再表示されています。

² 2014年12月31日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金864億ポンド(2013年:841億ポンド)(決済残高258億ポンド(2013年:332億ポンド)および現金担保322億ポンド(2013年:256億ポンド)を含む)、銀行に対する貸付金199億ポンド(2013年:204億ポンド)(決済残高27億ポンド(2013年:44億ポンド)および現金担保69億ポンド(2013年:64億ポンド)を含む)を含みます。

- 収益合計は英ポンドに対する米ドル(平均)の下落の影響を含め、12%減少し、75億8,800万ポンドとなりました。

事業部門別業績

- バンキング業務の収益は 2%増加し、25 億 2,800 万ポンドとなりました。インベストメント・バンキング手数料収入は 21 億 1,100 万ポンドと 2%減少しました。財務アドバイザーおよび株式引受の手数料の増加により一部相殺されたものの、債券引受手数料が減少したためです。貸付収益はヘッジの公正価値損失の減少と利息収入および手数料収入純額の増加を受けて 4 億 1,700 万ポンド(2013 年:3 億 2,500 万ポンド)に増加しました。
- 市場業務の収益は 18%減少し、50 億 4,000 万ポンドとなりました。
 - クレジットの収益はボラティリティと顧客の取引活動の低下を背景にディストレス・クレジット、米国の高利回りおよび高格付け商品の収益が減少したことを受け、17%減少し 10 億 4,400 万ポンドとなりました。
 - 株式の収益は 11%減少し 20 億 4,600 万ポンドとなりました。株式資本調達からの収益の増加によって一部相殺されたものの、顧客取引高の減少を背景とする現物株および株式デリバティブの減収を反映しています。
 - マクロの収益は金利商品における顧客取引活動の低下および 2014 年度上半期の為替市場におけるボラティリティの低下を反映し、24%減少し 19 億 5,000 万ポンドとなりました。
- 複数のシングルネームのエクスポージャーに関連し、正味で 1,400 万ポンドの信用に関する減損戻入れ(2013 年:2,200 万ポンド)を行いました。
- 営業費用合計は 6%減少し、62 億 2,500 万ポンドとなりました。人件費の 36 億 2,000 万ポンドへの 9%の減少、事業の再配置を含む Transform プログラムの費用削減効果、技術基盤および不動産インフラの持続的な合理化、英ポンドに対する米ドル(平均)の下落を反映していますが、Transform 達成費用が 3 億 7,400 万ポンドに増加したこと(2013 年:1 億 9,000 万ポンド)と訴訟および特定行為に係る費用により一部相殺されました。
- 銀行および顧客に対する貸付金は取引活動の低下による決済残高の減少により一部相殺されたものの、現金担保および貸付の増加を受けて 2%増加し、1,063 億ポンドとなりました。
- デリバティブ金融商品資産および負債は英ポンド、米ドル、ユーロを中心とする先渡金利の低下と主要通貨に対する米ドルの上昇を背景にそれぞれ 40%増の 1,526 億ポンド、38%増の 1,606 億ポンドとなりました。
- リバース・レポ取引およびその他の類似の担保付貸付はマッチド・ブック取引および資金調達需要の減少を受けて 18%減少し、643 億ポンドとなりました。
- 資産合計はリバース・レポ取引およびその他の類似の担保付貸付、ならびに公正価値で保有する金融資産の減少により一部相殺されたものの、デリバティブ金融商品資産の増加を受けて 4%増加し、4,557 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は、カウンターパーティーの債務不履行確率の評価に用いる信用リスク・モデルの見直しの影響により一部相殺されたものの、トレーディング勘定におけるリスクの減少を主に受けて 2%減少し、1,224 億ポンドとなりました。

2014 年度第 4 四半期と 2013 年度第 4 四半期の比較

- 収益合計は英ポンドに対する米ドル(平均)の上昇の影響を含め、7%減少し、16 億 6,600 万ポンドとなりました。
 - バンキング業務の収益は 6 億 3,800 万ポンドと前年同期比横ばいでした。インベストメント・バンキング手数料収入は引受手数料および財務アドバイザー手数料の減少を受けて 8%減少し、5 億 2,700 万ポンドとなりました。貸付収益はヘッジの公正価値損失の減少と利息収入および手数料収入純額の増加を受けて 1 億 1,100 万ポンドに増加しました(2013 年度第 4 四半期:6,800 万ポンド)。
 - 市場業務の収益は 10%減少し、10 億 2,800 万ポンドとなりました。
 - クレジットの収益はディストレス・クレジット、証券化商品、米国高格付け商品の減収により 25%減少し、1 億 7,300 万ポンドとなりました。
 - 株式の収益は 2%増加し、4 億 3,100 万ポンドとなりました。現物株および株式デリバティブの減収によって一部相殺されたものの、株式資本調達からの収益が増加したためです。
 - マクロの収益は低調な顧客取引活動および金利の厳しいトレーディング環境を反映し、14%減少し、4 億 2,400 万ポンドとなりました。
- 営業費用合計は 15%減少し、16 億 2,400 万ポンドとなりました。人件費の減少、事業の再配置を含む Transform プログラムの費用削減効果、技術基盤および不動産インフラの持続的な合理化、Transform 達成費用の 2,200 万ポンドへの減少(2013 年度第 4 四半期:7,100 万ポンド)を反映していますが、英ポンドに対する米ドル(平均)の上昇により一部相殺されました。
- 税引前利益は 3,500 万ポンドに増加しました(2013 年度第 4 四半期:1 億 3,700 万ポンドの損失)。

2014 年度第 4 四半期と 2014 年度第 3 四半期の比較

- 収益合計は英ポンドに対する米ドル(平均)の上昇の影響を含め、16 億 6,600 万ポンドと横ばいでした(2014 年度第 3 四半期:16 億 6,500 万ポンド)。

事業部門別業績

- バンキング業務の収益は 17%増加し、6 億 3,800 万ポンドとなりました。インベストメント・バンキング手数料収入は引受手数料および財務アドバイザー手数料の増加を受けて 29%増加し、5 億 2,700 万ポンドとなりました。貸付収益はヘッジの公正価値損失を受けて 1 億 1,100 万ポンドに減少しました(2014 年度第 3 四半期:1 億 3,700 万ポンド)。
- 市場業務の収益は 8%減少し、10 億 2,800 万ポンドとなりました。
 - クレジットの収益は証券化商品、ディストレス・クレジット、高格付け商品の減収により 32%減少し、1 億 7,300 万ポンドとなりました。
 - 株式の収益は現物株および株式デリバティブの顧客取引活動の増加を受け、9%増加し、4 億 3,100 万ポンドとなりました。
 - マクロの収益は顧客取引活動の低下および金利の厳しいトレーディング環境を反映し、10%減少し、4 億 2,400 万ポンドとなりました。
- 営業費用合計は 18%増加し、16 億 2,400 万ポンドとなりました。2 億 1,800 万ポンドの英国銀行税(2014 年度第 3 半期:ゼロポンド)、英ポンドに対する米ドル(平均)の上昇、訴訟および特定行為に係る費用の増加を反映していますが、Transform 達成費用の 2,200 万ポンドへの減少(2014 年度第 3 四半期:7,000 万ポンド)により一部相殺されました。
- 税引前利益は 3,500 万ポンドに減少しました(2014 年度第 3 四半期:2 億 8,400 万ポンド)。

事業部門別業績

本社

	2014年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2013年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)
損益計算書関連の情報		
収益合計	242	142
信用に関する減損戻入	-	3
営業収益純額	242	145
営業費用	(123)	(113)
英国銀行税	(9)	(29)
Transform 達成費用	(10)	(22)
営業費用合計	(142)	(164)
その他の(費用)/収益純額	(3)	4
税引前利益/(損失)	97	(15)
株主帰属利益/(損失)	112	(89)

	2014年12月31日現在 (億ポンド)	2013年12月31日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報		
資産合計 ¹	491	266
リスク調整後資産 ¹	56	162
平均割当有形株主資本	(6)	(74)
平均割当株主資本	(4)	(70)

2014年度と2013年度の比較

- 税引前利益は9,700万ポンドとなり、2013年度の損失1,500万ポンドから改善しています。
- 営業収益純額は2億4,200万ポンドに増加しており(2013年:1億4,500万ポンド)、その大部分はグループ子会社の再編により生じた為替サイクルによる8,800万ポンドの利益純額によるものです。
- 営業費用合計は2,200万ポンド減少し、1億4,200万ポンドとなりました。訴訟および特定行為費用の増加により一部相殺されたものの、英国銀行税が900万ポンドに減少したこと(2013年:2,900万ポンド)、また前年度に発生していたザルツ・レビューやTransformプログラム確立に関連する費用が当年度には発生しなかったことに起因しています。
- 資産合計はグループの流動性プール資産の増加を反映して225億ポンド増加し、491億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は106億ポンド減少し、56億ポンドとなりました。米国リーマン買収資産の一部決済と、2014年6月30日の決算報告書に開示されている通りCRD IVが完全施行されたことに伴い2013年度のリスク調整後資産が69億ポンド修正されたことに起因しています。
- 負の平均割当株主資本は4億ポンドに減少しました(2013年:70億ポンド)。グループは当年度においては完全施行後のCRD IVのCET1比率10.5%を目標としているため、超過割当資本は減少しています。

2014年度第4四半期と2014年度第3四半期の比較

- 税引前損失は900万ポンドとなり、2014年度第3四半期の利益4,000万ポンドから減少しています。主として訴訟および特定行為費用による営業費用の増加、Transform達成費用800万ポンド(2014年度第3四半期:ゼロポンド)、英国銀行税900万ポンド(2014年度第3四半期:ゼロポンド)に起因しています。

¹ 2013年12月の米国リーマン買収に伴う資産およびリスク調整後資産16億ポンドは、この件の解決に係る責任をより正確に反映することを目的としてインベストメント・バンクから本社への再分類のために修正再表示されています。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア

損益計算書関連の情報	2014年12月31日に終了した年度 (百万ポンド)	2013年12月31日に終了した年度 (百万ポンド)	増減率(%)
利息収入純額	214	307	(30)
手数料収入純額	466	383	22
トレーディング収益純額	120	1,327	(91)
投資収益純額	164	302	(46)
保険契約に基づく保険料収入純額	290	306	(5)
その他の収益／(損失)	106	(8)	
収益合計	1,360	2,617	(48)
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(310)	(324)	(4)
保険金控除後の収益合計	1,050	2,293	(54)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(168)	(900)	81
営業収益純額	882	1,393	(37)
営業費用	(1,708)	(2,198)	22
英国銀行税	(91)	(109)	17
Transform 達成費用	(212)	(538)	61
営業費用合計	(2,011)	(2,845)	29
その他の(費用)／収益純額	(51)	(110)	54
税引前損失	(1,180)	(1,562)	24
株主帰属損失	(1,085)	(1,890)	43

貸借対照表関連の情報	2014年12月31日現在 (億ポンド)	2013年12月31日現在 (億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	639	819
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	187	176
トレーディング・ポートフォリオ資産	159	307
デリバティブ金融資産	2,854	2,393
デリバティブ金融負債	2,771	2,283
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	493	1,047
資産合計	4,715	5,112
顧客預り金	216	293
リスク調整後資産	753	1,099

パフォーマンス指標	2014年12月31日	2013年12月31日
平均有形株主資本利益率 ²	(5.4%)	(9.6%)
平均割当有形株主資本(億ポンド)	132	168
平均株主資本利益率 ²	(4.1%)	(7.2%)
平均割当株主資本(億ポンド)	134	171
期末割当株主資本(億ポンド)	110	151

保険金控除後の収益合計の内訳	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率(%)
事業部門	1,101	1,498	(27)
証券および貸付金	117	642	(82)
デリバティブ	(168)	153	
保険金控除後の収益合計	1,050	2,293	(54)

2014年度と2013年度の比較

- パークレイズ・ノンコア部門では2014年に特定の事業および証券の撤退と圧縮が順調に進み、税引前損失が24%減少して11億8,000万ポンドとなりました。これによりリスク調整後資産は346億ポンド減少しました。同部門は2014年5月8日に発表したグループ・ストラテジー・アップデートの削減目標達成に向けて大幅な進展を示しました。
- 保険金控除後の収益合計は54%減少し、10億5,000万ポンドとなりました。
 - 事業収益は旧来からのポートフォリオ資産の売却および圧縮と欧州リテール事業における販売商品の合理化を反映し、27%減少して11億100万ポンドとなりました。
 - 証券および貸付金の収益は82%減少し、1億1,700万ポンドとなりました。アラブ首長国連邦(UAE)のリテール・バンキング・ポートフォリオの売却益1億1,900万ポンドによって一部相殺されたものの、証券の積極的な圧縮やホールセール貸付ポートフォリオの公正価値評価損、前年度の特定の証券化商品における一過性の良好な市場動向が主因です。
 - デリバティブ収益は3億2,100万ポンド減少し、1億6,800万ポンドの損失となりました。これは取引された旧来からのデリバティブ・ポートフォリオの資金調達コスト、および前年度の一過性の公正価値評価益を反映しています。

¹ 2014年12月31日現在の貸付金には、顧客に対する貸付金516億ポンド(2013年:708億ポンド)(決済残高16億ポンド(2013年:26億ポンド)と現金担保221億ポンド(2013年:145億ポンド)を含む)、および銀行に対する貸付金123億ポンド(2013年:111億ポンド(決済残高3億ポンド(2013年:8億ポンド)と現金担保113億ポンド(2013年:95億ポンド)を含む)が含まれています。

² パークレイズ・ノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率はパークレイズ・グループへの影響を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率を表すものではありません。

- 信用に関する減損費用は81%減少して1億6,800万ポンドとなりました。これは特定の顧客に対するエクスポージャーに係る前年度の一過性の費用、再生可能エネルギーセクターでのスペイン政府の補助金が確認されたことに伴うホールセール・ポ

事業部門別業績

ートフォリオの減損戻入れ、モーゲージ・ポートフォリオの回収および延滞の改善を主因にした欧州のパフォーマンスの改善を反映しています。

- 営業費用合計は人員削減や発表済みの欧州リテール事業の再編を含む Transform プログラムの効果で 29%減少し、20 億 1,100 万ポンドとなりました。また、Transform 達成費用は 61%減少し、2 億 1,200 万ポンドとなりました。
- 銀行および顧客に対する貸付金は 22%減少し、639 億ポンドとなりました。これは売却目的で保有しているスペイン事業に関連する 129 億ポンドの貸付の再分類、および資産圧縮による欧州リテールの貸付金減少を反映しています。
- トレーディング・ポートフォリオ資産は旧来からのポートフォリオ資産の売却、縮小によって 48%減少し、159 億ポンドとなりました。
- デリバティブ金融商品資産および負債は主要先渡金利の低下を受けて、それぞれ 19%増の 2,854 億ポンド、21%増の 2,771 億ポンドとなりました。
- 資産合計は 8%減少し、4,715 億ポンドとなりました。デリバティブ金融商品資産の増加によって一部相殺されたものの、リバース・レポ取引およびその他の類似の担保付貸出の減少、旧来からのポートフォリオ資産の圧縮によるトレーディング・ポートフォリオ資産の減少を反映しています。バーゼル銀行監督委員会(BCBS)270 レバレッジ・エクスポージャーは 2,770 億ポンドに減少しました。
- 事業の売却、証券および貸出の処分および縮小、デリバティブ・リスクの低減を反映し、リスク調整後資産は 346 億ポンド減の 753 億ポンド、期末の割当株主資本は 51 億ポンド減の 110 億ポンドとなりました。

2014 年度第 4 四半期と 2014 年度第 3 四半期の比較

- 保険金控除後の収益合計は 94%減少し、2,200 万ポンドとなりました。
 - 事業収益は公正価値調評価益の減少と撤退戦略の一環としての 2014 年度第 3 四半期の売却益を主因に 30%減少し、2 億 2,800 万ポンドとなりました。
 - 証券および貸付金の収益は前期の UAE のリテール・バンキング・ポートフォリオの一過性の売却益 1 億 1,900 万ポンドとホールセール貸付ポートフォリオの公正価値評価損を反映し、2 億 4,800 万ポンド減少して 1 億 4,200 万ポンドの損失となりました。
 - デリバティブ収益はコモディティ資産の売却益によって一部相殺されたものの、公正価値評価損の増加を反映し、2%減少して 6,400 万ポンドの損失となりました。
- 信用に関する減損費用は再生可能エネルギーセクターでのスペイン政府の補助金が確認されたことによる減損戻入れ、および欧州におけるパフォーマンスの改善を受け、1,500 万ポンド減少して 200 万ポンドとなりました。
- 営業費用合計は Transform 達成費用が 4,000 万ポンド(2014 年度第 3 四半期:1 億 3,000 万ポンド)に減少したことによって一部相殺されたものの、英国銀行税 9,100 万ポンド(2014 年度第 3 四半期:なし)を主因に 1,100 万ポンド増加し、5 億 4,400 万ポンドとなりました。
- 税引前損失は 3 億 7,500 万ポンド増加し、5 億 3,200 万ポンドとなりました。

四半期業績の要約

	2014年度 第4四半期 (百万ポンド)	2014年度 第3四半期 (百万ポンド)	2014年度 第2四半期 (百万ポンド)	2014年度 第1四半期 (百万ポンド)	2013年度 第4四半期 (百万ポンド)	2013年度 第3四半期 (百万ポンド)	2013年度 第2四半期 (百万ポンド)	2013年度 第1四半期 (百万ポンド)
パークレイズ・グループ四半期業績¹								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	6,018	6,378	6,682	6,650	6,639	6,445	7,078	7,734
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(573)	(509)	(538)	(548)	(718)	(722)	(925)	(706)
営業収益純額	5,445	5,869	6,144	6,102	5,921	5,723	6,153	7,028
営業費用	(3,942)	(3,879)	(4,042)	(4,130)	(4,500)	(4,223)	(4,282)	(4,734)
訴訟および特定行為	(140)	(98)	(146)	(65)	(277)	(39)	(77)	(48)
英国銀行税	(462)	-	-	-	(504)	-	-	-
Transform 達成費用	(339)	(332)	(254)	(240)	(468)	(101)	(126)	(514)
営業費用合計	(4,883)	(4,309)	(4,442)	(4,435)	(5,749)	(4,363)	(4,485)	(5,296)
その他の収益／(費用)純額	1	30	(46)	26	19	25	(122)	54
調整後税引前利益	563	1,590	1,656	1,693	191	1,385	1,546	1,786
調整項目								
当グループ自身の信用度に関連する利益	(62)	44	(67)	119	(95)	(211)	337	(251)
支払保障保険 (PPI) および金利ヘッジ商品に係る補償	(200)	(10)	(900)	-	-	-	(2,000)	-
引当金繰入額	-	-	-	-	(79)	-	-	-
のれんの減損	-	-	-	-	-	-	-	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	461	-	-	-	-	259	-
当局による為替業務に関する進行中の調査に係る	(750)	(500)	-	-	-	-	-	-
引当金繰入額	(82)	(364)	-	-	-	-	-	-
発表したスペイン事業の売却に係る損失	(935)	-	-	-	-	-	-	-
ESHLA ポートフォリオに係る評価の見直し	-	-	-	-	-	-	-	-
法定税引前(損失)／利益	(1,466)	1,221	689	1,812	17	1,174	142	1,535
法定税引後(損失)／利益	(1,381)	620	391	1,215	(514)	728	39	1,044
以下に帰属するもの:								
親会社の普通株主	(1,679)	379	161	965	(642)	511	(168)	839
その他の株主	80	80	41	49	-	-	-	-
非支配持分	218	161	189	201	128	217	207	205
調整後基本的1株当たり利益／(損失)	1.3 ㈬	5.2 ㈬	5.4 ㈬	5.5 ㈬	(2.8 ㈬)	5.4 ㈬	6.2 ㈬	7.5 ㈬
収益に対する費用の調整後比率	81%	68%	66%	67%	87%	68%	63%	68%
基本的1株当たり利益	(10.2 ㈬)	2.4 ㈬	1.0 ㈬	6.0 ㈬	(4.5 ㈬)	3.8 ㈬	(1.2 ㈬)	6.3 ㈬
収益に対する費用の比率	116%	70%	82%	66%	89%	70%	85%	71%
パークレイズ・コア¹								
保険金控除後の収益合計	5,996	6,008	6,397	6,277	6,189	6,076	6,514	6,824
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(571)	(492)	(456)	(481)	(542)	(554)	(558)	(517)
営業収益純額	5,425	5,516	5,941	5,796	5,647	5,522	5,956	6,307
営業費用	(3,614)	(3,557)	(3,602)	(3,710)	(4,045)	(3,758)	(3,802)	(4,204)
訴訟および特定行為	(56)	(16)	(136)	(43)	(69)	(18)	(51)	(35)
英国銀行税	(371)	-	-	-	(395)	-	-	-
Transform 達成費用	(298)	(202)	(237)	(216)	(365)	(84)	(64)	(158)
営業費用合計	(4,339)	(3,775)	(3,975)	(3,969)	(4,874)	(3,860)	(3,917)	(4,397)
その他の収益純額	9	6	27	20	15	15	13	43
税引前利益	1,095	1,747	1,993	1,847	788	1,677	2,052	1,953
パークレイズ・ノンコア								
保険金控除後の収益合計	22	370	285	373	450	368	564	911
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(2)	(17)	(82)	(67)	(176)	(168)	(367)	(189)
営業収益純額	20	353	203	306	274	200	197	722
営業費用	(329)	(321)	(441)	(419)	(456)	(464)	(481)	(529)
訴訟および特定行為	(83)	(82)	(10)	(23)	(208)	(21)	(26)	(13)
英国銀行税	(91)	-	-	-	(109)	-	-	-
Transform 達成費用	(41)	(130)	(17)	(24)	(103)	(17)	(62)	(356)
営業費用合計	(544)	(533)	(468)	(466)	(876)	(502)	(569)	(898)
その他の(費用)／収益純額	(8)	23	(72)	6	4	10	(135)	11
税引前損失	(532)	(157)	(337)	(154)	(598)	(292)	(507)	(165)

¹ 当年度決算における重要性を勘案し、前年度との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの利益を除いて修正再表示されています。

四半期業績の要約

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング (PCB)	2014年度 第4四半期 (百万ポンド)	2014年度 第3四半期 (百万ポンド)	2014年度 第2四半期 (百万ポンド)	2014年度 第1四半期 (百万ポンド)	2013年度 第4四半期 (百万ポンド)	2013年度 第3四半期 (百万ポンド)	2013年度 第2四半期 (百万ポンド)	2013年度 第1四半期 (百万ポンド)
パーソナル	1,045	1,061	1,027	1,026	1,037	1,033	1,018	952
コーポレート	922	902	889	879	866	956	911	887
ウェルス	264	273	272	268	263	263	263	274
収益合計	2,231	2,236	2,188	2,173	2,166	2,252	2,192	2,113
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(123)	(129)	(95)	(135)	(169)	(153)	(165)	(134)
営業収益純額	2,108	2,107	2,093	2,038	1,997	2,099	2,027	1,979
営業費用	(1,219)	(1,232)	(1,256)	(1,298)	(1,388)	(1,318)	(1,378)	(1,376)
英国銀行税	(70)	-	-	-	(66)	-	-	-
Transform 達成費用	(195)	(90)	(58)	(57)	(219)	(73)	(55)	(37)
営業費用合計	(1,484)	(1,322)	(1,314)	(1,355)	(1,673)	(1,391)	(1,433)	(1,413)
その他の収益純額	4	4	1	5	3	1	7	30
税引前利益	628	789	780	688	327	709	601	596
パークレイカード								
収益合計	1,109	1,123	1,082	1,042	1,034	1,050	1,030	989
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(362)	(284)	(268)	(269)	(266)	(290)	(272)	(268)
営業収益純額	747	839	814	773	768	760	758	721
営業費用	(456)	(449)	(420)	(402)	(457)	(455)	(424)	(450)
英国銀行税	(29)	-	-	-	(22)	-	-	-
Transform 達成費用	(50)	(32)	(23)	(13)	(38)	(6)	(5)	-
営業費用合計	(535)	(481)	(443)	(415)	(517)	(461)	(429)	(450)
その他の収益純額	1	4	25	10	5	12	7	9
税引前利益	213	362	396	368	256	311	336	280
アフリカ・バンキング								
保険金控除後の収益合計	963	928	895	878	980	1,004	1,016	1,039
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(79)	(74)	(100)	(96)	(104)	(101)	(131)	(143)
営業収益純額	884	854	795	782	876	903	885	896
営業費用	(591)	(573)	(545)	(537)	(616)	(605)	(597)	(633)
英国銀行税	(45)	-	-	-	(42)	-	-	-
Transform 達成費用	(23)	(11)	(8)	(9)	(15)	(2)	(9)	-
営業費用合計	(659)	(584)	(553)	(546)	(673)	(607)	(606)	(633)
その他の収益純額	3	2	2	4	-	3	4	1
税引前利益	228	272	244	240	203	299	283	264
インベストメント・バンク								
インベストメント・バンキング手数料	527	410	661	513	571	526	488	575
貸付	111	137	66	103	68	42	141	74
バンキング	638	547	727	616	639	568	629	649
クレジット	173	255	270	346	231	308	239	479
株式	431	395	629	591	421	524	750	602
マクロ	424	470	504	552	494	457	689	940
市場	1,028	1,120	1,403	1,489	1,146	1,289	1,678	2,021
バンキングおよび市場	1,666	1,667	2,130	2,105	1,785	1,857	2,307	2,670
その他	-	(2)	24	(2)	(3)	(6)	(7)	(7)
収益合計	1,666	1,665	2,154	2,103	1,782	1,851	2,300	2,663
信用に関する減損(費用)/戻入およびその他の引当金繰入額	(7)	(5)	7	19	(6)	(10)	10	28
営業収益純額	1,659	1,660	2,161	2,122	1,776	1,841	2,310	2,691
営業費用	(1,384)	(1,306)	(1,442)	(1,501)	(1,606)	(1,373)	(1,429)	(1,764)
英国銀行税	(218)	-	-	-	(236)	-	-	-
Transform 達成費用	(22)	(70)	(152)	(130)	(71)	(3)	-	(116)
営業費用合計	(1,624)	(1,376)	(1,594)	(1,631)	(1,913)	(1,376)	(1,429)	(1,880)
税引前利益/(損失)	35	284	567	491	(137)	465	881	811
本社								
収益/(費用)合計	27	56	78	81	227	(81)	(24)	20
信用に関する減損戻入	-	-	-	-	3	-	-	-
営業収益/(費用)純額	27	56	78	81	230	(81)	(24)	20
営業費用	(19)	(13)	(76)	(15)	(47)	(25)	(25)	(16)
英国銀行税	(9)	-	-	-	(29)	-	-	-
Transform 達成費用	(8)	-	5	(7)	(22)	-	5	(5)
営業費用合計	(36)	(13)	(71)	(22)	(98)	(25)	(20)	(21)
その他の(費用)/収益純額	-	(3)	(1)	1	7	(1)	(5)	3
税引前(損失)/利益	(9)	40	6	60	139	(107)	(49)	2

事業部門別のリターンおよび株主資本

平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率は、当該期間の親会社の普通株主に帰属する利益（その他の持分商品に係るクーポンに関して剰余金として計上されている税額控除を調整）を当該期間の平均割当株主資本または平均割当有形株主資本（下記に記述しているアフリカ・バンキング以外の事業部門の非支配持分およびその他の株主持分を除く）で適宜除して算出されます。割当株主資本は、当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、のれんおよび無形資産を含む改正資本要件指令完全施行ベースでの資本控除を調整した後、各事業部門の改正資本要件指令完全施行ベースのリスク調整後資産の10.5%として算出されます。当該期間の改正資本要件指令完全施行ベースの普通株式 Tier 1 資本比率が平均で10.5%を下回るによりグループ全体に割り当てられている過剰な資本は本社のマイナス資本として割り当てられます。割当有形株主資本も同様の手法に基づいて算出されますが、のれんおよび無形資産は除外されます。

アフリカ・バンキングの平均株主資本利益率の計算で使用されている株主資本は、（依然としてパークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)に属していないパークレイズのエジプトおよびジンバブエ事業の持分と併せた）パークレイズの BAGL 法定持分およびこれらの事業の買収に伴うパークレイズののれんです。有形株主資本利益率の有形株主資本も同じベースで計算されていますが、買収に伴うパークレイズののれんと BAGL 法定資本に含まれるのれんおよび無形資産は除外されます。

	2014年12月31日に 終了した年度	2013年12月31日に 終了した年度 ¹
	%	%
平均株主資本利益率		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング (PCB)	11.9	9.7
パークレイカード	16.0	15.5
アフリカ・バンキング	9.3	8.1
インベストメント・バンク	2.7	8.2
パークレイズ・コア (本社を除く)	8.9	9.7
本社の影響 ²	0.3	1.6
パークレイズ・コア	9.2	11.3
パークレイズ・ノンコアの影響 ²	(4.1)	(7.2)
調整後パークレイズ・グループ合計	5.1	4.1

	2014年12月31日に 終了した年度	2013年12月31日に 終了した年度
	%	%
平均有形株主資本利益率		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング (PCB)	15.8	12.7
パークレイカード	19.9	19.9
アフリカ・バンキング	12.9	11.3
インベストメント・バンク	2.8	8.5
パークレイズ・コア (本社を除く)	10.8	11.6
本社の影響 ²	0.5	2.8
パークレイズ・コア	11.3	14.4
パークレイズ・ノンコアの影響 ²	(5.4)	(9.6)
調整後パークレイズ・グループ合計	5.9	4.8

¹ 当年度決算における重要性を勘案し、前年度との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ボンドの利益を除いて修正再表示されています。

² 本社およびパークレイズ・ノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率は、それぞれパークレイズ・コア部門と当グループへの影響を示しています。本社およびノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率を表すものではありません。

業績管理

	2014年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2013年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)
親会社の普通株主に帰属する利益／(損失)²		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)	2,075	1,681
パークレイカード	943	822
アフリカ・バンキング	360	356
インベストメント・バンク	415	1,308
本社	112	(89)
パークレイズ・コア	3,905	4,078
パークレイズ・ノンコア	(1,072)	(1,890)
調整後パークレイズ・グループ合計	2,833	2,188
	2014年12月31日に 終了した年度 (億ポンド)	2013年12月31日に 終了した年度 (億ポンド)
平均割当株主資本		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)	175	173
パークレイカード	59	53
アフリカ・バンキング	39	44
インベストメント・バンク	154	159
本社 ³	(4)	(70)
パークレイズ・コア	423	359
パークレイズ・ノンコア	134	171
調整後パークレイズ・グループ合計	557	530
	2014年12月31日に 終了した年度 (億ポンド)	2013年12月31日に 終了した年度 (億ポンド)
平均有形株主資本		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)	131	132
パークレイカード	47	41
アフリカ・バンキング	28	32
インベストメント・バンク	146	153
本社 ³	(6)	(74)
パークレイズ・コア	346	284
パークレイズ・ノンコア	132	168
調整後パークレイズ・グループ合計	478	452
	2014年12月31日に 終了した年度 (億ポンド)	2013年12月31日に 終了した年度 (億ポンド)
期末割当株主資本		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)	179	173
パークレイカード	62	54
アフリカ・バンキング	40	38
インベストメント・バンク	147	146
本社 ³	21	(21)
パークレイズ・コア	449	390
パークレイズ・ノンコア	110	151
調整後パークレイズ・グループ合計	559	541

1 当年度決算における重要性を勘案し、前年度との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの利益を除いて修正再表示されています。

2 その他の株主に帰属する税引後利益2億5,000万ポンド(2013年:ゼロポンド)は、全事業に割り当てられ、剰余金に計上されている税額控除5,400万ポンド(2013年:ゼロポンド)によって相殺されています。相殺後残高である1億9,600万ポンドは、非支配持分(NCI)とともに、平均有形株主資本利益率および平均株主資本利益率の計算に際して税引後利益から控除されています。従って、2014年度の帰属利益27億7,900万ポンドは、剰余金に計上されている税額控除5,400万ポンド(2013年:ゼロポンド)が調整されています。

3 本社のリスク調整後資産と資本控除ならびに普通株主資本と有形普通株主資本の残存残高を含みます。

業績管理

報酬

繰延賞与は従業員が特定期間の勤務を含む一定の状況を満たした場合に限り支払われます。このため、賞与プールの通知と損益計算書上の計上額との間に期間差異が生じ、パフォーマンス・コストの計上額を示した下表の調整が行われます。下表は報酬コストと人件費のその他の項目も示しています。

	パークレイズ・グループ			インベストメント・バンク ¹		
	2014年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2013年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率(%)	2014年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2013年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率(%)
当期賞与						
当期現金賞与	885	957	8	381	411	7
当期株式賞与	757	1,140	34	634	921	31
販売コミッション、コミットメントおよび その他の報奨	218	281	22	38	46	17
当期賞与合計	1,860	2,378	22	1,053	1,378	24
報奨付与合計額から損益計算書計上額への 調整						
控除: 2014年の繰延賞与額	(757)	(1,140)	34	(634)	(921)	31
加算: 過年度からの繰延賞与の当期費用 計上額	1,067	1,147	7	854	933	8
その他 ²	(108)	169		12	99	88
報奨付与合計	2,062	2,554	19	1,285	1,489	14
その他の収益:						
給与 ³	4,998	4,981	-	1,749	1,787	2
社会保障費	659	715	8	268	294	9
退職後給付	624	688	9	120	151	21
手当およびトレーディング報奨	170	211	19	64	86	26
その他の報酬コスト	378	467	19	134	171	22
報奨付与合計⁴	8,891	9,616	8	3,620	3,978	9
その他人件費⁵	2,114	2,539	17	466	530	12
人件費合計	11,005	12,155	9	4,086	4,508	9
調整後収益純額に対する報酬比率	37.7%	38.7%		47.6%	46.2%	
調整後収益に対する報酬比率	34.6%	34.5%		47.7%	46.3%	

報酬に関する詳細は英語版年次報告書の 77-110 ページにある報酬に関する報告をご参照ください。

1 インベストメント・バンクのその他の報酬コストには、本社からの割当のほか、インベストメント・バンクで発生しその他の事業で費用計上された報酬コストと、その他の事業で発生しインベストメント・バンクで費用計上された報酬コストに関する再費用計上純額が含まれています。

2 報奨付与額と、販売コミッション、コミットメントおよびその他長期報奨に係る損益計算書計上額との差異。

3 給与は固定支払部分と役職に基づいた支払額を含んでいます。

4 加えて、社内作成ソフトウェアとして 2 億 5,000 万ポンド(2013 年: 3 億 4,600 万ポンド)のグループ報酬が資産計上されました。

5 その他人件費には、外注、余剰人員の整理および事業再編、その他臨時雇用者の費用が含まれています。

業績管理

繰延賞与が付与されてきており、下表に示される年度において損益計算書に計上されることが予想されています。

損益計算書にこれまで付与されてきた繰延賞与の費用計上が予想される年度¹

	実績		予想 ²	
	2013年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2014年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2015年 12月31日に 終了する年度 (百万ポンド)	2016年 12月31日に 終了する年度以降 (百万ポンド)
パークレイズ・グループ				
2011年からの繰延賞与およびそれ以前の賞与プール	621	202	18	-
2012年からの繰延賞与プール	526	286	106	15
2013年からの繰延賞与プール	-	579	294	145
2014年からの繰延賞与プール	-	-	421	304
損益計算書に反映された繰延賞与	1,147	1,067	839	464
インベストメント・バンク				
2011年からの繰延賞与およびそれ以前の賞与プール	480	172	15	-
2012年からの繰延賞与プール	453	226	84	12
2013年からの繰延賞与プール	-	456	232	113
2014年からの繰延賞与プール	-	-	362	249
損益計算書に反映された繰延賞与	933	854	693	374

¹ 実際の計上額は条件が満たされているか否かに影響され、上記の予想とは異なります。

² 2015年と2016年に実施される可能性がある将来的な付与の影響を含みません。

資金調達リスクー流動性

当グループは、流動性リスクを管理するための包括的なフレームワークを備えています。パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の流動性リスクは、現地通貨および資金調達要件のために別個に管理されています。特段の記述がない限り、本セクションのすべての開示情報は BAGL を除外しており、BAGL については独立的に報告がなされています。現地での要件を満たすため、BAGL の流動性リスクはパークレイズ・グループと一貫したベースで管理されています。

流動性ストレス・テスト

当グループは、内部で設定した流動性リスク選好度(LRA)、プルーデンス規制機構(PRA)が提示した個別流動性ガイダンス(ILG)などの規制基準、および CRD IV の流動性カパレッジ比率(LCR)に対する流動性ポジションを管理しています。2014年12月31日現在、当グループはパークレイズ固有の LRA と LCR それぞれのストレス時の 30 日間の資金流出純額の 100%を上回る適格流動性資産を保有しています。

内部設定および規制に則ったストレス・テスト	パークレイズの LRA (30 日間のパークレイズの 固有シナリオの必要額) ¹ (億ポンド)	CRD IV の LCR 見積もり (億ポンド)
適格流動性バッファー	1,490	1,530
ストレス時の資金流出純額	(1,200)	(1,230)
余剰流動性	290	300
2014 年 12 月 31 日現在での想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	124%	124%
2013 年 12 月 31 日現在での想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	104%	96%

当グループは当期間に内部および規制上のストレス要件に対してより高水準の余剰流動性を構築し、流動性ポジションを強化しました。格付け機関はパークレイズ・バンク・ピーエルシーの信用格付けの評価に政府支援を織り込んでいるため、こうした流動性ポジションは、潜在的な格付けの変更にも対応できています。

パークレイズは市場の資金調達状況や当グループの流動性ポジションのリスクを考慮しつつ、内部設定および規制上のストレス要件に対する余剰流動性を効率的な水準に維持する予定です。こうしたリスクを継続的に再評価することで、余剰流動性の規模の適正化への適切な対応が可能となります。

パークレイズは 2014 年 10 月にバーゼル銀行監督委員会が公表した最終的な基準に基づいて、安定調達比率(NSFR)を 102% (2013 年:94%)と推定しました。

¹ LRA の一環としてモニターされている 3 つのストレス・シナリオのうち、30 日間のパークレイズ固有シナリオの下での比率は最も低い 124%となります(2013 年:104%)。これに対し 90 日間の市場全体シナリオの下での比率は 135%(2013 年:127%)、30 日間の複合シナリオの下での比率は 127%(2013 年:112%)となります。

資金調達リスクー流動性

余剰流動性

	余剰流動性 2014年12月 31日現在	余剰流動性 のうち PRA 適格分 ¹	余剰流動性のうち CRD IV の LCR 適格分 ²		余剰流動性 2013年12月 31日現在
	(億ポンド)	(億ポンド)	レベル 1	レベル 2A	(億ポンド)
			(億ポンド)	(億ポンド)	
2014年12月31日現在					
現金および中央銀行預け金 ³	370	360	340	20	430
国債⁴					
AAA 格	730	720	730	-	520
AA+格から AA- 格	120	110	120	-	90
その他の国債	-	-	-	-	10
国債合計	850	830	850	-	620
その他					
国際機関債および国際開発銀行	90	30	90	-	30
政府機関および政府機関不動産担保証券	110	-	50	50	100
カバード・ボンド(AA-格以上)	30	-	30	-	60
その他	40	-	-	-	30
その他合計	270	30	170	50	220
2014年12月31日現在合計	1,490	1,220	1,360	70	
2013年12月31日現在合計	1,270	1,040	1,090	110	

当年度末の当グループの余剰流動性は 1,490 億ポンド(2013 年:1,270 億ポンド)でした。2014 年において、各月末時点の余剰流動性は 1,340 億ポンドから 1,560 億ポンド(2013 年:1,270 億ポンドから 1,570 億ポンド)の範囲で推移し、月末平均残高は 1,450 億ポンドでした(2013 年:1,440 億ポンド)。余剰流動性は担保に供されていない資産で、支払や決済要件の裏付けとして使用されるものではありません。

パークレイズは余剰流動性を一元的に管理しています。2014 年 12 月 31 日現在、余剰流動性の 92%はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに所在(2013 年:90%)し、パークレイズ・グループ全体の流動性ニーズを満たすために利用可能となっています。残余余剰流動性の大半はパークレイズ・キャピタル・インク(BCI)内部で保有されています。余剰流動性のうち、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの外部に所在する部分は各事業体固有のストレスによる資金流出および規制上の要件に対して保有されています。

預金による調達

顧客向け貸付金の調達(BAGLを含む)	2014年12月31日現在			2013年 12月31日現在
	顧客向け貸付金 (億ポンド)	顧客預り金 (億ポンド)	預貸率 %	預貸率 %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)	2,170	2,990		
パークレイカード	370	70		
アフリカ・バンキング	350	350		
ノンコア(リテール)	200	80		
資金調達合計	3,090	3,490	89%	91
インベストメント・バンク、ノンコア(ホールセール)および その他	1,190	790		
合計	4,280	4,280	100%	101

PCB、パークレイカード、アフリカ・バンキング、ノンコア(リテール)は概ね顧客預り金によって資金調達しています。これらの事業の預貸率は 89%でした(2013 年:91%)。貸付金を上回る顧客預り金は、主にこれらの事業の流動性バッファーとして利用されています。インベストメント・バンク部門はホールセール負債から調達しており、これらの事業からの顧客預り金からの調達に依存していません。グループ全体の預貸率は 100%(2013 年:101%)と概ね変わりませんでした。

2014 年 12 月 31 日現在で、顧客預り金合計 1,280 億ポンド(2013 年:1,220 億ポンド)が英国金融サービス補償スキームその他の類似スキームで保証されています。これらの顧客預り金に加え、その他の負債 40 億ポンド(2013 年:30 億ポンド)が政府によって付保又は保証されています。

1 余剰流動性 1,220 億ポンド(2013 年:1,040 億ポンド)は、BIPRU(銀行、ビルディング・ソサエティ、投資会社のためのプルデンシャル・ハンドブック)12.7 項に規定されている PRA(プルーデンス(健全性)規制機構)要件を満たすものです。更に PRA の 2013 年 8 月の発表によれば、PRA がレベル 2 資産として特定した一部の資産は、経過措置として利用することができます。このようなレベル 2 資産を 120 億ポンド(2013 年:90 億ポンド)保有しています。

2 本表に表示されている流動性カバレッジ比率(LCR)適格資産は当グループの余剰流動性に適格な資産のみを示しており、CRD IV によって定義されるレベル 2B 資産は含まれていません。

3 現金および中央銀行預け金の 95%超(2013 年:95%超)はイングランド銀行、米連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、日本銀行、スイス国立銀行に預けられています。

4 国債の 95%超(2013 年:85%超)は英国、米国、日本、フランス、ドイツ、デンマーク、スイスおよびオランダの債券です。

資金調達リスクー流動性

ホールセール調達

ホールセール調達の構成

ホールセールの資金調達残高合計(レポ取引を除く)は 1,710 億ポンド(2013 年:1,860 億ポンド)でした。うち、750 億ポンド(2013 年:820 億ポンド)は 1 年未満で満期を迎え、220 億ポンド²(2013 年:230 億ポンド)はターム・ファンディングに関連しています。

ホールセールの資金調達残高のうち、330 億ポンド(2013 年:350 億ポンド)は担保付資金調達、1,380 億ポンド(2013 年:1,510 億ポンド)は無担保資金調達でした。

シングル・ポイント・オブ・エントリー(SPOE)破綻処理モデルに備えて、パークレイズは持株会社であるパークレイズ・ピーエルシーによる負債性資本の発行およびターム優先無担保資金調達を開始しました。当グループはパークレイズ・ピーエルシーによる大半の負債性資本およびターム優先無担保資金調達を徐々に借り換えていきます。

期間別 ホールセール調達 ¹	1 か月		9-12 か月			1 年		5 年		合計
	未満 (億ポンド)	1-3 か月 (億ポンド)	3-6 か月 (億ポンド)	6-9 か月 (億ポンド)	10-12 か月 (億ポンド)	未満 (億ポンド)	1-2 年 (億ポンド)	2-5 年 (億ポンド)	以上 (億ポンド)	
パークレイズ・ピーエルシー										
無担保シニア債(公募)	-	-	-	-	-	-	-	13	8	21
劣後調達	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8
パークレイズ・バンク・ピーエルシー										
銀行からの預かり金	92	57	9	5	3	166	2	1	2	171
譲渡性預金およびコマースナル・ペーパー	8	56	78	60	40	242	6	20	6	274
資産担保コマースナル・ペーパー	10	44	2	-	-	56	-	-	-	56
優先無担保債(公募)	-	20	7	11	-	38	27	79	51	195
優先無担保債(私募) ³	6	18	33	38	20	115	72	133	126	446
転換社債/資産担保証券	27	20	7	16	2	72	22	75	60	229
劣後調達	-	1	-	-	-	1	-	29	167	197
その他 ⁴	25	16	8	5	10	64	11	16	26	117
2014 年 12 月 31 日現在合計	168	232	144	135	75	754	140	366	454	1,714
担保付	53	78	17	19	3	170	27	76	60	333
無担保	115	154	127	116	72	584	113	290	394	1,381
2013 年 12 月 31 日現在合計	203	240	155	159	63	820	271	338	426	1,855
担保付	46	37	14	35	7	139	73	65	72	349
無担保	157	203	141	124	56	681	198	273	354	1,506

ホールセールの資金調達残高には 450 億ポンド(2013 年:500 億ポンド)の私募優先無担保債が含まれています。これらの債券は仲介業者およびプライベート・バンクを含む各種販路を通じて発行されています。必要条件ではありませんが、余剰流動性は 1 年未満に満期を迎えるホールセール資金調達は 740 億ポンド(2013 年:450 億ポンド)上回りました。

余剰流動性を控除後のホールセールの資金調達純額の平均満期は少なくとも 105 ヶ月(2013 年:69 ヶ月)でした。

ターム資金調達

当グループは 2014 年の期限前償還を控除後の純額で 150 億ポンド(2013 年:10 億ポンド)のターム資金調達を実施しました。さらに、イングランド銀行の資金調達支援スキームへの参加を通じ、60 億ポンドを調達しました。パークレイズでは、2015 年度中に 230 億ポンド、2016 年度中に 130 億ポンドのターム資金調達が満期を迎えます⁵。

種類、通貨、販路の多様性を備えた安定した資金調達基盤を維持するため、2015 年度に公募ホールセール債券を更に発行する方針です。

信用格付け

現在、パークレイズを含む大半の金融機関の信用格付けには、各国政府が金融システムにとって重要な銀行を破綻させないように支援するこれまでの傾向を反映させるため、ソブリン・サポート相当分のノッチが含まれています。規制の進展に伴い、各格付け機関は徐々にこのサポート分の一部または全部を撤廃する意思を明らかにしてきました。

この意図に沿って、スタンダード・&・プアーズ(S&P)は 2015 年 2 月 3 日、パークレイズの持株会社であるパークレイズ・ピーエルシーを含む一部英国およびスイスの銀行純粋持株会社の格付けから政府支援ノッチを撤廃しました。この結果、パークレイズ・ピーエルシーの格付けは BBB/A-2 に 2 ノッチ引き下げられ、格付け見通しは「安定的(stable)」となりました。この格下げはパークレイズの優先債権者に対する特別の政府支援の可能性が低下したとの S&P の見解を反映したものです。また、S&P はパークレイズ・バンク・ピーエルシー(A/A-1)および子会社、支店、顧客関係のカウンターパーティーを含む大半の英国、ドイツ、オーストリアの銀行業務会社の長期および短期格付けを「格下げ方向のクレジット・ウォッチ(CWN)」に指定しました。S&P が規制による「ペイルイン」の強制が実際に銀行業務会社にどのように運用されるのかについて評価を行っているためです。

1 ホールセール資金調達の構成は貸借対照表に記載された銀行預り金、公正価値で測定された金融負債、発行債券および現金担保と決済残高を除く劣後負債で成っており、イングランド銀行の資金調達支援スキームへの参加を含む担保スワップは含まれていません。銀行預り金には欧州中央銀行(ECB)の期間 3 年の流動性供給オペ(LTRO)による負債 10 億ポンドが含まれています。

2 ターム資金調達の満期は公募指標および私募優先無担保債、カバード・ボンド/資産担保証券(ABS)および商品の当初満期が 1 年超の劣後負債で成っています。

3 ストラクチャード・ノート 350 億ポンドを含み、うち 90 億ポンドは 1 年以内に満期を迎えます。

4 主として公正価値で測定した預り金 50 億ポンドおよび現物金担保付資金調達 50 億ポンドから成っています。

5 2015 年のパイラテラル担保付資金調達 10 億ポンド、2016 年の 10 億ポンドを含みます。

資金調達リスクー資本

CRD IV 資本

欧州連合(EU)は2014年1月1日、自己資本規制(CRR)および改正資本要件指令(CRD IVと総称されます)の下でバーゼル3の実施を開始しました。これらの規制は経過措置ルールの実施を含む、規制上の実務基準およびブルーデンス(健全性)規制機構(PRA)の規則集により補完されます。しかしながら、CRD IVの一部の要素は欧州銀行監督機構(EBA)が公表し、欧州委員会およびPRAが適用する予定の最終的な実務上の基準と明確化によって左右されるため、ルールおよびガイダンスは依然変更される可能性があります。自己資本、リスク調整後資産およびレバレッジの算出はすべてパークレイズによる現行ルールの解釈を反映したものです。

資本比率	2014年	2014年	2013年
	12月31日現在	9月30日現在	12月31日現在
完全施行ベースの普通株式 Tier 1(CET1)	10.3%	10.2%	9.1%
PRA 経過措置ルールに基づく普通株式 Tier 1 ^{1,2}	10.2%	10.0%	9.1%
PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 ^{2,3}	13.0%	12.9%	11.3%
PRA 経過措置ルールに基づく自己資本合計 ^{2,3}	16.5%	16.4%	15.0%
資本要素	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)	59,567	59,571	55,385
(控除)その他の持分商品(AT1 資本として認識)	(4,322)	(4,317)	(2,063)
将来の配当原資としての利益剰余金に対する調整	(615)	(787)	(640)
少数株主持分(連結普通株式 Tier 1 として認められるもの)	1,227	1,182	1,238
その他規制上の調整および控除:			
追加的評価調整(PVA)	(2,199)	(2,641)	(2,479)
のれんおよび無形資産	(8,127)	(7,953)	(7,618)
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	(1,080)	(945)	(1,045)
キャッシュフロー・ヘッジ損益に係る公正価値再評価差額	(1,814)	(617)	(270)
減損を上回る予想損失額	(1,772)	(1,914)	(2,106)
当グループ自体の信用度に関連する公正価値で測定する負債に係る損益	658	581	600
その他規制上の調整	(45)	(88)	(119)
当グループが発行した普通株式 Tier 1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	(25)	(27)	(496)
完全施行ベースの普通株式 Tier 1 資本	41,453	42,045	40,387
未実現利益に係る規制上の調整	(583)	(604)	(180)
PRA 経過措置ルールに基づく普通株式 Tier 1 資本	40,870	41,441	40,207
追加的 Tier 1(AT1) 資本			
資本準備商品および関連株式プレミアム	4,322	4,317	2,063
子会社が発行した AT1 資本(少数株主持分を含む)	6,870	7,549	9,726
控除:段階的廃止の対象となる子会社が発行した金融商品	-	(106)	(1,849)
その他規制上の調整および控除	-	(6)	-
暫定追加的 Tier 1 資本	11,192	11,754	9,940
PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 資本	52,062	53,195	50,147
Tier 2(T2) 資本			
資本準備商品および関連株式プレミアム	800	771	-
子会社が発行した T2 資本(少数株主持分を含む)	13,529	13,856	16,834
控除:段階的廃止の対象となる子会社が発行した金融商品	-	-	(522)
その他規制上の調整および控除	(48)	(93)	(12)
PRA 経過措置ルールに基づく規制上の自己資本合計	66,343	67,729	66,447
リスク調整後資産	401,900	412,892	442,471

1 496億ポンドの移行ベースCRD IV CET1 資本と4,020億ポンドのリスク調整後資産に基づく、パークレイズの Tier 2 コンティンジェンシー・キャピタル・ノートに適用されるCRD IV の CET1 比率(FSAによる2012年10月の暫定発表)は12.3%でした。

2 PRA 経過措置ルールによる自己資本は2013年12月に公表された自己資本規制強化に関するPRAの方針「PS7/13」に定められた指針に基づいています。

3 2014年12月31日現在、パークレイズの完全施行ベースの Tier 1 自己資本は460億2,000万ポンド、完全施行ベースの Tier 1 自己資本比率は11.5%でした。完全施行ベースの規制上の自己資本総額は617億6,300万ポンド、完全施行ベースの総自己資本比率は15.4%でした。完全施行ベースの Tier 1 自己資本および自己資本総額の数値は、CRD IV が定めた経過規定を適用せず、また、CRD IV の関連基準に対する追加的 Tier 1(AT1)およびTier 2(T2)金融商品のコンプライアンスを評価せずに算出されています。

資金調達リスクー資本

(完全施行ベース)普通株式 Tier 1 (CET1)資本の変動

	2014年 12月31日に 終了した3ヶ月 (百万ポンド)	2014年 12月31日に 終了した1年 (百万ポンド)
普通株式 Tier 1 資本の期首残高	42,045	40,387
当期純(損益)／利益	(1,599)	76
当グループ自身の信用度に係る変動	77	58
配当金の変動	(55)	(1,228)
利益から生じた規制上の留保資本	(1,577)	(1,094)
剰余金の変動-株式報奨の正味影響額	171	706
売却可能投資再評価差額の変動	(24)	414
為替換算再評価差額の変動	718	560
退職給付の変動	(145)	205
その他の剰余金の変動	(100)	(329)
その他の適格剰余金の変動	620	1,556
少数株主持分	45	(11)
追加的評価調整(PVA)	442	280
のれんおよび無形資産	(174)	(509)
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	(135)	(35)
予想損失の減損超過額	142	334
当グループが発行した普通株式 Tier 1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	2	471
その他規制上の調整	43	74
規制上の調整およびその他控除項目の増減:	365	604
普通株式 Tier 1 資本の期末残高	41,453	41,453

- 完全施行ベースの CRD IV の普通株式 Tier 1 比率は、普通株式 Tier 1 自己資本が 33 億ポンドの調整項目を吸収した後 11 億ポンド増加し 415 億ポンドとなったことと、リスク調整後資産が 406 億ポンド減少し 4,019 億ポンドになったことを反映して、期中に 10.3%(2013 年:9.1%)と大幅に上昇しました。この改善は当グループの戦略実行における進展および 2016 年までに普通株式 Tier 1 比率 11%超を達成するという Transform 達成に向け、前進していることを反映したものです。2015 年 1 月 2 日に完了したスペイン事業の売却を含めると、2014 年 12 月 31 日現在の完全施行ベースの CRD IV の普通株式 Tier 1 比率は 10.5%に上昇します。
- 普通株式 Tier 1 資本の重要な変動は以下の通りです。
 - 支払配当金および予定配当金の減少額 12 億ポンドの認識
 - 米ドルに対する英ポンド上昇を主因とした、為替換算再評価差益による増加額 6 億ポンド
 - 売却可能投資再評価差額における利益による増加額 4 億ポンド
- 規制上の調整および控除の縮小によって 6 億ポンド増加しましたが、これは自社普通株式 Tier1 商品保有について 5 億ポンド、予想損失の減損超過額について 3 億ポンド、PVA について 3 億ポンドの控除が減少し、これらへのれんおよび無形資産について 5 億ポンドの控除の増加があったことによって一部相殺したものです。追加的評価調整(PVA)の減少は主に教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)にかかるポートフォリオの貸借対照表上の評価調整による 9 億ポンドによるものです。
- 経過措置ルールに基づく自己資本総額は、非累積的コーラブル優先株式 10 億ユーロおよびコーラブル固定金利／変動金利劣後ノート 10 億ユーロ(Tier 2 自己資本)の資本償還を主たる要因に 1 億ポンド減少し、663 億ポンドとなりました。この減少は、完全施行ベースの普通株式 Tier 1 資本の増加および固定金利劣後ノート 12 億 5,000 万ポンドの Tier 2 資本発行によって相殺されました。

資金調達リスクー資本

リスクの種類および事業部門別リスク調整後資産

	信用リスク		カウンターパーティー 信用リスク ¹		市場リスク ²		オペレーショ ナルリスク	リスク調整後 資産合計
	標準的手法 (百万ポンド)	内部格付手法 (百万ポンド)	標準的手法 (百万ポンド)	内部格付手法 (百万ポンド)	標準的手法 (百万ポンド)	内部モデル方式 (百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2014年12月31日現在								
パーソナル・アンド・ コーポレート・バンキング	32,657	70,080	238	1,049	26	-	16,176	120,226
パークレイカード	15,910	18,492	-	-	-	-	5,505	39,907
アフリカ・バンキング	9,015	21,794	10	562	948	588	5,604	38,521
インベストメント・バンク	5,773	36,829	13,739	11,781	18,179	16,480	19,621	122,402
本社	506	2,912	234	62	7	521	1,326	5,568
コア合計	63,861	150,107	14,221	13,454	19,160	17,589	48,232	326,624
パークレイズ・ノンコア	10,679	19,416	3,023	18,406	2,236	13,088	8,428	75,276
リスク調整後資産合計	74,540	169,523	17,244	31,860	21,396	30,677	56,660	401,900

2013年12月31日現在

パーソナル・アンド・ コーポレート・バンキング	30,750	71,635	174	649	57	-	15,020	118,285
パークレイカード	14,357	15,676	-	-	-	-	5,627	35,660
アフリカ・バンキング	7,435	21,807	9	529	494	935	6,837	38,046
インベストメント・バンク	3,681	33,215	11,200	19,511	21,756	16,921	18,096	124,380
本社	251	7,760	411	1,747	3,612	1,356	1,089	16,226
コア合計	56,474	150,093	11,794	22,436	25,919	19,212	46,669	332,597
パークレイズ・ノンコア	19,120	29,677	5,152	20,709	7,819	19,755	7,642	109,874
リスク調整後資産合計	75,594	179,770	16,946	43,145	33,738	38,967	54,311	442,471

リスク調整後資産の変動の内訳

	信用リスク (億ポンド)	カウンターパーティー 信用リスク ¹ (億ポンド)	市場リスク ² (億ポンド)	オペレーショ ナル リスク (億ポンド)	リスク調整後 資産合計 (億ポンド)
2014年1月1日現在	2,554	601	727	543	4,425
簿価	144	(160)	(158)	-	(174)
買収および売却	(129)	(3)	(13)	-	(145)
簿価の質	(44)	(21)	12	-	(53)
モデルの更新	60	35	(10)	34	119
手法および方針	(106)	13	(36)	-	(129)
外国為替	(5)	-	-	(10)	(15)
その他	(34)	26	(1)	-	(9)
2014年12月31日現在	2,440	491	521	567	4,019

- リスク調整後資産は406億ポンド減少して4,019億ポンドとなりました。主な要因は以下の通りです。
 - 簿価の174億ポンド減少。主因はインベストメント・バンクおよびノンコア部門内のトレーディング・ブックのリスク削減で、パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)およびパークレイカード部門の顧客に対する貸付金の増加により部分的に相殺。
 - 買収および売却の145億ポンド減少。主因はノンコア部門の資産売却。2015年1月2日に完了したスペイン事業売却によりリスク調整後資産はさらに50億ポンド減少することとなる。
 - 簿価の質の53億ポンド減少。主因はインベストメント・バンクおよびPCB部門のエクスポーザーのリスク特性の改善。
 - モデルの更新の119億ポンド増加。主因はカウンターパーティー・デフォルト確率を評価するための改訂信用リスク・モデルの実施。
 - 手法および方針の129億ポンド減少。主因は質の高い流動性資産の扱いの規制上の変更。
 - 外国為替の変動の15億ポンド減少。主因は英ポンドに対する南アフリカランドとユーロの下落で、英ポンドに対する米ドルの上昇がこれを一部相殺。

1 デフォルト・ファンド拠出金に係るリスク調整後資産はカウンターパーティー信用リスクに含まれています。

2 CVAに係るリスク調整後資産は市場リスクに含まれています。

3 外国為替の変動はカウンターパーティー信用リスクあるいは市場リスクの変動を含みません。

資金調達リスクー資本

レバレッジ比率要件

以下のレバレッジ・エクスポージャーは PRA の改訂スーパーバイザリー・ステートメント「SS3/13」に従って作成されています。「SS3/13」はエクスポージャー数値を BCBS 270 ベースで算出すること、およびパークレイズが 3%のエンド・ポイント Tier 1 レバレッジ比率を達成することを求めています。

バーゼル委員会は 2014 年 1 月にバーゼル 3 レバレッジ比率算出の改訂基準(BCBS 270)を最終決定しました。欧州委員会は 2015 年 1 月に発効した委任法令によりこの改訂を自己資本規制に取り入れ実施しています。パークレイズは BCBS 270 レバレッジ比率と同委任法令に従って算出されるレバレッジ比率の間に重要な相違があるとは考えていません。

2014 年 12 月 31 日現在、パークレイズの BCBS 270 レバレッジ比率は 3.7%でした。これは金融監督委員会(FPC)がその概略を示した完全施行ベースの予想最低要件に沿った水準です。

BCBS 270 レバレッジ比率

	2014 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2014 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
レバレッジ・エクスポージャー			
会計上の資産			
デリバティブ金融商品	4,400	3,830	3,330
現金担保	730	600	600
リバース・レポ取引	1,320	1,580	1,720
貸付金およびその他の資産	7,130	7,650	7,500
IFRS 資産合計	13,580	13,660	13,150
規制上の連結調整	(80)	(80)	(80)
デリバティブに係る調整			
デリバティブのネットティング	(3,950)	(3,450)	(2,980)
現金担保に係る調整	(530)	(420)	(310)
売建クレジット・プロテクション純額	270	280	290
デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー	1,790	1,950	1,950
デリバティブ調整合計	(2,420)	(1,640)	(1,050)
証券金融取引(SFT)調整	250	340	560
規制上の控除およびその他調整	(150)	(140)	(100)
オフ・バランスシートのコミットメントの加重	1,150	1,100	1,050
完全施行ベースのレバレッジ・エクスポージャー	12,330	13,240	13,530
完全施行ベースの普通株式 Tier 1 資本	415	420	408
完全施行ベースの追加的 Tier 1 資本	46	46	46
完全施行ベースの Tier 1 資本	460	466	454
完全施行ベースのレバレッジ比率	3.7%	3.5%	3.4%

- レバレッジ・エクスポージャーは 2014 年第 4 四半期中に 910 億ポンド減少して 1 兆 2,330 億ポンドとなりました。
 - 貸付金およびその他の資産は 520 億ポンド減少し 7,130 億ポンドとなりました。主因は決済残高の季節的減少 280 億ポンドおよび現金残高の減少 130 億ポンドです。
 - 証券金融取引(SFT)は 350 億ポンド減少して 1,570 億ポンドとなりました。主因は、ノンコアのデレバレッジおよび取引量の季節的減少を反映した IFRS リバース・レポ取引の減少 260 億ポンドおよび SFT 調整 90 億ポンドです。
 - デリバティブ・エクスポージャー合計¹は 80 億ポンド減少しました。主因は潜在的将来エクスポージャー(PFE)の減少 160 億ポンドで、これは IFRS デリバティブおよび現金担保の増加により部分的に相殺されました。
 - デリバティブの PFE は 160 億ポンド減少して 1,790 億ポンドとなりました。主因は取引の圧縮と解約を含む事業活動の縮小および最適化です。これは売りオプションに関連する計算の基準の変更による増加により部分的に相殺されました。
 - その他のデリバティブ・エクスポージャーは 80 億ポンド増加して 920 億ポンドとなりました。主因は IFRS デリバティブが 570 億ポンド増加して 4,400 億ポンドとなったこと、および現金担保が 130 億ポンド増加して 730 億ポンドとなったことが主因です。これは許容されたデリバティブ・ネットティングによりほぼ相殺されました。

¹ デリバティブ・エクスポージャー合計には IFRS デリバティブ金融商品、現金担保およびデリバティブ調整合計が含まれます。

信用リスク

貸付金および減損の分析

	貸付金総額 (百万ポンド)	減損引当金 (百万ポンド)	貸付金 (減損控除後) (百万ポンド)	クレジット・ リスク・ローン (CRL) (百万ポンド)	貸付金総額 に占める CRLの比率 %	貸付金に係る 減損費用 ¹ (百万ポンド)	貸倒率 ベース・ ポイント
2014年12月31日現在							
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	145,114	971	144,143	2,064	1.4	263	18
アフリカ・バンキング	21,334	681	20,653	1,093	5.1	295	138
バークレイカード	38,376	1,815	36,561	1,765	4.6	1,183	308
バークレイズ・コア	204,824	3,467	201,357	4,922	2.4	1,741	85
バークレイズ・ノンコア	20,259	428	19,831	1,209	6.0	151	75
グループ・リテール合計	225,083	3,895	221,188	6,131	2.7	1,892	84
インベストメント・バンク	106,377	44	106,333	71	0.1	(14)	(1)
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	79,622	668	78,954	1,630	2.0	219	28
アフリカ・バンキング	16,312	246	16,066	665	4.1	54	33
本社およびその他事業	3,240	-	3,240	-	-	-	-
バークレイズ・コア	205,551	958	204,593	2,366	1.2	259	13
バークレイズ・ノンコア ²	44,699	602	44,097	841	1.9	53	12
グループ・ホールセール合計	250,250	1,560	248,690	3,207	1.3	312	12
グループ合計	475,333	5,455	469,878	9,338	2.0	2,204	46
売買目的の貸付金	2,693	n/a	2,693				
公正価値で測定すると指定された貸付金	20,198	n/a	20,198				
貸付金(公正価値で保有)	22,891	n/a	22,891				
貸付金合計	498,224	5,455	492,769				
2013年12月31日現在							
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	140,742	1,325	139,417	2,703	1.9	357	25
アフリカ・バンキング	21,586	674	20,912	1,205	5.6	388	180
バークレイカード	33,024	1,517	31,507	1,541	4.7	1,096	332
バークレイズ・コア	195,352	3,516	191,836	5,449	2.8	1,841	94
バークレイズ・ノンコア	40,867	856	40,011	2,118	5.2	320	78
グループ・リテール合計	236,219	4,372	231,847	7,567	3.2	2,161	91
インベストメント・バンク	104,468	-	104,468	-	-	(30)	(3)
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	77,674	701	76,973	1,861	2.4	264	34
アフリカ・バンキング	15,793	352	15,441	722	4.6	89	56
本社およびその他事業	3,072	-	3,072	-	-	(3)	(10)
バークレイズ・コア	201,007	1,053	199,954	2,583	1.3	320	16
バークレイズ・ノンコア	43,691	1,833	41,858	3,148	7.2	581	133
グループ・ホールセール合計	244,698	2,886	241,812	5,731	2.3	901	37
グループ合計	480,917	7,258	473,659	13,298	2.8	3,062	64
売買目的の貸付金	1,647	n/a	1,647				
公正価値で測定すると指定された貸付金	18,695	n/a	18,695				
貸付金(公正価値で保有)	20,342	n/a	20,342				
貸付金合計	501,259	7,258	494,001				

1 売却可能投資およびリバース・レポ取引にかかる減損費用を除いています。

2 クレジット・リスク・ローン(CRL)は、現在売却目的で保有されているスペインにおける貸付金の再分類およびシングルネームのエクスポージャーの償却の結果、8億4,100万ポンド(2013年:31億4,800万ポンド)に減少しました。

取締役の責任に関する記載

各取締役(氏名は以下に記載)は、以下について確認しています。

- ・ 取締役の知る限りにおいて、欧州連合によって採用された IFRS に準拠して作成された要約連結財務書類(英語原文 39 ページから 42 ページに記載)は、当社および連結対象会社の全体としての資産、負債、財政状態および損益について、真実かつ公正な概観を与えるものです。要約連結財務書類は、英語版年次報告書に含まれている 2014 年 12 月 31 日に終了した年度の年次財務書類と併せて読まれるべきです。
- ・ 取締役の知る限りにおいて、経営情報(英語原文 4 ページから 37 ページに記載)には、当社および連結対象会社の全体としての事業展開および業績ならびにポジション、また直面している主要なリスクおよび不確実性についての適正なレビューが含まれています。

以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

アントニー・ジェンキンス
グループ最高責任者

日付

トウシャー・モーザリア
グループ財務担当取締役

日付

パークレイズ・ピーエルシー取締役会:

会長

サー・デビッド・ウォーカー

業務執行取締役

アントニー・ジェンキンス
(グループ最高責任者)
トウシャー・モーザリア
(グループ財務担当取締役)

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー

ティム・ブリードン CBE

クロフォード・ギリス

ルーベン・ジェフリー3 世

ウエンディ・ルーカス=ブル

ジョン・マクファーレン

ダンピサ・モヨ

フリッツ・ヴァン・パーシャン

サー・マイケル・レイク

ダイアン・ド・サン・ビクトル

サー・ジョン・サンダーランド

スティーブ・ティーク

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(監査済)

継続事業	注記 ¹	2014年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)	2013年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)
利息収入純額		12,080	11,600
手数料収入純額		8,174	8,731
トレーディング収益純額		3,331	6,553
投資収益純額 ²		1,328	680
保険契約に基づく保険料収入純額		669	732
その他の収益		186	148
収益合計		25,768	28,444
保険契約に基づく保険金および給付金純額		(480)	(509)
保険金控除後の収益合計		25,288	27,935
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(2,168)	(3,071)
営業収益純額		23,120	24,864
人件費		(11,005)	(12,155)
一般管理費		(9,424)	(9,817)
営業費用		(20,429)	(21,972)
事業の売却(損)/益ならびに関連会社および合併企業の損益に対する持分		(435)	(24)
税引前利益		2,256	2,868
税金	1	(1,411)	(1,571)
税引後利益		845	1,297
以下に帰属するもの:			
親会社の普通株主		(174)	540
その他の株主	8	250	-
株主合計		76	540
非支配持分	2	769	757
税引後利益		845	1,297
継続事業からの1株当たり利益			
基本的普通株式1株当たり利益/(損失) ³	3	(0.7)ペンス	3.8ペンス
希薄化後普通株式1株当たり利益/(損失) ³		(0.7)ペンス	3.7ペンス

1 財務書類に関する注記は、英語原文の43ページから46ページをご参照下さい。

2 投資収益純額には米国リーマンから取得した資産に係る利益4億6,100万ポンドが含まれています。

3 その他の株主持分に帰属する税引後利益2億5,000万ポンド(2013年:ゼロポンド)は剰余金に計上する税控除5,400万ポンド(2013年:ゼロポンド)によって相殺されています。1株当たり利益は残りの1億9,600万ポンドと非支配持分を税引後利益から差し引いて計算したものです。

要約連結財務書類

要約連結損益およびその他の包括利益計算書(監査済)

継続事業	注記 ¹	2014年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)	2013年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)
税引後利益		845	1,297
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益/(損失):			
為替換算再評価差額	9	486	(1,767)
売却可能投資再評価差額	9	413	(382)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	9	1,540	(1,890)
その他		(42)	(37)
損益に振替えられる可能性のある包括利益/(損失)合計		2,397	(4,076)
損益に振替えられないその他の包括利益/(損失):			
退職給付の再測定		205	(515)
当期その他の包括利益/(損失)		2,602	(4,591)
当期包括利益/(損失)合計		3,447	(3,294)
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		2,756	(3,406)
非支配持分		691	112
当期包括利益/(損失)合計		3,447	(3,294)

¹ 財務書類に関する注記は、英語原文の43ページから46ページをご参照下さい。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(監査済)

資産	注記 ¹	2014年	2013年
		12月31日現在 (百万ポンド)	12月31日現在 (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		39,695	45,687
他行からの取立中の項目		1,210	1,282
トレーディング・ポートフォリオ資産		114,717	133,069
公正価値で測定すると指定された金融資産		38,300	38,968
デリバティブ		439,909	350,300
売却可能投資		86,066	91,756
銀行に対する貸付金		42,111	39,422
顧客に対する貸付金		427,767	434,237
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		131,753	186,779
未収還付税および繰延税金資産		4,464	5,026
前払金、未収収益およびその他の資産		19,181	4,415
関連会社および合併企業に対する投資		711	653
のれん		4,887	4,878
無形資産		3,293	2,807
有形固定資産		3,786	4,216
退職給付資産	6	56	133
資産合計		1,357,906	1,343,628
負債			
銀行預り金		58,390	55,615
他銀行への未決済項目		1,177	1,359
顧客預り金		427,704	431,998
レポ取引およびその他類似の担保付借入		124,479	196,748
トレーディング・ポートフォリオ負債		45,124	53,464
公正価値で測定すると指定された金融負債		56,972	64,796
デリバティブ		439,320	347,118
発行債券		86,099	86,693
未払金、繰延収益およびその他負債 ²		24,538	12,934
未払税金および繰延税金負債		1,283	1,415
劣後負債		21,153	21,695
引当金	5	4,135	3,886
退職給付債務	6	1,574	1,958
負債合計		1,291,948	1,279,679
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	7	20,809	19,887
その他の剰余金	9	2,724	249
利益剰余金		31,712	33,186
親会社の普通株主に帰属する株主持分		55,245	53,322
その他の持分商品	8	4,322	2,063
非支配持分を除く株主資本合計		59,567	55,385
非支配持分	2	6,391	8,564
株主資本合計		65,958	63,949
負債および株主資本合計		1,357,906	1,343,628

¹ 財務書類に関する注記は、英語原文の43ページから46ページをご参照下さい。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(監査済)

	払込済株式資本 および株式払込 剰余金 ¹	その他の資本 性金融商品 ¹	その他の 剰余金 ¹	利益 剰余金	合計	非支配 持分 ²	株主資本 合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2014年12月31日に終了した年度							
2014年1月1日現在の残高	19,887	2,063	249	33,186	55,385	8,564	63,949
税引後利益	-	250	-	(174)	76	769	845
当期税引後その他の包括利益	-	-	2,518	162	2,680	(78)	2,602
株式の発行	922	-	-	693	1,615	-	1,615
持分商品の発行および交換	-	2,263	-	(155)	2,108	(1,527)	581
配当金支払額	-	-	-	(1,057)	(1,057)	(631)	(1,688)
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(250)	-	54	(196)	-	(196)
優先株式の償還	-	-	-	(104)	(104)	(687)	(791)
自己株式の増加	-	-	(43)	(866)	(909)	-	(909)
その他の剰余金の変動	-	(4)	-	(27)	(31)	(19)	(50)
2014年12月31日現在残高	20,809	4,322	2,724	31,712	59,567	6,391	65,958
2013年12月31日に終了した年度							
2013年1月1日現在残高	12,477	-	3,674	34,464	50,615	9,371	59,986
税引後利益	-	-	-	540	540	757	1,297
当期税引後その他の包括利益	-	-	(3,406)	(540)	(3,946)	(645)	(4,591)
株式の発行	7,410	-	-	689	8,099	-	8,099
持分商品の発行および交換	-	2,063	-	-	2,063	-	2,063
配当金支払額	-	-	-	(859)	(859)	(813)	(1,672)
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増加	-	-	(19)	(1,047)	(1,066)	-	(1,066)
その他の剰余金の変動	-	-	-	(61)	(61)	(106)	(167)
2013年12月31日現在残高	19,887	2,063	249	33,186	55,385	8,564	63,949

要約連結キャッシュフロー計算書(監査済)

	2014年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)	2013年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)
税引前利益	2,256	2,868
非現金項目の調整	5,620	6,581
営業資産および負債の変動	(16,765)	(32,833)
法人税等支払額	(1,552)	(1,558)
営業活動からのキャッシュ純額	(10,441)	(24,942)
投資活動からのキャッシュ純額	10,655	(22,645)
財務活動からのキャッシュ純額	(3,058)	5,910
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	(431)	198
現金および現金同等物の純減少	(3,275)	(41,479)
現金および現金同等物 期首残高	81,754	123,233
現金および現金同等物 期末残高	78,479	81,754

¹ 払込済株式資本、その他の持分商品、その他の剰余金の詳細は英語原文45-46ページに記載されています。

² 非支配持分の詳細は英語原文の43ページに記載されています。

財務書類注記

1 税金

2014年度の税額14億1,100万ポンド(2013年:15億7,100万ポンド)は、62.5%(2013年:54.8%)の実効税率に相当するものです。実効税率が英国法定税率の21.5%(2013年:23.25%)を上回った理由としては、主に英国外の利益が英国を上回る現地の法定税率で課税されたことと、控除対象外の税金および損金不算入の費用(外国為替に関する進行中の調査と訴訟に係る引当金を含みます)が挙げられます。これは、非課税所得および繰延税金資産の測定に係る修正の影響によって一部相殺されました。また、2013年度の実効税率には、スペインの繰延税金資産の評価減が含まれていました。

繰延税金資産41億3,000万ポンド(2013年:48億700万ポンド)は主に米国およびおよび英国で計上された金額に関連しています。

当期および繰延税金資産および負債	資産		負債	
	2014年 12月31日 (百万ポンド)	2013年 12月31日 (百万ポンド)	2014年 12月31日 (百万ポンド)	2013年 12月31日 (百万ポンド)
当期税金	334	219	(1,021)	(1,042)
繰延税金	4,130	4,807	(262)	(373)
合計	4,464	5,026	(1,283)	(1,415)

繰延税金資産および負債	2014年 12月31日 (百万ポンド)	2013年 12月31日 (百万ポンド)
パークレイズ・グループ・ユーエス・インク(以下「BGUS」といいます。)納税グループ	1,588	1,449
パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国支店(以下「米国支店」といいます。)	1,591	1,362
英国の納税グループ	461	1,171
スペインの納税グループ	54	353
その他	436	472
繰延税金資産	4,130	4,807
繰延税金負債	(262)	(373)
繰延税金純額	3,868	4,434

2 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2014年 (百万ポンド)	2013年 (百万ポンド)	2014年 (百万ポンド)	2013年 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー発行:				
一優先株式	441	410	3,654	5,868
一上位Tier2商品	2	2	486	485
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	320	343	2,247	2,204
その他の非支配持分	6	2	4	7
合計	769	757	6,391	8,564

非支配持分に帰属する株主資本は、優先株式の増減により、21億7,300万ポンド減少して63億9,100万ポンドになりました。パークレイズ・バンク・ピーエルシー優先株式15億2,700万ポンドは、AT1証券の交換取引の一環として買い戻され、消却されました。さらに優先株式6億8,700万ポンドが、第1回目の償還日に償還されました。

財務書類注記

3 1株当たり利益

	2014年12月31日 (百万ポンド)	2013年12月31日 (百万ポンド)
親会社の普通株主に帰属する利益/(損失) ¹	(174)	540
転換可能オプションの希薄化効果	-	1
その他の株主に帰属する税引後利益に係る税額控除	54	-
親会社の株主に帰属する利益/(損失)合計(その他の株主持分に係る税額控除考慮後)	(120)	541
	(百万株)	(百万株)
基本的加重平均発行株式数	16,329	14,308
潜在的普通株式数	296	360
希薄化後加重平均株式数	16,625	14,668
	(ペンス)	(ペンス)
基本的普通株式1株当たり利益/(損失)	(0.7)	3.8
希薄化後普通株式1株当たり利益/(損失)	(0.7)	3.7

4 普通株式配当金

普通株式1株当たり3.5ペンスの2014年度の最終配当金は、2015年3月11日現在の当社の株主名簿に登録された株主に対して2015年4月2日に支払われ、2015年12月31日に終了する年度に利益剰余金の配当として会計処理される予定です。2014年度の財務書類には、当該年度に支払われた以下の配当金が含まれています。

期中の配当金支払額	2014年12月31日に終了した年度		2013年12月31日に終了した年度	
	1株当たり (ペンス)	合計 (百万ポンド)	1株当たり (ペンス)	合計 (百万ポンド)
最終配当金	3.5	564	3.5	441
期中配当金	3.0	493	3.0	418
合計	6.5	1,057	6.5	859

米国およびカナダの適格居住者である米国預託証券(以下「ADR」といいます。)保有者については、普通株式1株当たり3.5ペンスの最終配当金が、米国預託株式(以下「ADS」といいます。)1株(普通株式4株に相当)当たり14ペンス相当となります。ADR預託機関は、2015年3月11日の営業終了時点で登録されているADR保有者に対して、2015年4月2日に最終配当金を支払う予定です。

5 引当金

	2014年 12月31日現在 (百万ポンド)	2013年 12月31日現在 (百万ポンド)
特定行為に係る救済		
- 支払保障保険(PPI)に係る補償	1,059	971
- 金利ヘッジ商品に係る補償	211	1,169
- その他の特定行為関連	375	388
法律、競争および規制関連事項	1,690	485
余剰人員削減および事業再編	291	388
未実行のコミットド・ファンリティおよび提供された保証	94	165
負担付契約	205	100
その他引当金	210	220
合計	4,135	3,886

1. その他の株主持分に帰属する税引後利益2億5,000万ポンド(2013年:ゼロポンド)は剰余金に計上する税控除5,400万ポンド(2013年:ゼロポンド)によって相殺されています。1株当たり利益は残りの1億9,600万ポンドと非支配持分を税引後利益から差し引いて計算したものです。

6 退職給付

2014年12月31日現在、当グループの全制度を通してのIAS第19号(改訂)に基づく年金積立不足額は、15億ポンド(2013年:18億ポンド)でした。当グループの主要制度である英国退職基金(以下「UKRF」といいます。)は11億ポンド(2013年:14億ポンド)の積立不足でした。

UKRFの変動の主な要因は資産価値の増加であり、これは確定給付債務の増加により一部相殺されました。確定給付債務の増加は、長期予想インフレ率が3.05%に低下した(2013年:3.42%)ことによって一部相殺されたものの、割引率が3.67%に低下した(2013年:4.46%)ことに関連しています。

UKRFの3年毎の積立状況についての評価が、2013年9月30日付で行われ、2014年度に完了しました。同日現在の積立不足額は、36億ポンドと算定されました。合意された回収計画に基づき、拠出金の不足額3億ポンドが2015年度および2016年度に基金に支払われる予定です。拠出金の不足額7億4,000万ポンドは、2017年度から2021年度まで毎年追加で支払われる予定であり、その時点の不足レベルに応じて、2021年度の拠出金の不足額のうち最大5億ポンドが2017年度に支払われる予定です。これらの拠出金の不足額は、毎年発生する給付費用の当グループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われるものです。

評価が行われない年度については、制度の保険数理人が積立状況の年次報告を作成しています。直近の年次報告は2014年9月30日現在で実施され、46億ポンドの積立不足が判明しました。

2014年9月30日までの年度における積立不足額の増加は、主に、当年度における英国債の実勢利回りの低下によるものです。

7 払込済株式資本

払込済株式資本は、1株25ペンスの普通株式164億9,800万株(2013年:161億1,300万株)で構成されています。この増加は主に、従業員株式制度およびパークレイズ・ピーエルシー株式配当プログラムに基づく株式発行によるものです。

8 その他の持分商品

43億2,200万ポンド(2013年:20億6,300万ポンド)のその他の持分商品には、パークレイズ・ピーエルシーが2013年度および2014年度に発行したAT1証券が含まれています。2013年度には、固定金利リセッティング永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券が2回に分けて発行されました(元本金額は20億米ドルおよび10億ユーロ)。2014年度には、固定金利リセッティング永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券が3回発行されました(元本金額は12億米ドル、11億ユーロおよび7億ポンド)。2014年度のAT1証券は、15億2,700万ポンドのパークレイズ・バンク・ピーエルシー優先株式(パークレイズ・ピーエルシーでは非支配持分として保有)および6億700万ポンドの劣後債務証券(Tier 1ノートおよび準備資本商品)の交換の一環として発行されました。

この交換取引においてパークレイズ・ピーエルシーは、投資家が保有するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの優先株式およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの劣後債務証券と引き換えに、同投資家にAT1証券を発行しました。当該取引の一環として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーに対応するAT1証券を3回を発行しました。当該取引の完了時に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは当該優先株式および劣後債務商品を消却しました。

AT1証券は、満期日が設定されていない永久債であり、CRD IVに基づくAT1商品として適格となるよう組成されています。

9 その他の剰余金

その他の剰余金 2 兆 7,240 億ポンド(2013 年:2,490 億ポンド)は、主に以下から構成されます。

為替換算再評価差額

2014 年 12 月 31 日現在、為替換算再評価差額の借方残 5 億 8,200 万ポンドが計上されていました(2013 年:借方残 11 億 4,200 万ポンド)。この借方残 5 億 6,000 万ポンド(2013 年:借方残 12 億 100 万ポンド)の減少は主に、米ドルが英ポンドに対して下落したことを反映しています。非支配持分に関連する為替換算再評価差額は、借方残 7,400 万ポンド(2013 年:借方残 5 億 6,600 万ポンド)でしたが、これは南アフリカランドが英ポンドに対してさらに下落したことを反映しています。

当期において、為替換算再評価差額の振替による純利益 9,100 万ポンド(2013 年:500 万ポンド)が、損益計算書に認識されました。

売却可能投資再評価差額

2014 年 12 月 31 日現在、売却可能投資再評価差額は 5 億 6,200 万ポンド(2013 年:1 億 4,800 万ポンド)でした。4 億 1,400 万ポンドの増加(2013 年:3 億 7,900 万ポンドの減少)は主に、大部分が流動性プールに保有されている国債の公正価値の変動から生じた利益 53 億 3,600 万ポンド(これは、関連する金利ヘッジによる損失 40 億 7,400 万ポンド、債券売却により純利益に振替えられた利益 6 億 2,000 万ポンドおよび税金 1 億 300 万ポンドによって相殺されています。)を反映したものです。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

2014 年 12 月 31 日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の貸方に 18 億 1,700 万ポンドが計上されていました(2013 年:貸方に 2 億 7,300 万ポンド)。この 15 億 4,400 万ポンドの増加(2013 年:18 億 2,600 万ポンドの減少)は主に、金利フォワード・カーブの下方シフトによってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が 26 億 6,200 万ポンド増加したこと(この一部は、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書に振替えられる利益 7 億 3,700 万ポンドおよび税金 3 億 8,100 万ポンドによって相殺されています。)を反映したものです。

自己株式

当期において、主に従業員株式制度のために保有する株式の増加を反映して、自己株式の正味購入 9 億 900 万ポンド(2013 年:10 億 4,900 万ポンド)が行われ、繰延株式報酬の権利確定を反映して、8 億 6,600 万ポンド(2013 年:10 億 3,400 万ポンド)が利益剰余金に振替られました。

株主情報

財務関連の日程¹

	日付
配当権利落ち日	2015年3月10日
配当基準日	2015年3月11日
株式配当価額の決定および公表	2015年3月17日
申請書または取消申請書(該当がある場合)の受領締切(ロンドン時間の午後4時30分)	2015年3月20日
配当支払日/新株の取引開始日	2015年4月2日
2015年度第1四半期の期中経営報告書	2015年4月29日

2014年12月31日に終了した年度の最終配当を2015年4月5日に終了する税務年度末前に確実にお支払いするために(これは、株主にとって有益であると私どもは考えます。)、株式配当の選択期間は15営業日から9営業日に短縮されました。配当権利落ち日および配当基準日も通常の木曜日/金曜日から2015年3月10日火曜日および2015年3月11日水曜日にそれぞれ変更されていることにご留意ください。日程の詳細は上記の通りです。

米国およびカナダの居住者である米国預託証券(ADR)の適格保有者の場合、普通株式1株当たり3.5ペンスの最終配当はADS1株当たり14ペンスとなります(ADS1株は4株です)。ADR預託機関は、2015年3月11日水曜日の営業終了時点で登録しているADR保有者に対し、2015年4月2日木曜日に最終配当を宣言します。ADR保有者の配当権利落ち日は2015年3月9日月曜日です。

換算レート ²	2014年	2013年	増減率 ³ (%)
	12月31日 に終了した年度	12月31日 に終了した年度	
期末—米ドル/英ポンド	1.56	1.65	(5%)
平均—米ドル/英ポンド	1.65	1.56	6%
3か月平均—米ドル/英ポンド	1.58	1.62	(2%)
期末—ユーロ/英ポンド	1.28	1.20	7%
平均—ユーロ/英ポンド	1.24	1.18	5%
3か月平均—ユーロ/英ポンド	1.27	1.19	7%
期末—南アフリカランド/英ポンド	18.03	17.37	4%
平均—南アフリカランド/英ポンド	17.84	15.10	18%
3か月平均—南アフリカランド/英ポンド	17.75	16.43	8%

株価データ

	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
パークレイズ・ピーエルシー	243.50 ペンス	271.95 ペンス
パークレイズ・ピーエルシー株式数	164 億 9,800 万株	161 億 1,300 万株
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(旧アブサ・グループ・リミテッド)	182.00 南アフリカランド	132.25 南アフリカランド
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(旧アブサ・グループ・リミテッド)株式数	8 億 4,800 万株	8 億 4,800 万株

他の情報に関するお問い合わせ先

インベスター・リレーションズ

チャーリー・ローゼズ +44 (0) 20 7116 5752

メディア・リレーションズ

ジャイルズ・クルート +44 (0) 20 7116 6132

パークレイズに関する他の情報は私どものウェブサイトからご確認ください: Barclays.com

登録事務所

英国 E14 5HP ロンドン チャーチル・プレイス 1 電話番号: +44 (0) 20 7116 1000 会社番号: 48839

登録機関

パークレイズの登録機関 英国 BN99 6DA ウェスト・サセックス ランシング スペンサー・ロード アスペクト・ハウス エクイニティ
電話番号: (英国内から) 0871 384 2054 (英国外から) +44 121 415 7004

- これらの発表日は暫定的なものであり、変更される可能性があります。株式配当プログラムの日程に変更があった場合、Barclays.com/dividendsに掲載されません。
- 上記の平均レートは、会計上の目的で外国通貨取引を英ポンドに換算するために使用した、当年度の日次直物相場から算出したものです。
- この増減率は、英ポンドで報告された情報が受ける影響です。
- 通話には、1分当たり8ペンスとネットワーク使用料がかかります。営業時間は、英国の祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分(英国時間)です。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。
なお、以下の情報は、2014年3月5日に公表されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2013年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である。

1. 事業内容の概要

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング（「UK RBB」）は、当座預金、貯蓄預金商品及びウルウィッチブランドのモーゲージを提供する英国における有数の大手銀行である。UK RBBはまた、無担保ローン、一般保険、バンキング及び送金サービスを中小企業に提供している。

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキングは、スペイン、イタリア、ポルトガル及びフランスにおいてリテール・サービスを提供し、また様々な販売網を通じて中小企業に事業者向け貸付を提供している。

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキングは、アフリカ及びインド洋地域でリテール・サービスを提供している。

パークレイカード

パークレイカードは、消費者及び法人顧客に対し、クレジットカード及び消費者向け貸付を含む国際的な決済サービスを提供している。

インベストメント・バンク

パークレイズのインベストメント・バンク部門は、大企業、各国政府及び機関投資家顧客に対し戦略的アドバイス、資金調達及びリスク管理のニーズに応じたあらゆる分野のソリューションを提供している。

コーポレート・バンキング

コーポレート・バンキングは、英国及び世界各地で、大企業、金融機関及び多国籍企業を対象に総合的なバンキング・ソリューションを提供している。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントは、世界各国のプライベート顧客及び金融仲介業を営む顧客に焦点を合わせ、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、投資運用、信託業務、並びに委託売買業務を提供している。

本社及びその他の事業

本社及びその他の事業は、本社及び本部サポート機能、移行事業及び連結調整から構成されている。

2. 主要な経営指標等の推移

別紙に記載。

(別紙)

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2009年度、2010年度、2011年度、2012年度及び2013年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

	当グループ				
	2013年 (百万ポンド)	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)	2010年 (百万ポンド)	2009年 (百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ（注1）（注2）					
保険金控除後の収益合計	27,954	24,857	32,382	31,450	29,094
税引前利益	2,885	650	5,974	6,079	4,559
税引後利益	1,308	33	4,046	4,563	10,289
貸借対照表からの抜粋データ（注2）					
非支配持分を除く株主資本合計	61,009	57,067	62,078	59,174	55,925
資産合計	1,312,840	1,488,761	1,563,402	1,490,038	1,379,148
キャッシュフロー計算書からの抜粋データ（注2）					
営業活動からのキャッシュ純額	(25,514)	(15,121)	28,868	17,722	41,421
投資活動からのキャッシュ純額	(22,655)	(6,718)	(1,912)	(5,627)	12,260
財務活動からのキャッシュ純額	6,260	(1,923)	(5,750)	1,123	(610)
現金及び現金同等物一期末現在	80,185	121,896	149,673	131,400	114,340
その他					
当期包括（損失）／利益合計（注2）	(3,279)	(1,292)	4,840	4,500	10,836
平均従業員数（注3）	140,300	143,700	149,700	151,300	153,800

(続き)

	当行				
	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ (注1) (注2)					
保険金控除後の収益合計					
税引前利益					
税引後利益					
貸借対照表からの抜粋データ (注2)					
非支配持分を除く株主資本合計	52,978	45,300	50,759	50,045	47,831
資産合計	1,345,833	1,513,246	1,602,603	1,536,290	1,399,428
キャッシュフロー計算書からの抜粋データ (注2)					
営業活動からのキャッシュ純額	(26,564)	(4,256)	26,250	13,075	26,953
投資活動からのキャッシュ純額	(24,424)	(9,286)	(475)	(5,422)	24,287
財務活動からのキャッシュ純額	6,650	(4,264)	(4,215)	1,942	(533)
現金及び現金同等物一期末現在	64,810	107,664	128,572	109,009	96,357
その他					
当期包括(損失)/利益合計(注2)					
平均従業員数(注3)					

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2009年度、2010年度、2011年度、2012年度及び2013年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2012年度の比較数値は、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第19号「従業員給付」(2011年改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度、2010年度及び2009年度の比較数値については、修正再表示した数値がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2013年度年次報告書において開示されていない。上表に掲載されている2011年度、2010年度及び2009年度の比較数値は、2013年6月28日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注3) 当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。